

①

高知市地域防災計画
高知市水防計画

一般対策編

(令和5年度修正)

高知市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的	1
第2節 作成機関	1
第3節 計画の構成	1
第4節 計画の修正等	1
第5節 計画の推進	2
第6節 基本方針	2
第7節 本計画における用語について	2

第2章 高知市の特性

第1節 自然	4
第2節 社会的条件	4
第3節 被害想定	5

第3章 防災関係機関，市民等の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関，市民等の責務	7
第2節 防災関係機関，市民等の処理すべき事務又は業務	9

第4章 市民と行政が協働して行う安全・安心なまちづくりの推進

第1節 自助，共助及び公助による防災対策の推進	17
第2節 安全・安心なまちづくりの推進	17
第3節 地区防災計画の作成	17

第2編 風水害対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 防災まちづくり	18
第2節 災害に強い土地利用の推進	19
第3節 風水害による浸水の予防	20
第4節 土砂災害の予防	22
第5節 農林水産災害の予防	24
第6節 中山間地域対策	25
第7節 防災啓発	26
第8節 自主防災組織体制の整備	28
第9節 自主的な避難	30
第10節 要配慮者対策	32
第11節 災害対策本部体制の整備	38
第12節 受援体制の整備	39
第13節 災害情報等の収集伝達体制の整備	40
第14節 市所管施設及び設備等の整備	43

第15節	避難施設及び体制の整備	45
第16節	備蓄体制の整備	48
第17節	緊急輸送体制の整備	51
第18節	救急・救助体制の整備	53
第19節	医療救護体制の整備	55
第20節	保健衛生体制の整備	56
第21節	遺体処理体制の整備	57
第22節	市民相談体制の整備	58
第23節	応急仮設住宅の整備	59
第24節	応急危険度判定体制の整備	60
第25節	水道施設及び体制の整備	61
第26節	下水道施設及び体制の整備	63
第27節	災害廃棄物処理施設及び体制の整備	64
第28節	電力施設及び体制の整備	66
第29節	ガス施設及び体制の整備	67
第30節	通信施設及び体制の整備	69
第31節	自発的支援の受入れ体制の整備	70
第2章 災害応急対策計画		
第1節	災害対策（水防）本部の設置及び運営	71
第2節	動員配備	84
第3節	水防活動の実施	88
第4節	災害派遣要請	96
第5節	応援要請等	99
第6節	災害情報等の収集伝達	101
第7節	土砂災害対策活動	105
第8節	農林水産業対策	106
第9節	中山間地域における孤立対策	108
第10節	災害広報	109
第11節	自主防災組織等の活動	111
第12節	避難の指示及び避難誘導	113
第13節	要配慮者への支援	116
第14節	教育関係対策	118
第15節	緊急輸送活動	120
第16節	交通確保対策	123
第17節	市所管施設等の応急対策	124
第18節	避難所の開設及び運営	127
第19節	救援物資等の供給	129
第20節	災害救助法等の適用	131

第21節	救急・救助活動	132
第22節	保健医療調整本部の設置及び運営	134
第23節	災害時公衆衛生活動	137
第24節	遺体の処理等	139
第25節	被災者保護対策	141
第26節	住宅等応急対策	143
第27節	水道施設の応急対策	145
第28節	下水道施設の応急対策	146
第29節	災害廃棄物等収集処理	147
第30節	災害警備	150
第31節	電力施設の応急対策	152
第32節	ガス施設の応急対策	153
第33節	通信施設の応急対策	156
第34節	自発的支援の受入れ	157
第3章 災害復旧・復興計画		
第1節	事前の取組	158
第2節	復興の基本方向及び復興計画	160
第3節	公共施設の災害復旧	162
第4節	都市の復興	164
第5節	経済及び生活の復興	165
第6節	激甚災害の指定	167
第3編 特殊災害対策計画		
第1章 道路災害対策		
第1節	災害予防計画	168
第2節	災害応急対策計画	171
第3節	災害復旧	173
第2章 鉄道災害対策		
第1節	災害予防計画	174
第2節	災害応急対策計画	175
第3節	災害復旧	175

第3章	流出油災害応急対策	
第1節	陸上施設事故対策計画	176
第2節	海上における事故対策計画	178
第3節	費用	180
第4節	環境監視測定の実施	180
第4章	突発的重大事故応急対策	
第1節	対象	181
第2節	措置体制	181

第4編 消防対策計画

第1章	その他災害対策計画	
第1節	危険物等災害対策	183
第2節	林野火災対策	184
第3節	特殊（CBREN）災害対策	185

第 1 編 總 則

第1章 計画の趣旨

計画の目的や基本方針等について定めます。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」といいます。）第42条に基づき、市の地域に係る各種の災害に関し市民の生命、身体及び財産を保護するために市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関、市民、民間事業者、地域団体等がそれぞれ相互に協力した災害予防、災害応急及び災害復旧活動に当たるための諸施策の基本を定め、市の総合的な災害対応力の向上を図ることを目的としています。

第2節 作成機関

- 高知市防災会議が作成します。
- 高知市防災会議は、災対法第16条及び高知市防災会議条例に基づき設置された市の附属機関であって、地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議します。
- 高知市防災会議の組織及び運営に関しては、災対法第16条、高知市防災会議条例及び高知市防災会議運営規則の定めるところによります。

第3節 計画の構成

- この計画は、「一般対策編」、「地震・津波対策編（南海トラフ地震防災対策推進計画を含む。）」及び「資料編」で構成しています。
- 「一般対策編」は、市域内において過去に発生した災害の状況、措置等を基礎資料として、（1）総則、（2）風水害対策計画（水防計画）①災害予防計画、②災害応急対策計画、③災害復旧・復興計画、（3）特殊災害対策計画及び（4）その他災害対策計画についての諸施策を定めるものです。
- 「一般対策編」は、国の防災基本計画、県の地域防災計画及び水防計画等との整合を図り、共通する計画については県の計画を準用します。

第4節 計画の修正等

- この計画は、災対法第42条及び水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正します。
- 上位計画に位置付けられる「高知市強靱化計画」との整合性を図り、適宜必要な修正を行います。

第5節 計画の推進

- 指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は，本計画に記述される地域の実態を踏まえ，各種防災施策，事業等を積極的に推進するものとします。
- この計画は，市職員，防災関係機関等の職員に周知を図るとともに，市民に対しても広く周知していきます。

第6節 基本方針

- 市の地域内において，過去に発生した災害の状況からも災害が発生しやすい地形的・自然的条件下にあり，災害を完全に防止することには限界があることから，「市民の生命，身体」を災害から守る対策を重視し，様々な対策を推進していきます。
- 「周到かつ十分な災害予防」，「迅速かつ円滑な災害応急対策」，「適切かつ速やかな災害復旧・復興」を基本方針とし，それぞれの段階において防災関係機関，市民，民間事業者，地域団体等が一体となって最善の対策をとり，被害の軽減につなげます。
- 自らの命，安全及び財産を自ら守る「自助」，地域の安全等を自分たちで守る「共助」，公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進めます。
- 防災に関する政策及び方針決定過程などにおいて女性や高齢者，障害者等の参画を拡大し，多様な視点を取り入れた防災体制を確立します。

第7節 本計画における用語について

緊急避難場所

津波や火事などから一時的に避難するための施設や公園，高台等をいいます。

また，このうち市があらかじめ指定した施設や場所を「指定緊急避難場所」といいます。

避難所

災害時に自宅が倒壊した場合や，水や電気等が使用できない場合に，一定期間生活を送る施設をいいます。

また，このうち市があらかじめ指定した施設を「指定避難所」といいます。

福祉避難所

高齢者や障害者など，一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に何らかの特別な配慮がされた施設をいいます。

要配慮者

高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦など特に配慮が必要な者をいいます。

要配慮者利用施設

高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦など防災上特に配慮が必要な方が利用する施設をいいます。水防法，土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）及び津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）では，学校，医療機関も含まれます。

避難行動要支援者

本市に居住する要配慮者のうち，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

避難支援等

避難行動要支援者について避難の支援，安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいいます。

避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。

避難支援等実施者

避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいいます。

防災関係機関

国，県，市，指定公共機関及び指定地方公共機関をいいます。

関係機関

防災関係機関以外で，その分野における防災に関する機関をいいます。

地域団体等

自主防災組織，町内会など，市民が主体となって活動を行っている団体をいいます。

第2章 高知市の特性

自然、社会などの条件と災害による被害想定について記述します。

第1節 自然

1 位置

- 四国南部のほぼ中央に位置し、北に急峻な四国山地を背負い、ここに源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。
- 南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線を有しています。

2 山地

- 標高 1,176 メートルの工石山を有する北部の中山間地域は豊かな自然を擁していますが、中山間地域は土砂災害等による集落の孤立が懸念されます。

3 平野

- 中央の平野部は、鏡川や国分川などによって形成された沖積平野となっており、標高が低く、特に河口付近には約7平方キロメートルにわたって海拔ゼロメートル地帯が広がっていることから、過去に幾多の水害を経験しています。

4 気象

- 年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路に当たることから、年によっては3,000ミリを越す世界的にも有数の降水量があります。
- 年間2,000時間を越える日照時間は、都道府県庁所在地で上位に位置しています。
- 年平均気温については、都道府県庁所在地の平均値と比較して1～2度ほど高く、総じて温暖です。

第2節 社会的条件

1 沿革

- 1889（明治22）年に市制が施行され、以後、幾度かの合併を経ながら県都として発展してきました。
- 1945（昭和20）年7月の空襲により中心部の建物はその大半が焼失、翌年12月には南海地震が発生し強い揺れによる建物の倒壊や地盤沈下による浸水など大きな被害を受けましたが、復興へのめざましい取組を経て発展し、1998（平成10）年には四国初の中核市となりました。

- 現在、県民人口の4割以上の人々が暮らす地方中核都市であるとともに、みどり豊かな森林を持つ鏡村・土佐山村、県内有数の農業生産高を誇る春野町との合併により、中山間地域、田園地域及び都市部がバランスよく調和し、仁淀川と、市内中心部を流れる鏡川などの清流を有する都市となっています。

2 人口等

- 市の人口は、2005（平成17）年までは増加傾向にありましたが、2006（平成18）年以降は減少しており、2020（令和2）年国勢調査においては、326,545人となっています。
- 世帯数は増加傾向が続いており、2020（令和2）年国勢調査においては、総世帯数は154,171世帯、1世帯当たりの人員は2.11人となっています。
- 本市では単独世帯の割合が高く、2020（令和2）年で42.4パーセントと全国平均（38.0パーセント）を大きく上回っています。
- 年齢3区分別人口の割合を見ると、2020（令和2）年国勢調査においては、年少人口（0～14歳）が12.0パーセント、生産年齢人口（15～64歳）が57.7パーセント、老年人口（65歳以上）が30.3パーセントとなっており、年々高齢化率の上昇、若年層の減少が進んでいます。
- 今後の人口推計でもこの傾向が強まると予想され、総人口のほか年少人口割合、生産年齢人口割合は減少する一方で、老年人口割合は逆に増加すると見込まれています。

第3節 被害想定

この計画では、本市の気候、地理的・社会的条件を勘案しながら、以下のような過去に発生した災害等を想定し対策を推進していきます。

1 風水害

- 台風
 - 1976（昭和51）年台風17号
台風の停滞（6日間降水量1,305.5ミリ） 市長「非常事態宣言」
死傷者6名 全半壊89世帯 浸水46,429世帯
- 集中豪雨
 - ・1998（平成10）年9月集中豪雨
秋雨前線の停滞（1時間最大雨量129.5ミリ・2日間降水量874ミリ）
死傷者18名 全半壊33世帯 浸水19,749世帯
 - ・2014（平成26）年8月集中豪雨
台風11・12号（1時間最大雨量74ミリ・10日間降水量1,208ミリ）
家屋一部損壊73世帯 床上浸水375世帯 床下浸水491世帯
崖崩れ・道路損壊177件

2 地震・津波（詳細は「地震・津波対策編」）

（1）最大クラスの地震・津波（南海トラフの巨大地震：L2）

2012（平成24）年12月に県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水想定」による最大クラスの地震・津波を対象とします。

- ・現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波
- ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

（2）発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）

2012（平成24）年12月に県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水想定」による安政南海地震クラスの地震・津波を対象とします。

- ・2003（平成15）年度に県が公表した地震・津波予測を、最新の地形地盤データにより再度推計したもの

3 大規模な事故等による災害（詳細は「特殊災害対策計画編」及び「消防対策計画編」）

- 道路災害や鉄道災害、その他突発的的重大事故等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定します。

第3章 防災関係機関，市民等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関，公共的団体，防災上重要な施設の管理者，市民，民間事業者，地域団体等がその責務を果たすために相互に連携及び協力しながら遂行する防災にかかる事務又は業務を記述します。

第1節 防災関係機関，市民等の責務

防災関係機関，公共的団体，防災上重要な施設の管理者，市民，民間事業者，地域団体等は，防災業務の実施に関して次の責務を負います。

1 市

- 市の地域並びに市民の生命，身体及び財産を災害から保護するために防災の第一次的責任者として地域防災計画を作成し，県，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施します。
- 地域防災計画に，市民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け，必要があると認める場合は，地域防災計画に地区防災計画を定めます。
※【資料編】「地区防災計画一覧」を参照
- 消防機関，消防団等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体その他防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか，市民等が行う自発的な防災活動の促進を図ります。
- ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を認識し，その自主性を尊重しつつ連携に努めます。

2 県

- 法令及び地域防災計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに，市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け，かつその総合調整を行います。
- 被災により市町村が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は，応急措置の全部又は一部を市町村に代わって行います。
- 防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め，市町村域，県域を越えた広域防災支援体制を構築します。

3 指定地方行政機関

- 災対策に基づき、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- 災対策に基づき、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等の公共的団体並びに石油等危険物保管施設及び津波避難場所として適当な空間を有する施設等の防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施します。

6 市民

- 「自らの身の安全は自らが守る」ことを基本に、その自覚を持ち、食料や生活必需品の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、防災訓練及びその他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めます。
- 被害が発生した場合は、負傷者等への支援及び市や防災関係機関が行う防災活動などに協力するよう努めます。

7 民間事業者

- 災害時に果たす役割を十分認識し、取引先とのサプライチェーンの確保等事業継続上の取組を継続的に実施するとともに、市が実施する防災に関する施策に協力するよう努めます。

8 地域団体等

- 「自らの地域は自らが守る」ことを基本に、個人では十分対応できない地域の防災及び減災対策を推進します。
- 災害発生直後の情報収集、地域住民等への情報伝達、避難行動要支援者の避難支援等を行うよう努めます。
- 避難所等における協力や支援活動、自らの地域の復旧・復興活動への参加を担うよう努めます。

第2節 防災関係機関，市民等の処理すべき事務又は業務

防災関係機関，公共的団体，防災上重要な施設の管理者，市民，民間事業者，地域団体等が処理すべき事務又は業務は次のとおりとします。

1 市

処理すべき事務又は業務
(1) 市地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施
(2) 防災に関する組織の整備
(3) 防災知識の普及及び教育並びに防災訓練の実施
(4) 自主防災組織の育成及びその他市民の自発的な防災活動の促進
(5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄，整備及び点検
(6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
(7) 災害に関する情報の収集，伝達及び広報
(8) 避難情報の発令並びに指定避難所の開設及び運営
(9) 消防，水防その他応急措置
(10) 被災者の救助及び救護活動
(11) 緊急輸送の確保
(12) 食料，医薬品及びその他物資の確保
(13) 災害時の保健衛生及び応急教育
(14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
(15) 災害復旧・復興の実施

2 県

処理すべき事務又は業務
(1) 県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施
(2) 防災に関する組織の整備
(3) 防災知識の普及及び教育並びに防災訓練の実施
(4) 自主防災組織の育成支援及びその他住民の自発的な防災活動の促進
(5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄，整備及び点検
(6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
(7) 災害に関する情報の収集，伝達及び広報
(8) 市町村が実施すべき避難情報の発令及び指定避難所の開設の代行
(9) 水防その他応急措置及び市町村が実施すべき応急措置の代行
(10) 被災者の救助及び救護活動
(11) 緊急輸送の確保
(12) 食料，医薬品及びその他物資の確保
(13) 災害時の交通規制，社会秩序の維持，保健衛生及び応急教育の確保
(14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
(15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
(16) 災害復旧・復興の実施

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
中国四国管区 警察局四国警察 支局	(1) 管区内各県警察の災害警察活動並びに相互援助の指導及び調整 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携 (3) 管区内防災関係機関との連携 (4) 管区内各県警察，管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の確保及び統制 (6) 広域緊急援助隊の運用 (7) 管区内各県警察への気象予警報等の伝達
四国財務局 高知財務事務所	(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 (2) 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 ① 災害関係の融資 ② 預貯金の払戻及び中途解約 ③ 手形交換，休日営業等の配慮 ④ 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ⑤ その他非常金融措置 (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付 (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
四国厚生支局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業，農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地及び農業用施設等の防災 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理 (3) 農作物に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農地，農業用施設，海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ，営農資材及び生鮮食料品等の供給，病害虫の防除，家畜の衛生管理等の災害応急対策 (5) 農地，農業用施設，海岸保全施設及び農業共同利用施設についての災害復旧計画の樹立並びに災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と合併実施する災害関連事業 (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金，農林漁業金融公庫資金等の融資

機関名	処理すべき事務又は業務
中国四国農政局 高知地域センター	災害時における応急食料の緊急引き渡し
四国森林管理局	(1) 国有林野の治山及び治水事業並びに民有林直轄治山事業の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整
四国経済産業局	(1) 被災商工業，鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 災害時における電気，ガス及び石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国 産業保安監督部 四国支部	(1) 災害時における電気及びガス事業にかかる応急対策等 (2) 危険物等の保安の確保 (3) 鉱山における災害の防止 (4) 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局 高知運輸支局	(1) 災害時における自動車による輸送のあつせん (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あつせん
大阪航空局 高知空港事務所	(1) 災害時における人員及び応急物資の空輸に対する利便確保 (2) 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知海上保安部	(1) 海上災害に関する警報等の伝達及び警戒 (2) 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 (3) 海上における人命救助 (4) 避難者，救援物資等の緊急輸送 (5) 係留岸壁付近，航路及びその周辺海域の水深調査 (6) 海上における流出油事故に関する防除措置 (7) 船舶交通の制限，禁止，整理及び指導 (8) 危険物積載船舶に対する移動の命令，航行の制限及び禁止並びに荷役の中止 (9) 海上治安の維持 (10) 海上における特異事象の調査
高知地方気象台	(1) 気象，地象，地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象，地象（地震にあつては，発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発に努める。

機関名	処理すべき事務又は業務
四国総合通信局	(1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導 (2) 高知県非常通信協議会の育成指導 (3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 (4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 (5) 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	(1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 (2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 (3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 (4) 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 (5) 労働条件の確保に向けた総合相談 (6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払い (7) 被災労働者に対する労災保険給付 (8) 労働保険料の納付に関する特例措置 (9) 雇用保険の失業認定に関すること (10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
四国地方整備局	(1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 (2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表及び伝達 (3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表及び伝達 (4) 直轄河川の水質事故対策、通報等 (5) 直轄ダムの放流等通知 (6) 港湾、海岸及び空港の建設及び改良による災害防止 (7) 港湾、海岸及び空港の災害応急対策 (8) 港湾、海岸及び空港の災害復旧事業並びに流出油の防除 (9) 災害関連情報の伝達及び提供 (10) 災害ポテンシャル情報等に関する普及及び啓発活動 (11) 公共土木施設の応急対策及び復旧並びに地域の復興等に関する応援及び支援
中国四国防衛局	(1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

4 自衛隊

処理すべき事務又は業務	
	(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力 (3) 災害派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況の把握 ② 避難の援助 ③ 避難者等の捜索及び救助 ④ 水防活動 ⑤ 消防活動 ⑥ 道路の啓開 ⑦ 応急医療 ⑧ 救護及び防疫 ⑨ 通信支援 ⑩ 人員及び物資の緊急輸送 ⑪ 給食 ⑫ 給水及び入浴支援 ⑬ 宿泊支援 ⑭ 危険物の保安及び除去 (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達
(株)NTTドコモ 四国	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
日本郵便(株)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資

機関名	処理すべき事務又は業務
日本銀行	(1) 現金の確保及び決済機能の維持 (2) 金融機関の業務運営の確保 (3) 非常金融措置の実施
日本赤十字社	(1) 災害時における医療救護活動及び助産 (2) こころのケア (3) 死体の処理 (4) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (5) 被災地応援救護班の編成及び派遣の措置 (6) 被災者に対する救援物資の配布 (7) 義援金の募集受付 (8) 防災ボランティア活動体制の整備
日本放送協会	(1) 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報及び安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速道路(株)	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力(株) 四国電力送配電(株)	(1) 電力施設の保全及び保安 (2) 電力の供給
KDDI(株) 高松テクニカル センター	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害時における通信の疎通確保

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
四国ガス(株) (一社)高知県 LPガス協会	(1) ガス施設の保全及び保安 (2) ガスの供給 (3) 避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさん テレビ(株) (株)エフエム高知	(1) 気象警報等の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 県民に対する防災知識の普及 (4) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報及び安否情報の提供

機関名	処理すべき事務又は業務
とさでん交通(株) (一社)高知県 バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資、避難者等の輸送の協力
(一社)高知県 トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県 医師会	(1) 災害時における医療救護活動 (2) 大規模災害時における「高知県災害時の保健医療活動における組織体制計画」及び「高知県災害時医療救護計画」に基づく各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(一社)高知県 建設業協会	災害時における公共土木施設、公共施設等に関する応急対策業務への協力
(公財)高知県 消防協会	(1) 防災及び防火思想の普及 (2) 消防団員等の教養、訓練及び育成 (3) 要配慮者等の避難支援への協力
(公社)高知県 看護協会	(1) 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 (2) 大規模災害時における「高知県災害時の保健医療活動における組織体制計画」及び「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(社福)高知県 社会福祉協議会	(1) 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 (2) 災害時における福祉施設の人材あっせん (3) 災害時におけるボランティア活動 (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸与
(株)高知新聞社	(1) 県民に対する防災知識の普及 (2) 災害時における広報活動 (3) 災害時における生活情報及び安否情報の提供
(一社)高知県 歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療救護活動 (2) 大規模災害時における「高知県災害時の保健医療活動における組織体制計画」及び「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(公社)高知県 薬剤師会	(1) 災害時における薬剤師の派遣 (2) 大規模災害時における「高知県災害時の保健医療活動における組織体制計画」及び「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動

7 市民

活 動 内 容	参 照 項 目
(1) 防災訓練やその他防災活動への参加	第2編第1章第7節
(2) 過去の災害から得られた教訓の伝承やその他の取組による防災への寄与	第2編第1章第7節
(3) 災害発生時に必要な生活必需物資等の備蓄	第2編第1章第16節
(4) 初期消火及び負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力	第2編第2章第11節

8 民間事業者

活 動 内 容	参 照 項 目
(1) 事業継続計画（BCP）の策定及び運用	第2編第1章第8節
(2) 防災体制の整備	第2編第1章第8節
(3) 事業所の耐震化	第2編第1章第8節
(4) 防災訓練の実施	第2編第1章第8節
(5) 各計画の点検及び見直し	第2編第1章第8節
(6) 取引先とのサプライチェーンの確保	第2編第1章第8節
(7) 従業員等の安全確保及び地域住民等への支援	第2編第2章第11節
(8) 二次災害の防止	第2編第2章第11節

9 地域団体等

活 動 内 容	参 照 項 目
(1) 地域内の危険箇所の把握と改善	第2編第1章第7節
(2) 地域内の防災体制の整備	第2編第1章第8節
(3) 防災訓練やその他防災活動の実施	第2編第1章第8節
(4) 地域内の被災状況等の情報収集及び市への報告	第2編第2章第6節
(5) 地域住民への被災状況等の情報伝達	第2編第2章第6節
(6) 被災者及び避難行動要支援者への支援	第2編第2章第13節
(7) 避難所等の開設及び運営	第2編第2章第18節

第4章 市民と行政が協働して行う安全・安心なまちづくりの推進

市民，民間事業者，地域団体等が行政と協働して行う防災活動について定めます。

第1節 自助，共助及び公助による防災対策の推進

- 市民一人ひとりの自立と地域の絆を深め，市民，民間事業者，地域団体等が行う「自助」「共助」と，防災関係機関等が行う「公助」を防災及び減災の両輪として，一体となった安全・安心なまちづくりを推進していきます。
- 地域団体，NPO団体，民間事業者，大学等様々な主体を含む市民と行政が協働して防災対策を進めます。
- 平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，災害発生時には初期消火や負傷者の救助，避難所の運営など市やその他の防災関係機関等が行う応急対策活動への協力に努めるものとします。

第2節 安全・安心なまちづくりの推進

- 災害に対して，それぞれの地域が抱える課題や脆弱性を見つけ，行政と協働でそれらの改善方法を検討します。
- 要配慮者に対する安否確認や避難支援体制についての検討を行います。

第3節 地区防災計画の作成

- 各地域の特性（自然特性・社会特性）や想定される災害等に応じた「地区防災計画」を地域団体等が中心となって作成し，地域防災力の向上につなげます。
※【資料編】「地区防災計画一覧」を参照

第2編 風水害対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 防災まちづくり

第1 基本方針

施設整備や建物の耐震化，ライフラインの機能確保などを防災関係機関等と連携して実施することにより，災害を未然に防止又は軽減します。

第2 方策

1 公助

(1) 災害に強い市街地の形成

- 安全で安心して暮らせる都市空間の形成のため，計画的な市街地整備においては，災害発生時の応急対策活動の効果的な実施や被害の拡大防止を考慮します。

(実施主体) 都市計画課，市街地整備課

(2) 風水害を予防する施設整備

- 治山，治水及び急傾斜地崩壊対策並びに農地などの防災事業による風水害対策を実施します。
- 対策を実施する場合は，災害が発生しても，その効果が粘り強く発揮できるようにします。

(実施主体) 地域防災推進課，農林水産課，耕地課，鏡地域振興課，土佐山地域振興課，道路整備課，河川水路課，上下水道局

(3) ライフライン施設等の機能確保

- 電気，ガス，上下水道，電話等の各ライフライン事業者は，洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに，災害発生時には，早期復旧できる体制を構築します。

(実施主体) 上下水道局，防災関係機関

第2節 災害に強い土地利用の推進

第1 基本方針

公園や緑地等の整備促進並びに土地利用の規制及び誘導を図ることにより、災害を未然に防止又は軽減します。

第2 方策

1 公助

(1) 公園、緑地等の整備対策

- 市街地の公園、緑地等は災害時の緊急避難場所、防災活動の拠点等として整備促進を図ります。
- 高台で整備を行う産業団地では、防災施設の計画的な整備を図ります。
(実施主体) みどり課, 産業政策課

(2) 市街地浸水対策

- 宅地造成開発の指導、施設整備などにより、市街地の浸水対策を促進します。
 - ① 宅地造成開発の指導
市街地浸水を防ぐ視点から、宅地造成開発の適切な指導を実施します。
 - ② 下水道等の整備
市街地の浸水常襲地区の浸水解消等のために公共下水道等の整備促進を図ります。
(実施主体) 都市計画課, 河川水路課, 上下水道局

(3) 土地利用に関する規制、誘導

- 市街地形成の誘導、建築の制限などにより安全な土地利用を図ります。
 - ① 安全な都市環境形成の誘導
 - ・災害に強い都市構造を実現するための、土地の有効利用に向けた柔軟な用途地域の見直しを行います。
 - ・災害危険区域等における建築物等の新規立地は抑制しつつ、災害危険区域等からの移転は許容します。
 - ・盛土等に伴う災害から人命を守ります。
 - ② 災害危険区域での建築行為の禁止等
 - ・建築基準法第39条に基づく条例の規定により、災害危険区域として指定された区域において、条例の規定に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止又は制限を行います。
 - ・建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物について制限します。
 - ・人家、公共施設等保全対象の多い危険個所を優先に、保安林又は保安施設地区に指定を行い、立木の伐採や土地の形質の変更を規制します。

(実施主体) 都市計画課, 建築指導課

第3節 風水害による浸水の予防

第1 基本方針

気候変動による風水害の激甚化・頻発化に備え、海面上昇など気候変動の影響による沿岸域の災害リスクの増加への対応を検討するとともに、本市の河川流域において、国・県・ダム管理者等、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」の取組を計画的に推進します。

第2 方策

1 公助

(1) 浸水区域の把握及び周知

- 想定し得る最大規模の降雨に伴う浸水想定区域についてハザードマップ等を作成し、住民に周知徹底を図ります。
- 防災関係機関は、過去の水害履歴を把握し、それを基本に抜本的な災害予防計画を策定します。
- 防災関係機関は、水害リスクを住民に周知するための技術的支援を行います。

(実施主体) 防災政策課, 防災関係機関

(2) 河川改修

- 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大と浸水被害等を踏まえ、それぞれの河川の状況に応じた改修事業を計画実施するとともに、国・県へ要望していきます。

(実施主体) 河川水路課, 国, 県

(3) 内水排除

- 下水道未整備区域の早期整備を図るとともに、都市型浸水に対応できるよう整備済みの市街地の排水能力強化も視野に入れ、下水道事業による雨水対策を積極的に行います。
- 内水排除に重要な役割を果たす排水ポンプ等の排水施設については、耐震化、耐水化及び維持管理を徹底して排水能力を維持するとともに、既存施設を最大限に活用しながら、他事業との連携等による効率的な対策を進めます。
- 宅地開発及び市街地の発展による地域の自然条件の変化も考慮し、排水路、水門等の系統的な整備を行います。

(実施主体) 耕地課, 河川水路課, 上下水道局

(4) 高潮対策

- 過去の台風等から想定される高潮と30年確率波浪を想定して堤防、護岸、離岸堤、消波工等の施設を整備します。

(実施主体) 国, 県

(5) 道路及び橋りょうの管理及び整備

- 災害拡大防止と災害時の交通確保のために側溝及び暗きよの整備、橋りょうの耐震化、崩土の防止等必要な施設の整備を行うとともに、平常時から点検及び維持補修を行います。
- 道路の冠水による事故を未然に防止するために県警察等との連携の下、適切な道路管理に努めます。

(実施主体) 耕地課, 道路管理課, 道路整備課, 国, 県

(6) 広域防災拠点施設の整備

- 災害時における緊急避難場所としてのみでなく、臨時ヘリポートや耐震性非常用貯水槽なども備えた広域的な防災拠点施設を整備します。

(実施主体) 防災政策課, 上下水道局

(7) 監視警戒体制の整備

- 浸水危険区域に対し、大雨又は河川の水位が上昇したときに迅速及び的確な巡視警戒を行えるよう監視体制を整えておくとともに、ポンプ場雨量情報等監視システム及びポンプ場ポンプ運転監視システムによる適切な情報把握を行います。
- 鏡ダム（鏡川水系）、大渡ダム・筏津ダム（仁淀川水系）及び休場ダム（国分川水系）からの放流等に関する情報を把握し、必要な場合は地域住民等に伝達します。

(実施主体) 防災政策課, 耕地課, 河川水路課, 上下水道局

第4節 土砂災害の予防

第1 基本方針

土砂災害警戒区域等を把握し住民に周知するとともに、森林や里山の保全、土砂災害の未然防止等の対策を危険度に応じ実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 土砂災害に備える

- 普段から周辺地域の地形の特徴や過去の災害履歴及び土砂災害警戒区域等の位置を把握するとともに、土砂災害の前兆現象に注意を払うようにします。
- 大雨等の際、地面や斜面に亀裂を発見したら、市などに情報提供を行うとともに、速やかに避難するよう心がけます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 危険箇所, 警戒区域等の周知

- 土砂災害警戒区域等の既存データを基に、標識板の設置や防災マップ及びハザードマップの作成を行い、広く市民等に周知します。
- 危険と判明した宅地擁壁等については所有者等に周知し安全性向上を促します。
- 大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地のおおむねの範囲を示した「大規模盛土造成地マップ」を作成し、広く市民に周知します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 都市計画課, 県

(2) 森林, 里山及び農地の保全

- 生物多様性の保全に最大限配慮し、防災機能とも調和した里山の保全に努めます。
- 森林の荒廃によるがけ崩れや樹園地等農地の土壌崩壊などを防止するために森林の保全や耕作放棄の発生防止を図るとともに、農地の保全に努めます。

(実施主体) 新エネルギー・環境政策課, 農林水産課, 鏡地域振興課, 土佐山地域振興課, 春野地域振興課, 耕地課

(3) 防災施設等の整備

- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止対策などを国・県に要望します。
- 土砂災害警戒区域等について、危険度の高い箇所から順次がけ崩れ防止対策工事を実施するとともに、県が所管する工事等については、その促進を県に要望します。

(実施主体) 地域防災推進課, 道路管理課, 道路整備課, 県

(4) 応急体制の整備

- 土砂災害や造成宅地崩落等が発生した場合に備えて、一般社団法人高知県建設業協会等との連携による応急時の体制整備を図ります。

(実施主体) 地域防災推進課, 道路管理課, 道路整備課, 耕地課,
鏡地域振興課, 土佐山地域振興課, 春野地域振興課

第5節 農林水産災害の予防

第1 基本方針

農業、林業及び水産施設等の改善、湛水防除事業や土地改良事業等の導入により農林水産物の被害の軽減を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 農業対策

- 湛水防除事業や土地改良事業等を導入し、排水機場や用排水路の計画的な修繕や更新等を進めるとともに、非常時における施設点検等の管理体制の充実を図ります。
- 農道の側溝及び法面を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止します。
- ハウス、農舎、その他共同利用農用施設等について、被害を最小限に止めるための対策を推進します。
- 畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、家畜の予防接種などを徹底します。

(実施主体) 農林水産課, 耕地課, 鏡地域振興課, 土佐山地域振興課, 春野地域振興課

(2) 林業対策

- 林道、作業道及び治山施設の被害防止のために各施設をあらかじめ調査及び補強を行う等の措置を実施します。

(実施主体) 鏡地域振興課, 土佐山地域振興課

(3) 水産対策

- 春野漁港施設機能保全計画に基づく施設の維持管理を行うとともに、波浪による施設の被害を防止するため、防波堤等の整備を行います。
- 气象台から高潮や高波に関する注意報・警報が発表された場合は、必要に応じて春野漁港への立ち入りを禁止するなど、人的被害の防止措置を実施します。

(実施主体) 農林水産課

第6節 中山間地域対策

第1 基本方針

中山間地域における山地災害を防止するために治山及び道路施設等の整備を実施するとともに、防災施設及び応急時の体制の整備を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 治山対策

- 市有林について間伐等を実施し、水源かん養等の公益的機能を高度に発揮できる森林の育成を図ります。
- 国・県が行う治山事業等の進ちょく状況を随時把握するとともに、関係事業の実施を要望していきます。

(実施主体) 鏡地域振興課, 土佐山地域振興課

(2) 道路交通の管理及び整備

- 林道, 基幹作業道等を適正に管理するとともに, 未舗装道の舗装化により降雨からの侵食を防ぎ防災機能の向上を図ります。
- 道路が寸断された場合を想定し, 防災関係機関等と連携し孤立地域に対する陸・空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築します。

**(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 耕地課, 鏡地域振興課,
土佐山地域振興課, 道路管理課, 道路整備課, 県**

(3) 防災施設及び設備の整備

- 中山間防災計画に位置付けた各地区の拠点となる公民館, 集会所等の無線通信設備を整備します。
- 輸送手段確保のための緊急用ヘリコプター離着陸場等の整備を進めます。

(実施主体) 地域防災推進課

(4) 応急体制の整備

- 迅速かつ的確な災害対応と円滑な災害対策支部の運営を図るための体制を整備します。
- 土砂災害等が発生した場合に備えて, 一般社団法人高知県建設業協会等との連携による応急時の体制整備を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 耕地課, 道路管理課, 道路整備課

第7節 防災啓発

第1 基本方針

広報活動や防災研修等を通じ、市民や事業者等に対して日頃からの災害に対する備えを啓発するとともに、各種防災訓練を実施することによって災害対応力の向上を図ります。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 災害を知る

- 本市で発生しうる災害の特性を知り、その災害に備えるための知識を習得するために地域防災に関わる講演会、講習会等に参加するよう努めます。
- 地域で発生した災害の履歴や危険箇所等を把握及び確認します。
- 地域の次世代を担う人たちに被災経験や災害の危険性を伝承し、永続的な防災及び減災に努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 防災教育及び啓発の実施

- 市民や事業所等の防災知識及び意識の向上を図るために広報紙、ホームページ等での情報提供とともに、防災マップ、ハザードマップ、パンフレット等の配布などによる広報活動を積極的に行います。
- 実践的な防災教育や訓練を通して、率先避難や発災前の事前避難など、災害時や災害発生のおそれがある場合に主体的に行動ができる地域住民、生徒等を育成します。
- 避難行動要支援者については、早い段階での避難開始が必要であることから、日頃から情報収集手段等の周知を図ります。
- 災害時要配慮者への支援については、避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」などを活用し、自主防災組織や町内会などに周知を行います。
- 要配慮者本人にも予想される被災状況や事前の備え等、防災に関する知識の周知を行い、自主防災組織活動への参加を促します。
- 事業所へは、災害により被害を受けても重要業務が中断しないよう、又は中断しても短い期間で再開することができるよう事業継続計画（BCP）の策定の必要性及び重要性について周知を図るとともに、策定に向けた支援を行います。

- 県内外から訪れる観光客等については、看板設置やパンフレット配置などにより、災害時の行動について周知を行います。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 広聴広報課, 健康福祉総務課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課, 観光企画課, 観光魅力創造課, 学校教育課, 消防局

(2) 防災研修等の実施

- 市民や市職員, 教育関係者, 事業所の従事者, 自主防災組織などを対象に, 想定される災害の規模や被害, 事前の備え, また自ら率先した防災活動等が実行できるよう, 必要な防災知識や心構えなどに関する研修等を積極的かつ継続的に実施します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 人事課, 消防局, 教育研究所, 各課

(3) 防災訓練の実施

- 災害を想定し, 職員の役割に応じた参集訓練や避難誘導訓練など発災時の活動訓練を定期的の実施し, 初動体制の確立を図ります。
- 防災関係機関と協力して現地訓練や情報収集伝達訓練等各種訓練を実施し, 相互の緊密な連携体制を確立します。
- 市民や事業所等に対しては, 地域の特性や環境に応じた各種訓練の実施を要請するとともに, 訓練の指導及び支援を積極的に行います。
- 市をはじめ防災関係機関等が実施する訓練への積極的な参加を呼びかけます。
- 市内の小・中学校等については, 消防計画等に基づき定期的に避難訓練等を実施します。
- 社会福祉施設等の管理者は, その施設利用者等を発災時に迅速かつ適切に避難させることに配慮した訓練を実施します。
- 各訓練実施後は, 検証を経て課題等を明らかにし, 今後の訓練に反映させるとともに, 必要に応じて避難及び消防計画等の修正を行います。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 消防局, 学校教育課, 各課

第8節 自主防災組織体制の整備

第1 基本方針

災害時に地域住民自らが被害の防止及び軽減を図り、被害を最小限に止めるよう、自主防災組織の設置を推進しその育成を図ります。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 組織活動の促進

- 自主防災組織等の地域団体は、平常時から地域の災害特性に応じた学習会、訓練、資機材整備等の自主防災活動を行うとともに、学校や消防団等の地域の様々な団体と連携し、その活動の活性化や継続に努めます。
- 民間事業者は、事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、建物の耐震化、防災訓練等を実施するとともに、取引先とのサプライチェーン確保等事業継続のための取組を強化するなど防災力向上に努めます。

(実施主体) 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 自主防災に関する意識啓発

- 「防災人づくり塾」などの人材育成事業や自主防災組織を対象とした講習会等を通じ、地域の防災意識の向上を図ります。
- 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」資格を市民が取得するための支援を行うとともに、市内に在住又は通勤及び通学する防災士で組織する「高知市防災士連絡協議会」の活動支援を行います。
- 自主防災組織が参加する訓練において初期消火訓練等の指導を通じ、防災意識の向上を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 消防局

(2) 自主防災組織づくりの推進

- 町内会等と連携し、市民が組織を結成するために必要な資料の提供や組織結成への指導及び助言を行います。

(実施主体) 地域防災推進課

(3) 組織活動の促進

- 結成した自主防災組織やそのリーダー等に対する勉強会及び講習会を開催し、地域防災力の向上に努めます。
- 各地区消防団や防災関係機関等と連携し、自主防災組織が実施する訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに、活動の促進を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 消防局

(4) 自主防災組織への助成

- 自主防災組織が実施する学習会の開催、消防団や防災関係機関等と連携した防災訓練の実施、自主防災活動に必要な防災倉庫及び防災資機材の整備などを促進するために「高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱」及び「高知市防災資機材等整備費補助金交付要綱」に基づき必要な助成を行います。

(実施主体) 地域防災推進課

(5) 自主防災組織間相互の協力体制の構築

- 自主防災組織相互の協力体制の確立を図るために先進地区の事例紹介や情報交換等を行うことを目的として、2015（平成27）年3月31日に設立された「高知市自主防災組織連絡協議会」の活動活性化に努めます。

(実施主体) 地域防災推進課

(6) 事業所の自主防災体制の強化

- 多数の人が利用する事業所については、防火管理者及び防災管理者が消防計画の作成及び各種訓練の実施並びに消防用設備の点検及び整備を行うよう指導し、出火防止及び初期消火体制の強化に努めます。
- 一定規模以上の事業所については、消防資機材を装備した「自衛消防組織」の設置及び隊員の講習訓練等の指導を行い、活動能力の向上を図ります。

(実施主体) 消防局

第9節 自主的な避難

第1 基本方針

市民が災害から安全に避難できるよう、緊急避難場所等を知らせるサインづくりや避難方法の検討に取り組みます。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 平常時の取組

- 自宅や事業所などから緊急避難場所までの間にある危険箇所及び安全に通行可能な避難経路を把握します。
- 迅速な避難を行うために市民一人一人が、警戒レベルや避難情報の意味を正しく理解します。
- 地域団体等は、市が実施する避難訓練等に参加するとともに、地域特性に応じた独自の訓練を積極的に企画立案及び実施するよう努めます。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を策定するとともに、避難訓練を実施します。
- 緊急時でも迅速に安否確認等ができるよう、普段から家族や従業員、地域住民等との連絡先を把握するとともに、連絡方法を確認します。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 日常から危険性を知らせるサインの整備

- ハザードマップなどとともに、過去の浸水範囲等を伝えるサイン等を整備し、日頃からの防災啓発に努めます。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

(2) 緊急避難場所等を知らせるサインの整備

- 緊急避難場所や避難所を示す標識を分かりやすい場所に設置し、地域住民の迅速かつ的確な避難につなげます。
- 夜間に避難する際においても目印となるよう避難誘導灯の整備に努めます。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

(3) 避難の開始を知らせるサインの整備

- 固定系防災行政無線等の整備を行うとともに、地域住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識を整備するよう努めます。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 河川水路課

(4) 要配慮者利用施設への支援

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設の避難確保計画策定や避難訓練実施などについて支援します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 介護保険課, 障がい福祉課, 高齢者支援課, 地域保健課, 保育幼稚園課, 教育委員会, 国, 県

第10節 要配慮者対策

第1 基本方針

災害時に、自ら迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児等）への情報伝達体制や避難支援体制を確立します。

第2 方策

1 自助・共助

（1）要配慮者支援体制の整備

- 避難支援等関係者は、平常時から行政と協働し、避難行動要支援者情報の把握や安否確認及び避難支援体制の確立を推進します。
- 地域団体等は、福祉避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するために行政と協働して開設及び運営訓練を実施します。
- 要配慮者は、できる限り地域の自主防災活動に参加するよう努めます。
（実施主体）市民、民間事業者、地域団体等

2 公助

（1）要配慮者支援体制の確立

- 災害時の要配慮者支援については「高知市災害時要援護者支援対応マニュアル」を基に対応することとし、関係各課が連携して支援活動が行えるよう体制を確立します。
- 災害時の要配慮者支援体制構築のために自主防災組織等による事前準備活動について、避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」などを活用し実施することとし、必要な助言や活動支援を行います。

（実施主体）防災政策課、地域防災推進課、健康福祉総務課、消防局

（2）避難行動要支援者名簿

- 災対法第49条の10第1項の規定に基づき、避難支援等を実施する基礎とするため、避難行動要支援者名簿を作成します。名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は、以下の要件に該当する者とし、ただし、生活の基盤が自宅にない者、又は、自力で避難することが可能である旨を申し出た者については、名簿に掲載しません。
 - ① 要介護認定3～5を受けている者
 - ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者
 - ③ 療育手帳Aを所持する者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
 - ⑤ 日常生活において部分介助及び全面介助を要する在宅難病患者

- ⑥ 上記以外で特に支援の必要があり、支援を希望する者
- 災対法第49条の10第1項及び第2項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿には以下の情報を記載します。当該情報は名簿作成に必要な個人情報であり、その入手方法については、関係各課で把握している情報の集約を行うとともに、市で把握できていない情報については、県その他の者に対し情報提供を求めます。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号その他連絡先
 - ⑥ 避難支援等を必要とする事由
 - ⑦ 上記以外に避難支援等の実施に関し必要と認める事項
- 災対法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の状況は時間経過とともに常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも年1回の名簿の更新を行います。
- 庁内においては市総合防災情報システム等を活用しながら関係各課で避難行動要支援者情報の共有化を図り、災害時に安否確認や生活支援が行える体制を構築します。
- 避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保するために適正に管理します。
- 災対法第49条の11第2項の規定に基づき、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（名簿情報）を平常時から避難支援等関係者へ提供することについて当該避難行動要支援者本人に意思確認を行い、以下の避難支援等関係者となる者（その連合体を含む）に対して、名簿情報を平常時から提供するものとします。
 - ① 地区民生委員児童委員協議会
 - ② 高知市社会福祉協議会
 - ③ 地区社会福祉協議会
 - ④ 自主防災組織
 - ⑤ 町内会（自治会、自治公民館等を含む。）
 - ⑥ 高知市消防局
 - ⑦ 高知市消防団
 - ⑧ 高知県警察
 - ⑨ その他市長が認めた団体
- 災対法第49条の12の規定に基づき、名簿情報の提供に際して情報漏

えいを防止し、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置として、以下の措置を講じます。

- ① 管理者を限定するよう説明すること
- ② 個人情報が無用に共有，利用されないようにすること
- ③ 守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ④ 厳重な保管を行うよう依頼すること
- ⑤ 必要以上に複製しないよう説明すること
- ⑥ 必要に応じて管理状況の報告を求めること
- ⑦ 平常時から名簿情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は，当該名簿情報の活用後に廃棄・返却等を求めること
- ⑧ 個人情報の適正管理に関する研修を開催すること

(実施主体) 防災政策課，地域防災推進課，健康福祉総務課，介護保険課，地域保健課，健康増進課，障がい福祉課，基幹型地域包括支援センター，子育て給付課，子ども育成課，母子保健課，消防局

(3) 個別避難計画

- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成に努めます。作成に当たっては、以下のとおり優先度を設定します。
 - ① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲
次のいずれにも該当する者として。
 - ・ハザードリスクの高い地域に居住する者
 - ・A D L（日常生活動作）の低い者
 - ② 作成目標期間
令和3年度から起算しておおむね5年間とします。
 - ③ 作成の進め方
自助（自ら個別避難計画を作成すること）を基本として、共助・公助（自ら個別避難計画を作成することが困難な方について市が個別避難計画作成を支援すること）で補完していきます。
- 災対法第49条の14第1項及び第3項の規定に基づき、個別避難計画には以下①から④までの情報を記載するものとします。当該情報は個別避難計画作成に必要な個人情報であり、その入手方法については、関係各課で把握している情報の集約を行うとともに、市で把握できていない情報については、県その他の者に対し情報提供を求めます。避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員など）から情報を取得します。

- ① 名簿情報
 - ② 避難支援等実施者の氏名又は名称，住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - ③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ④ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 個別避難計画の作成に際しては，個別避難計画を作成すること及び個別避難計画に記載し，又は記録された情報（個別避難計画情報）を平常時から避難支援等関係者へ提供することについて，当該避難行動要支援者本人に意思確認を行います。
- 本人や家族の申し出，平常時からの訪問活動，見守り活動及び防災活動などの契機を通じて，個別避難計画の更新の必要性を確認します。避難行動要支援者の状態（転居，心身の状況等），災害時の情報伝達（緊急連絡先等）又は避難誘導（避難支援等実施者，避難先等）等の事情に変更があれば，更新を行うよう努めます。更新の周期については，本人又は避難支援等関係者から変更の申出があった場合に随時行うよう努めます。
- 個別避難計画については，避難行動要支援者及び第三者のプライバシーを保護するとともに，個別避難計画を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保するために適正に管理します。
- 災対法第49条の15第2項の規定に基づき，災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し，個々の避難行動要支援者ごとの避難支援等の実効性を高めるため，避難支援等関係者となる者（その連合体を含む。）に対して，個別避難計画情報を平常時から提供するものとします。
- 災対法第49条の16の規定に基づき，個別避難計画情報の提供に際して情報漏えいを防止し，避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置として，以下の措置を講じます。
- ① 管理者を限定するよう説明すること
 - ② 個人情報が無用に共有，利用されないようにすること
 - ③ 守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
 - ④ 施厳重な保管を行うよう依頼すること
 - ⑤ 必要以上に複製しないよう説明すること
 - ⑥ 必要に応じて管理状況の報告を求めること
 - ⑦ 平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は，当該個別避難計画情報の活用後に廃棄・返却等を求めること
 - ⑧ 個人情報の適正管理に関する研修を開催すること
- (実施主体) 地域防災推進課，健康福祉総務課，介護保険課，地域保健課，健康増進課，障がい福祉課，基幹型地域包括支援センター，子ども育成課，母子保健課，消防局**

(4) 施設への支援

- 社会福祉施設等の施設内の安全確保に必要な設備の整備及び整備の補助等を行います。
- 夜間時を含めた避難マニュアルの策定及び避難訓練の実施を支援します。
- 社会福祉施設等が被害を受け機能を失った場合に代替となりそうな施設の選定や運営方法などについて協議し、体制や費用についての検討を行います。

(実施主体) 健康福祉総務課, 介護保険課, 障がい福祉課, 福祉管理課, 高齢者支援課, 保育幼稚園課

(5) 外国人への啓発及び支援

- 防災パンフレットの翻訳やホームページへの掲載等を通じて、外国人の防災意識啓発を図ります。
- 市社会福祉協議会や県国際交流協会等と連携して、災害時の外国人支援に関するボランティア活動等に協力します。

(実施主体) 総務課

(6) 福祉避難所の確保及び運営

- 一般の避難所での生活が困難な要配慮者が安心して生活できるよう、社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所を確保します。
- 福祉避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するために各施設や地域の実情に応じて福祉避難所運営マニュアルを策定します。
- 被害状況により福祉避難所が不足することも想定されるため、指定避難所のバリアフリー化を推進するとともに、県や近隣市町村、社会福祉施設等関係団体との協議等によって要配慮者の避難スペースを確保するよう努めます。

(実施主体) 健康福祉総務課, 地域防災推進課

(7) 避難支援等関係者との連携体制の確立

- 避難支援等関係者との協働により、平常時から避難行動要支援者情報の把握や安否確認及び避難支援体制の確立を推進します。
- 避難支援等関係者による支援のための事前の活動や訓練について、避難行動要支援者本人の協力や参加を促します。
- 災対法第50条第2項の規定に基づき、避難支援等関係者本人らの生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、避難支援等関係者が避難支援等を行う際に安全を確保するためのルールや計画などを地域住民全体で話し合っして策定し、これを周知することに努めます。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 健康福祉総務課, 消防局

(8) 的確な情報伝達活動

- 災対法第56条第2項の規定に基づき、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮に関しては、要配慮者に対し正確かつ迅速に情報提供を行うために個々の要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し、地域住民等の連携による伝達など多様な伝達手段の整備に努めます。
- 情報伝達については、誰もが分かりやすい言葉や表現をもって伝達するとともに、同じ障害であっても必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 健康福祉総務課

第11節 災害対策本部体制の整備

第1 基本方針

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するために災害対策本部体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 災害対策本部体制の整備

- 災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うために職員の配備体制や勤務時間外における参集体制の整備を行います。
- 速やかな災害対策本部の設置及び運営並びに部局間の連携及び応援体制等を確立するために救援対策本部, 保健医療調整本部, 廃棄物対策本部, 上下水道対策本部及び消防対策本部の「本部設置・運営マニュアル」を策定します。
- 各部局は総務担当課を中心に部局内の連携体制を整備するとともに, 必要に応じ業務継続計画(BCP)を策定することにより応急活動体制を整備します。

**(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 健康福祉総務課, 保健所,
新エネルギー・環境政策課, 上下水道局, 消防局**

(2) 初動体制の確保及び職員参集体制の整備

- 職員による災害時初動活動を迅速かつ的確に行うために「災害時初動活動マニュアル」を適宜修正するとともに, 職員参集カードの導入を検討します。
- 災害対策本部を速やかに設置するために1次参集場所への参集を基本とします。ただし, 被災状況等によって1次参集場所へ参集できない場合は, 2次・3次の順に参集場所を変更します。
 - ① 1次参集場所(各職場:本部要員は災害対策本部)
 - ② 2次参集場所(支部等[※])
※支部等…鏡庁舎, 土佐山庁舎, 春野庁舎及びふれあいセンター(14施設)
 - ③ 3次参集場所(最寄りの小・中学校)
- 職員の参集状況は, 市総合防災情報システム及び上記参集場所に整備した防災行政無線等を活用し把握します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 各課

第12節 受援体制の整備

第1 基本方針

広域で甚大な被害が発生し、本市の防災体制のみでは対応できない場合を想定し、受援体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 協定等の締結推進

- 防災関係機関や民間事業者と防災協定の締結を推進し、災害対応力の強化に努めます。
- 広域災害に備え、同時に被害を受ける可能性が低い自治体との相互応援協定の締結を推進します。
- すでに応援協定等を締結している関係機関とは、日常業務をはじめ連絡会や訓練等を通じて、応援時の実戦的な協力体制を確立強化します。

(実施主体) 各課

(2) 受援体制の確立

- 「高知市受援計画」を準用し、国・県・他市町村等からの外部支援の受入れや適切な配分など、受援に係る総合調整を早期かつ円滑に行うために、庁内の受援体制を確立します。
- 「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画」及び「高知市受援計画」の実効性確保と発災時の対応力向上のため、定期的な訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。

(実施主体) 防災政策課, 人事課, 各課

第13節 災害情報等の収集伝達体制の整備

第1 基本方針

様々な応急対策を迅速に実施する上で基本となる気象情報、予警報、被害状況など災害情報等の収集伝達体制の整備充実を図ります。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 正確で素早い情報収集及び伝達

- 災害情報や避難情報の種類や入手方法を普段から確認します。
- 携帯ラジオなど緊急時に有効な情報収集手段を準備します。
- 収集した情報を速やかに近隣住民等へ伝達できる体制の整備に努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 収集伝達体制の整備

- 被害状況等各種情報の迅速な収集伝達及び共有化を図るために市総合防災情報システムの更なる充実を図ります。
- 防災関係機関や指定避難所等を結ぶ防災行政無線等の整備をはじめ、消防、清掃等の部局内専用無線などの通信ネットワークを充実させて、収集伝達機能の強化を図ります。
- 「Jアラート（全国瞬時警報システム）」から受信した緊急情報を、固定系防災行政無線から市民等へ瞬時に伝達できる体制を整えます。
- 災害時優先電話の確保や衛星通信の活用など関係機関との協議を踏まえ、情報収集伝達機能の多様化を図ります。
- 自主防災組織等のネットワーク化や民生委員及び児童委員との連携強化、アマチュア無線の整備等により地域の被害情報等の収集体制を確立します。
- 雨量監視システム、県総合防災情報システム、民間気象会社等を活用した気象情報等の収集体制を整備します。
- 災害時の情報収集の中核となる通信指令システムの更新による機能確保と、消防救急デジタル無線による情報収集体制の強化を図ります。
- SNSなど多様な伝達手段を活用し、災害情報を分かりやすく提供する仕組みを構築します。

- 「災害時オペレーションシステム」による、被害状況等各種情報の迅速な収集、伝達、共有機能の強化を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 地域保健課, 環境業務課,
上下水道局, 消防局

(2) 予警報の伝達

- 市民等の迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう気象特別警報、気象警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、避難情報の意味を周知するとともに、その伝達方法等についてもあらかじめ検討します。
- 洪水、土砂災害等の災害事象の特性及び収集できる情報を踏まえ、避難情報発令の判断基準や発令対象地区、伝達手段等を取りまとめた「避難情報の判断・伝達マニュアル」の見直しを適宜行います。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域ごとの予警報の伝達方法及びその他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定め、それらをまとめたパンフレット等の配布を行います。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

(3) 被害情報等収集体制の整備

- 道路台帳等各施設のデータ化や共有化を行い、迅速な復旧業務につなげます。
- 「高知市住家及び非住家被害認定マニュアル」に基づき、被害調査の標準化を図ります。
- 下水道等各施設の被害状況調査マニュアルを作成し調査の迅速化を図ります。

(実施主体) 税務管理課, 市民税課, 資産税課, 耕地課, 住宅政策課,
道路管理課, 河川水路課, 上下水道局

(4) 広報体制の確立

- 市民、報道機関等へ災害情報、生活関連情報などを迅速に広報できるようLアラート(災害情報共有システム)などの基盤を整備するとともに、災害時に提供すべき情報についてあらかじめ整理するなど災害時における広報体制を確立します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 広聴広報課

(5) 職員への伝達体制の強化

- 初期の災害対応を迅速に行うために気象台より発表された気象警報等を庁内放送や行政事務支援システムなどを用いて職員に伝達し、情報の共有を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

(6) 国・県等関係機関への伝達体制の強化

- 災害対応を迅速に行うために国や県へ報告すべき情報についてあらかじめ整理するとともに、定期的に関係機関等の連絡担当者を確認するなど災害時伝達体制の強化を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 各課

(7) 観測機器の点検及び改修

- 既設の観測機器の定期点検を実施するとともに、老朽機器の早期改修等に努めます。

(実施主体) 上下水道局, 県

第14節 市所管施設及び設備等の整備

第1 基本方針

被害を最小限に止めつつ業務継続あるいは早期復旧を可能とするために市所管施設の浸水対策をはじめ、停電対策、コンピュータ設備の保護対策、救助資機材の整備等を推進し、災害に強い施設整備を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 市所管施設の防災体制の整備

- 施設利用者及び職員の安全と行政機能を確保するために市所管施設については、立地条件、建築構造、建築後経過年数等から災害時に問題がないかどうかを点検し、優先順位をつけて対策を講じます。
- 指定避難所として位置づけている所管施設については、避難スペースや情報収集機器の確保等、避難所として有効に活用するための整備を行います。
- 市所管施設の新築又は改築を計画する際は、防災の観点に基づき計画するとともに、代替エネルギーの活用を含め自家発電設備等の整備を図ります。

(実施主体) 各施設所管課

(2) 市所管施設の浸水対策

- 受電設備や資機材の整備等浸水対策を実施するとともに、排水機場など管理を委ねている市所管施設については、あらかじめ管理者、関係機関等との連携体制を整備し浸水対策を実施します。

(実施主体) 各施設所管課

(3) 市所管施設の停電対策

- 災害時の停電に備え、非常用電源設備等の設置を推進します。
- 非常用電源設備が浸水のおそれのある低層階に設置されている場合は、浸水するおそれのない階へ移動するなどの対策を講じます。
- 非常用発電設備の日常点検を実施するとともに、その操作方法についても熟知しておきます。

(実施主体) 各施設所管課

(4) 情報処理体制の整備

- 情報処理システムに係る重要機器（サーバ等）については、耐災害性に優れた本庁舎や外部のデータセンターへ配置するとともに、発災後早期に利用が必要な情報処理システムについては、庁舎内にバックアップシステムの整備を図ります。
- 通信障害に備え、通信回線や通信機器を多重化するなどの対策を講じます。
- その他については、「高知市情報セキュリティ基本方針」に基づき、被害を防止及び軽減するための対策を講じます。

(実施主体) 情報政策課, 各課

(5) 災害用資機材等の整備

- 市所管施設には応急時の備えとして、必要に応じ簡易救助用資機材等を整備します。
- 土のう用土砂や現地収集可能資材を把握し緊急時に備えます。
- 防災倉庫に整備している資機材の定期的な点検及び補充を行います。

(実施主体) 地域防災推進課, 各施設所管課

第15節 避難施設及び体制の整備

第1 基本方針

迅速かつ的確な避難行動ができるよう避難誘導體制を整備するとともに、安全な避難生活を確保するため指定避難所等の整備を行います。

第2 方策

1 公助

(1) 緊急避難場所、避難所及び広域避難所の指定

- 指定緊急避難場所は、災害の危険性から命を守るために緊急的に避難をする場所として、災対法第49条の4に基づき、緊急的に避難ができるよう確実に開放されている場所又は施設（管理条件）のうち、災害が及ばない場所又は施設（立地条件）であること、立地条件を満たすことはもとより、満たさない場合であっても、耐震性を有し、津波等の浸水想定以上の避難スペースを有するなど安全な構造（構造要件）であること等を総合的に勘案し、洪水、火災、津波等災害の種類ごとに指定を進めていきます。
- 指定避難所は、災害の発生時における被災者が一定の期間避難生活を送るための施設として、災対法第49条の7に基づき、主には、避難生活の長期化が想定される南海トラフ地震を想定して、耐震性を有し、津波等の災害が及ばない施設を基本に指定を進めていきます。収容人数の基準は、おおむね2平方メートルに1名とし、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に係る収容人数の基準は、4平方メートルに1名とします。
- 指定広域避難所は、指定避難所のうち、市域を越えた広域的な避難を行った場合に滞在するための施設で、「中央圏域における広域避難に関する協定書」に基づき、市内で避難所が不足する場合に備え、避難先市町村と協議の上、指定を進めていきます。

(実施主体) 防災政策課、地域防災推進課

(2) 福祉避難所の指定

- 災害時要配慮者の避難所として福祉避難所の指定を行います。
- 福祉避難所は、日常より要配慮者が利用する公共施設や社会福祉施設等へ協力を依頼し、承諾が得られた施設を指定します。

(実施主体) 健康福祉総務課、地域防災推進課

(3) 緊急避難場所及び避難所の整備

- 本庁舎等市所管施設の新築及び改築の際には、来庁者や市民が避難できるスペースの整備を推進し、緊急時の安全を確保します。

- 地域住民等が大規模な火災などから避難するための公園や広場を整備します。
- 指定避難所については、耐災害性の確保に努めるとともに、福祉避難所が不足した場合に備え、バリアフリー化や障害者対応設備の設置などに努めます。
- 避難所の開設及び運営管理に必要な資機材を整備するとともに、被災者への炊き出しの実施に備え、給食施設の活用を検討します。

(実施主体) 各施設所管課

(4) 避難所の開設及び運営体制の整備

- 避難所の迅速な開設及び適切な運営管理を実施するために「避難所運営マニュアル」の策定を支援します。
- 大規模災害時の避難所運営においては、市が配備する人員だけでは不足することが想定されることから、運営施設管理者をはじめ、自主防災組織及び教職員等と協力し運営できる体制をあらかじめ確立します。
- マニュアルでは、多様な避難者の視点に立ち、特に災害時要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理方法について記載します。
- ペットについては、原則として室内への持ち込みは禁止しますが、専用のスペースを確保する等の対応をマニュアルの中に整備します。
- マニュアルに基づく避難所の開設及び運営訓練を定期的実施します。
- 避難所の感染症対策について、「避難所における新型コロナウイルス等感染症対応マニュアル」及び「緊急避難場所、避難所の感染症対策に関する運営手引」に基づき、避難所の担当職員に研修会等で周知し、対応できるようにします。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、「大規模災害時における避難所としての施設の使用及び救援物資の提供に関する協定」に基づき、必要な場合には、ホテルや旅館等を活用します。

(実施主体) 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 指導監査課, 地域コミュニティ推進課, 鏡地域振興課, 土佐山地域振興課, 春野地域振興課, 学校教育課, 学校環境整備課, 地域保健課, 防災政策課, 地域防災推進課, 各学校

(5) 福祉避難所の開設及び運営体制の整備

- 福祉避難所の運営については、施設管理者や支援者と協働で行えるよう福祉避難所運営マニュアルや体制の整備を進めます。

(実施主体) 健康福祉総務課, 地域防災推進課

(6) 避難誘導體制の整備

- 生命を守るために緊急的な避難が必要な場合は緊急避難場所に避難するものとし、自主防災組織を中心とする避難誘導體制を整備します。
- 避難誘導及び安否確認並びに園児、児童及び生徒の引き渡し等について、関係者及び関係機関と連携体制を確立するとともに、避難誘導マニュアル等災害時の行動マニュアルを作成します。
- 避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」に基づき、避難行動要支援者の避難を安全かつ円滑に行うことのできる体制を整備します。
- 陸上及び海上交通機関における避難については、防災関係機関等と連携し、避難誘導體制の整備を促進します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 健康福祉総務課, 保育幼稚園課, 子ども育成課, 学校教育課, 各学校, 消防局

(7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

- 災害の危険が及ぶことが想定される地域、指定緊急避難場所や指定避難所の所在及びその他市民等が円滑に避難を行う上で必要な情報を記載した防災マップやハザードマップを作成し、市民等への周知徹底に努めます。
- 自主防災組織による地区別防災マップの作成を支援します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

第16節 備蓄体制の整備

第1 基本方針

大規模災害が発生した場合に備え、食料や生活必需物資（以下「生活必需物資等」といいます。）、応急資機材の備蓄等を計画的に行うとともに、備蓄物資等の円滑な供給体制を整備します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 市民等の備蓄

- 市民は、災害時の状況を想定し、必要となる食料や物資等、以下のような備蓄に努めます。
 - ・ 家族3日分以上の水、食料及び生活必需品
 - ・ 非常持ち出し品（マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
 - ・ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な人は、おおむね1週間分の食料
 - ・ 持病がある人は、1週間分程度の医薬品
 - ・ カセットコンロ、七輪等調理器具及び燃料
 - ・ 停電時でも使用可能な暖房器具（石油ストーブ等）及び燃料
 - ・ 自動車の燃料（半分程度になったら給油）
- 民間事業者は、業務の継続に必要な人員分を目安に、同様の備蓄に努めます。
- 地域団体等は必要に応じて防災倉庫を設け、防災資機材や燃料などを備蓄及び管理します。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

(2) ライフライン停止への備え

- 夜間の災害に備え、懐中電灯や乾電池等をすぐに持ち出せる場所に用意します。
- 冬季の災害に備え、停電時でも使用可能な暖房器具と燃料の備蓄に努めます。
- ガス供給停止に備え、カセットコンロ、七輪等簡易調理器具の備蓄に努めます。
- 断水に備え、必要な飲料水を家族構成に合わせて3日以上備蓄するよう努めます。

- 公共下水道の機能障害に備え、おおむね1週間分の携帯トイレの備蓄に努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

(3) 応急対策用資機材の備蓄

- 民間事業者は、道路、下水道施設など市所管施設の応急対策工事等に必要資機材を備蓄するなど、市が実施する防災に関する施策に協力するよう努めます。

(実施主体) 民間事業者

2 公助

(1) 備蓄スペースの確保

- 救援物資等については、発災後の道路状況や輸送体制等を勘案した場合、小・中学校などの指定避難所に分散備蓄することが効率的であることから、小・中学校などの防災倉庫や教室の活用等により備蓄スペースを確保するよう努めます。
- 指定避難所で備蓄スペースを確保できない場合には、備蓄用倉庫に集中備蓄することを検討します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 学校教育課, 学校環境整備課

(2) 生活必需物資等の備蓄

- 生活必需物資等の備蓄に当たっては、国・県の備蓄に関するガイドライン等を基に、品目及び必要量を再検討するとともに、「高知市備蓄計画」に基づき、計画的に備蓄します。

(実施主体) 防災政策課, 各課

(3) 流通業界との協定

- 備蓄物資が不足する場合を想定し、あらかじめ県内外流通業者等と生活必需物資等の供給協定を締結します。

(実施主体) 商業振興・外商支援課

(4) 応急対策用資機材の備蓄

- 施設の応急対策工事等に必要資機材については、関係業者との応援協定等連携体制の整備と併せて、備蓄しておくことが適当な資機材はあらかじめ備蓄します。

(実施主体) 道路管理課, 道路整備課, 河川水路課, 上下水道局, 各課

(5) 救助用資機材の備蓄

- 指定避難所に設置する防災倉庫に救助用資機材を整備します。
- 地域防災の要である各消防団に、市民が使用する資機材の整備充実を図ります。

(実施主体) 地域防災推進課, 消防局

(6) 水防用資機材の備蓄

- 水防倉庫を整備し、土のう等水防用資機材を備蓄します。

(実施主体) 防災政策課

(7) 燃料備蓄

- 業務継続を円滑に行うために燃料を備蓄します。
- 非常用発電機等を備えた「災害対応型SS（サービスステーション）」の整備促進を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 各課, 防災関係機関

(8) 市民等の啓発

- 広報紙や講習会等を通じ、市民や事業所等に生活必需物資等の備蓄の必要性を啓発していきます。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課

第17節 緊急輸送体制の整備

第1 基本方針

緊急時の輸送ルートや輸送拠点の設定など緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、応援協定等に基づく輸送体制を確立します。

第2 方策

1 公助

(1) 緊急輸送ルートの設定等

- 陸上輸送確保のために「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」で設定された第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点施設を結ぶ道路を第3次緊急輸送道路として設定します。
- 空路輸送確保のために県や自衛隊との連携を図るとともに、被害想定等も考慮し臨時ヘリポートを分散して選定します。
- 臨時ヘリポートについては、有効に機能させるための運用体制を明確にするとともに、ヘリサインについても県と連携し整備に努めます。
- 海上輸送確保のために港湾施設及び船舶の使用について、国、港湾管理者等と協議し連携体制を確立するとともに、必要な人員、資機材等を確保します。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 商業振興・外商支援課, 耕地課, 道路管理課, 道路整備課

(2) 緊急輸送ルートの整備

- 道路施設については、市道はもとより国道・県道についても、施設管理者への要請や協議などを通じ、危険箇所や埋設物情報の共有化及び橋りょうの補強に努めます。
- 都市計画道路の整備促進に努めます。
- 発災時の緊急輸送道路機能の確保のため、道路に埋設している非耐震防火水槽の撤去等を行います。

(実施主体) 耕地課, 道路管理課, 道路整備課, 消防局

(3) 連携体制の整備

- 緊急時の道路交通を確保するために交通規制や緊急車両の通行などについて県警察本部等との連携体制を確立します。
- 道路施設の効率的な応急対策を実施するために防災関係機関等との連携体制を確立します。

- 道路施設の応急対策等必要な資機材については、既に協定を締結している一般社団法人高知県建設業協会等との連携や県外業者との協定を検討するなど調達体制を確立します。

(実施主体) 耕地課, 道路管理課, 道路整備課

(4) 資機材等集積場所の抽出

- 応援協定等に基づき県内外から供給される応急用資機材等の集積場所についてあらかじめ候補地を抽出し、災害発生後はその被害状況に応じて集積場所を設定します。

(実施主体) みどり課, 住宅政策課, 道路管理課, 道路整備課, 上下水道局

(5) 緊急輸送車両の確保

- 輸送拠点に集積した資機材等を市内各地に迅速に輸送するために、運送事業者等との連携及び県への要請により緊急輸送車両を確保します。
- 緊急輸送車両の燃料については、県石油業協同組合との協定に基づく円滑な供給体制を確立します。
- 応急対策活動に使用する車両を公安委員会へ事前届出することにより、災害発生後における確認標章や証明書の交付時間を短縮し、迅速な活動につなげます。

(実施主体) 管財課

(6) 代替交通手段の確保

- 鉄道・軌道の公共交通機関が通常運行できなくなった場合に備え、関係機関と共にあらかじめ代替交通手段について検討します。
- 「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、被災者が市外等への広域避難する場合の輸送手段を確保します。

(実施主体) 防災政策課, 交通戦略課

第18節 救急・救助体制の整備

第1 基本方針

災害時に備え、迅速な救急・救助活動により人的被害を最小限に止めるために体制を整備します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 災害時のけがや人命救助への備え

- 防災訓練や救急救命講習等に参加し、適切な救助方法や応急手当について学ぶよう努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 消防対策本部体制等の整備

- 消防対策本部体制は、市災害対策本部との一体的な体制の整備を図ります。
- 市域全体を見据え、広域的な災害に対応できるバランスの取れた署所編成に努めます。
- 消防対策本部の円滑な運営を実施するためにハード整備（災害時オペレーションシステム等）の充実及び強化を図ります。

(実施主体) 消防局

(2) 消防活動

- 大規模災害時の具体的な活動を定めた「高知市消防局大規模自然災害対策基本計画（風水害編）」を適宜見直し、予防及び応急に係る消防活動の充実を図ります。
- 危険物、化学薬品等を取り扱う施設については、査察等を通じ、貯蔵、取扱い等に関する指導の徹底を図ります。

(実施主体) 消防局

(3) 通信体制の整備

- 広域応援組織及び防災関係機関との通信体制を確立するために消防救急デジタル無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互波等の円滑な活用に向け無線設備の充実及び強化を図ります。

(実施主体) 消防局

(4) 流出油災害体制の確立

- 査察等の実施により、違反の是正及び改善に努め油流出の未然防止を図ります。
- 防除措置義務者、防災関係機関等との連携により防除体制の確立を図るとともに、付近住民等への二次災害の危険防止を考慮し、避難及び警戒体制を含め防災関係機関等と連携を図ります。
- 農業用燃油タンク及び漁業用燃油タンクに係る減災対策を図ります。

(実施主体) 農林水産課, 春野地域振興課, 消防局

(5) 傷病者、要配慮者に対する搬送体制の整備

- 救急車及び災害時に傷病者搬送のため必要な車両（マイクロバス、作業車等）の整備を推進するとともに、医療機関等との連携により、特定の医療機関に傷病者が集中しない搬送体制を確立します。
- 災害時要配慮者の安全確保のため関係部局と連携を密にし、地域が取り組んでいる体制づくりの推進に協力します。
- 浸水地域での搬送手段として各署所、分団等へ救命ボートを適正に配置し、充実強化を図ります。

(実施主体) 地域防災推進課, 健康福祉総務課, 地域保健課, 消防局

(6) 関係機関との連携

- 防災関係機関や建設業者、医療機関等との連携を密にし、訓練等を通じた確な救急・救助体制ができるよう整備を図ります。

(実施主体) 消防局

(7) 消防団員及び自主防災組織の育成強化

- 地域と密接な関係である消防団の災害時における対応力の向上を図ります。
- 市民の自主的な消火、救助及び救護能力の向上を図るために地域住民による自主防災組織の結成を促進し、訓練等を通じ適切な指導を行い、活動の推進を図ります。
- 市全域的に発生する消火、救助及び救急事象に対応するために消防職及び団員はもとより一般職員及び自主防災組織についても救助・救急知識等の技能についての育成指導を行い、人命救助・救急体制の充実強化を図ります。
- 消防局の実施する「定期救命講習」等を充実させ、地域でのバイスタンダー（救急現場に居合わせた市民）の育成を強化し、災害時の救護体制の充実を図ります。

(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 消防局

第19節 医療救護体制の整備

第1 基本方針

大規模災害により、多数の傷病者が発生することを想定し、医療救護活動を実施する体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 保健医療調整本部体制の整備

- 災害時に円滑な医療救護活動を実施するために「高知市災害時医療救護計画」に基づき保健医療調整本部体制を整備します。
- 医療機関等との訓練を通じて、病院施設の被害状況、診療可否情報、傷病者数及びその他必要な情報を収集する体制を整備します。
- 重傷者等の緊急搬送については、緊急輸送体制に基づく広域医療搬送を含む連携体制の検証を重ねます。

(実施主体) 保健所

(2) 医薬品及び医療用資機材の備蓄

- 医薬品は災害拠点病院等で備蓄するものとし、不足した場合に備え、県と共に県薬剤師会高知市支部、薬局、医薬品販売業者等との協力体制の構築に努めます。

(実施主体) 地域保健課, 県

第20節 保健衛生体制の整備

第1 基本方針

被災地域における市民の健康の維持と安全の確保を図るために感染症等の発生の防止、被災者の健康管理、食品等の衛生確保、愛護動物及び家畜等の衛生対策並びに有害物質に関する体制を整備し保健衛生体制を確立します。

第2 方策

1 公助

(1) 感染症予防体制の整備

- 被災地域の衛生環境を確保するために消毒剤等を備蓄します。
- 消毒等の防疫活動に必要な人員を確保するとともに、消毒専門業者等と資機材や薬品の調達に関する協定を締結するなど、感染症予防体制を整備します。

(実施主体) 地域保健課, 生活食品課

(2) 保健衛生活動体制の整備

- 避難所内外での健康管理（感染症予防等含む）、栄養・食生活支援、歯科保健対策、心のケア対策などの保健活動を実施するための体制を整備します。

(実施主体) 保健所

(3) 食品衛生指導体制の整備

- 被災地域での食中毒等の発生を予防するために衛生指導体制を整備します。

(実施主体) 生活食品課

(4) 愛護動物、家畜等に関する体制整備

- 獣医師会、民間団体等と連携し、愛護動物等負傷動物の治療及び保護等についての体制を整備します。
- 被災した家畜及び家きんの保護収容等の対策について、事前に関係機関と協議し体制づくりを行います。

(実施主体) 生活食品課, 農林水産課

(5) 有害物質に関する体制整備

- 関係機関等との有害物質に関する情報共有化を図り、危険度判定等の連携体制を整備するとともに、市民への広報体制を整備します。

(実施主体) 地域保健課, 環境保全課, 廃棄物対策課

第21節 遺体処理体制の整備

第1 基本方針

大規模災害により、多数の死者が生じた場合における遺体の処理体制等を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 遺体処理体制の整備

- 遺体処理を円滑に実施するために県警察等関係機関と連携し、遺体安置所等運用管理マニュアルの実効性を高めます。
- 火葬施設の破損又は火葬能力を超えた場合等に備え、県内外の火葬施設と広域的な火葬体制を確立するため、火葬実施体制、情報伝達方法等について予め定めめます。
- 被害想定等に基づき、事前に遺体の安置が可能な場所を選定するとともに、遺体処理及び火葬業務に必要な人員並びにひつぎ、ドライアイス、骨壺などの資材等の確保に関する協定を関係機関及び団体と締結します。
- 身元不明者等の遺骨、遺留品等の一時保管場所を確保します。

(実施主体) 中央窓口センター、斎場、県

第22節 市民相談体制の整備

第1 基本方針

市民等から様々な内容の相談、要望、問合せ等が想定されることから、これらに適切に対応するために総合的な相談体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 相談体制の整備

- 幅広い市民等からの相談、要望等に対応するために総合的な相談窓口の開設場所、開設方法など相談体制を確立します。

(実施主体) 広聴広報課, 各課

(2) 連携体制の確立

- 個人住宅や店舗等の応急修理をはじめ、生活再建に関する相談など市民等の多岐にわたる相談、要望等に対応するために関係各課のほか、建築士会、弁護士会など関係団体との連携体制を確立します。

(実施主体) 広聴広報課, 各課

(3) 広報体制の確立

- 総合的な相談窓口を広く市民等に周知する広報活動については、報道機関や地域団体等の協力のほか、ホームページ、広報紙、コミュニティFM、SNSの活用など幅広い広報体制を確立します。

(実施主体) 広聴広報課, 各課

第23節 応急仮設住宅の整備

第1 基本方針

住宅に居住できなくなった被災者に対する応急仮設住宅を速やかに整備するために必要棟数を推計し、建設場所や建設用資機材の確保など調達及び供給体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 住宅被災者に対する対応の確立

- 災害発生後、速やかに被災者に対し応急仮設住宅等の供給を実施するために必要な応急仮設住宅を建設できる体制を事前に確立します。
- 建設業者や公益社団法人高知県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会県本部と連携し、応急仮設住宅建設や民間住宅のあっせんが行える体制を確立します。
- 応急仮設住宅入居者の募集及び選定方法をあらかじめ検討します。

(実施主体) 住宅政策課, 県

(2) 建設体制の確立

- 被害想定により必要な応急仮設住宅棟数を推計するとともに、推計した住宅棟数の設置に必要な建設及び管理体制を確立します。

(実施主体) 住宅政策課, 公共建築課, 県

(3) 建設資機材等の確保

- 推計した必要棟数を基に、プレハブ建築協会等関係団体との協定により人員、資機材等を確保します。
- 関係団体との協定では、輸送体制についても充分協議します。

(実施主体) 住宅政策課, 県

(4) 建設用地の把握

- 推計した必要棟数を基に、公共用地や都市公園など建設可能な公有地を選定します。
- 公有地だけでは建設用地が不足する場合を想定し、建設可能な民有地についてもできる限り事前に把握しておきます。

(実施主体) 管財課, みどり課, 農林水産課, 住宅政策課

第24節 応急危険度判定体制の整備

第1 基本方針

災害による土砂災害や建築物の倒壊などの二次災害の防止を図るために応急危険度判定体制を確立します。

第2 方策

1 公助

(1) 土地及び建築物の応急危険度判定士の育成

- 応急危険度判定に必要な人員確保に向け、市職員を土地（被災宅地危険度判定）及び建築物（被災建築物応急危険度判定）の応急危険度判定士として育成します。

(実施主体) 都市計画課, 建築指導課

(2) 土地及び建築物の応急危険度判定体制の強化

- 県が定める被災宅地危険度判定要綱に基づいて確立した体制の強化を図ります。
- 県と調整する活動計画に基づいて確立した体制の強化を図ります。

(実施主体) 都市計画課, 建築指導課

(3) 連携体制の強化

- 土地の被災宅地危険度判定を迅速に実施するために県と連携し、体制の強化を図ります。
- 建築物の応急危険度判定を迅速に実施するために民間の応急危険度判定士や建築士会と協議し連携体制を確立します。

(実施主体) 都市計画課, 建築指導課

第25節 水道施設及び体制の整備

第1 基本方針

大規模災害に備え、応急対策時の円滑な給水活動の確保を図るとともに、職員や市民に対して教育、訓練及び啓発を実施することにより、災害時の給水体制を確立します。

第2 方策

1 公助

(1) 上下水道対策本部体制の整備

- 発災後の水道対策を統括指揮の下、有機的に機能するために被害想定等に基づき「高知市上下水道局災害時活動マニュアル」を適宜見直し、上下水道対策本部の運営体制を整備します。
- 災害時における応急給水及び応急復旧活動等の初動体制を確保するために定期的な職員研修等を通じ職務分担の徹底を図るとともに、「高知市上下水道局災害時活動マニュアル」に基づく職員の参集訓練及び防災訓練等を計画的に実施します。

(実施主体) 上下水道局

(2) 水道施設の耐震対策

- 水道水の供給が完全に途絶しないよう、旭及び針木浄水場や各配水池等の基幹施設をはじめ重要管路の耐震化を進めます。

(実施主体) 上下水道局

(3) 給水機能の確保

- 管路の二重化及び相互連絡管によるバックアップ機能の強化や給水区域の小ブロック化と併せ、応急給水拠点及び耐震性非常用貯水槽の整備をはじめ、耐震性非常用貯水槽や配水池による貯留水の確保、応急給水栓の設置等を推進し、給水機能を確保します。

(実施主体) 上下水道局

(4) 災害用協力井戸の登録

- 市民等が所有及び管理する井戸を事前に登録してもらうことにより、災害時における近隣の被災者の生活用水を確保します。

(実施主体) 地域防災推進課

(5) 備蓄資機材等の整備

- 応急給水等を速やかに実施するために必要な資機材については分散備蓄するとともに、保管施設も併せて整備します。

(実施主体) 上下水道局

(6) 連携体制の強化

- 高知市管工事設備業協同組合と締結している「災害時の応急活動協力に関する協定」等に基づく応急時の連携体制を検証するとともに、連携体制の強化を図ります。
- 災害時には、緊急対応や人的不足等が想定されるため、耐震性非常用貯水槽等の運営及び管理を自主防災組織等に依頼することとしており、訓練を通じて連携強化を図ります。

(実施主体) 上下水道局

(7) 施設の保守及びデータ等の整備

- 水道施設の被害を最小限に食い止め早期に運転を再開するために平常時から非常用自家発電設備、通信機器等の点検及び整備を行います。
- 円滑な応急活動を実施するために各施設の詳細データや図面等を整備します。

(実施主体) 上下水道局

(8) 啓発活動の実施

- 初動体制を確保するために定期的な職員研修等を通じ職務分担の徹底を図るとともに、「高知市上下水道局災害時活動マニュアル」に基づく職員の参集訓練及び防災訓練等を実施します。
- 市民、事業所等に対して、広報紙や研修会等を通じ、上下水道局の実施している対策の周知を図るとともに、飲料水の備蓄を呼びかけます。
- 災害時には市民等の協力が不可欠であり、合同訓練の開催や情報交換等を通じ、事業所や地域団体等との連携体制を確保します。

(実施主体) 上下水道局

第26節 下水道施設及び体制の整備

第1 基本方針

浸水対策や汚水処理機能の確保に不可欠な下水道施設の整備や応急活動体制の確立を行います。

第2 方策

1 公助

(1) 下水道施設の整備

- 下水道施設については、耐震化、耐水化及び維持管理を徹底して排水能力を維持するとともに、既存施設を最大限に活用しながら、他事業との連携等による効率的な対策を進めます。

- 浸水が想定される下水道施設については、浸水対策を実施します。

(実施主体) 上下水道局

(2) 連携体制の確立

- 下水道施設の管理業者及び管理人と発災時の連携体制を確立します。
- 一般社団法人高知県建設業協会、地方共同法人日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道管路管理業協会等関係団体との協定に基づく応急活動の具体化を図り、連携体制を確立します。
- 運送事業者やライフライン関係機関等についても、協議の下、連携体制を確立します。

(実施主体) 上下水道局

(3) 資機材等の確保

- 一般社団法人高知県建設業協会等関係団体との協定に基づき、在庫調査の定期的な実施を検討するなど資機材の確保に努めます。
- 県内外業者との協定等広域的な調達体制の確立に努めるとともに、被害想定を基に陸路・海路・空路等輸送手段についても協議を進めます。
- 下水道施設の燃料については、県石油業協同組合との協定に基づく円滑な供給体制を確立します。

(実施主体) 上下水道局

第27節 災害廃棄物処理施設及び体制の整備

第1 基本方針

災害によって発生する膨大な災害廃棄物を速やかに処理する体制を整備します。

第2 方策

1 公助

(1) 廃棄物対策本部体制の整備

- 発災後の災害廃棄物処理対策を統括指揮の下、実施するために廃棄物対策本部体制を整備します。

(実施主体) 環境部

(2) 災害廃棄物処理計画に基づく事前対策の推進

- 災害廃棄物処理を迅速かつ適正かつ効率的に行うために高知市災害廃棄物処理計画に基づく事前対策を推進します。

(実施主体) 環境部

(3) 災害廃棄物集積場所等の確保

- 膨大な災害廃棄物を的確に処理するために仮置場及び処分場とともに、県内外からの応援職員及び車両の拠点となる場所の選定を行います。

(実施主体) 環境部

(4) 廃棄物及びし尿処理施設等の整備

- 廃棄物及びし尿処理施設並びに団地下水道施設の耐震対策を推進するとともに、必要な燃料等の備蓄及び水の確保を行います。
- 運転体制を維持するため、再開前の点検要員及び運転人員の業務遂行の確保のために水、食料品、寝具、医薬品等を一定量確保します。
- 廃棄物及びし尿処理施設並びに団地下水道施設の破損等又は処理能力を超えた場合に備え、応援協定等により広域的な処理体制を確立するとともに、業務の継続を図るための必要な対策を講じます。
- 応援を求める公共団体や民間団体等については、協定を締結するなどあらかじめ体制を整えておきます。

(実施主体) 環境部

(5) 廃棄物及びし尿処理資機材等の確保

- 集積場所等への輸送手段や廃棄物及びし尿処理施設並びに団地下水道施設に必要な重機、資機材、車両、人員、特殊部品、薬品等について関係機関との応援協定を締結します。
- 「被災トイレ（浄化槽）」について、被災協定締結先に復旧に必要な資材等の確保を依頼します。

(実施主体) 環境部

(6) 仮設トイレ等の確保

- 被害想定を基に携帯トイレ等を緊急避難場所や避難所等へ配備します。
- 仮設トイレの確保及び運搬に関する応援協定を県内外のレンタル業者等と締結するとともに、災害用便槽やマンホールトイレの整備等をはじめとする災害時トイレ対策を推進します。
- 『『みんな元気になるトイレ』派遣協力等に関する協定』に基づき、発災時には他自治体とトイレトレーラーの相互派遣を行います。

**(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 新エネルギー・環境政策課,
上下水道局**

第28節 電力施設及び体制の整備

第1 基本方針

災害に備え、電力供給の早期回復を図るための体制等の整備及び充実を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 応急時に備えた体制等の整備及び充実

- 電力供給設備の機能を維持するために点検及び整備を実施するとともに、平時から災害を考慮した対策に努めます。
- 災害の未然防止と早期復旧を図るための防災体制の整備に努めます。
- 病院、防災拠点等重要施設の復旧について、計画を策定します。
- 災害復旧用資機材の確保及び整備を図ります。
- 平時から、感電の防止等災害発生時の電気安全の確保について、広報活動を行います。

(実施主体) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社

第29節 ガス施設及び体制の整備

第1 基本方針

災害に対してガス施設の被害を防止するために施設の整備を図るとともに、防災システムの強化及び防災体制の整備に努めます。

第2 方策

1 公助

(1) ガス施設の整備

○ 四国ガス株式会社

- ・製造施設については浸水被害に備え、受電設備、非常用自家発電機、運転管理室を2階に設置するなどの対策を講じています。
- ・非常用自家発電機の設置レベルについても、嵩上げを実施する等の整備を図っています。
- ・供給エリア内の被害状況を迅速に把握し、応急対策の判断用資料とするために、ガバナ遠隔監視システム（都市ガスの供給状況、地震情報等を常時監視）を設置しています。

○ 一般社団法人高知県LPガス協会

- ・会員事業所の施設及び設備の浸水対策並びに容器流出防止措置を図るとともに、充てん所のLPガス非常用自家発電機の設置に努めます。
- ・消費先のLPガス設備は、土砂災害を受けない場所への設置に努め、容器の転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を図ります。

(実施主体) 四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会

(2) 防災システムの強化

○ 四国ガス株式会社

- ・移動無線や衛星携帯電話等を整備し、有線回線が断線した場合の関係機関との通信手段を確保します。
- ・導管網をブロック化することによって、局所的対応が容易にできる体制を整備しています。
- ・感震遮断機能を備えたマイコンメーターを各家庭に設置しています。
- ・病院、避難所、拠点となる公共施設等への優先復旧について計画を策定しています。

○ 一般社団法人高知県LPガス協会

- ・有線回線の途絶に備え、衛星電話、業務用無線等により、市、関係機関及び団体並びに会員事業所との通信手段の確保に努めます。
- ・会員事業所は、災害発生後の応急対応及び早期の復旧に備え、消費先の保安データ保管の二元化を図ります。

- ・上記及び必要な事項について、協会災害対策マニュアル及び事業所BCPの点検を進め防災システムの強化を図ります。

(実施主体) 四国ガス株式会社, 一般社団法人高知県LPガス協会

(3) 防災体制の整備

○ 四国ガス株式会社

- ・応急対策の判断用資料とするために関係官庁、報道機関及び職員から寄せられる被害情報の収集に努めます。
- ・被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を職能別に把握するために要員の定期的見直しを行います。
- ・災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行い、年1回全体での訓練を実施しています。

○ 一般社団法人高知県LPガス協会

- ・被災状況を迅速かつ的確に把握する体制及びシステムの構築に努めます。
- ・避難所リストを常に点検し、市が設置する避難所、防災拠点等への支援体制の整備を図ります。
- ・災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な訓練を定期的実施します。
- ・上記及び必要な事項について、協会災害対策マニュアルを常に点検し、防災体制の整備を図ります。

(実施主体) 四国ガス株式会社, 一般社団法人高知県LPガス協会

第30節 通信施設及び体制の整備

第1 基本方針

災害時において、重要通信が確保できるよう災害に強い施設及び設備の整備を図るとともに、途絶した場合も早期に復旧できる体制の整備に努めます。

第2 方策

1 公助

(1) 通信設備の整備

- 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図ります。
- 施設、設備等の管理図書の分散及び整備を図ります。

(実施主体) 通信事業者

(2) 防災体制及びシステムの整備

- 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄及び整備し、輸送体制を確保します。
- 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制及びシステムの整備に努めます。

(実施主体) 通信事業者

第31節 自発的支援の受入れ体制の整備

第1 基本方針

大規模災害時には多種多様な自発的支援の申入れが寄せられることから、受入れるための体制を平常時から整備しておきます。

第2 方策

1 公助

(1) ボランティアの受入れ体制の整備

- 県内外のボランティア団体等が円滑な活動を実施するために社会福祉法人高知県社会福祉協議会をはじめ高知市社会福祉協議会、市民活動団体等と平常時から連携及び協議し、社会福祉法人高知県社会福祉協議会が作成した「災害ボランティア活動支援マニュアル」に沿った体制の整備を図ります。
- 医療、福祉分野等専門的な資格を持つボランティアの早期受入れを図るために関係団体等との連携体制を整備します。
- 災害時において、災害対策本部と災害ボランティアセンターの間で情報共有を行う体制を構築するため、平時から高知市社会福祉協議会等との連携強化に向けて取り組みます。

(実施主体) 地域コミュニティ推進課, 健康福祉総務課, 防災政策課

(2) 義援金の受入れ及び配分体制の整備

- 義援金の受入れ等を周知するために報道機関等との連携体制の整備を図ります。
- 義援金の受入れ体制及び配分委員会など配分体制の整備を図ります。

(実施主体) 出納課

(3) 救援物資等の受入れ・供給体制の整備

- 国、県、他市町村、協定先の民間事業者等から供給される救援物資等は、物資配送拠点で受け入れて、物流事業者等の協力を得て指定避難所へ速やかに配送します。
- 「高知市物資配送計画」に基づき、物資配送拠点での仕分けや避難所等への配送を効率的に行うために物流業者等との協定締結を推進します。

(実施主体) 防災政策課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策（水防）本部の設置及び運営

第1 基本方針

市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために災害対策本部もしくは水防本部を設置し、全力をあげて災害応急活動を実施します。

また、災害対策本部の設置に至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整え、災害応急活動を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 災害対策（水防）本部の設置

- 市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合は、災対法及び市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置します。
- 災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部に統合します。
- 災害の規模、程度により災害対策（水防）本部を設置するに至らない場合は、「高知市事務分掌規則」及び「高知市消防対策本部運営要綱」あるいは、【資料4】班別応急対策業務分担表の定めるところにより防災事務を処理します。
- 水防本部の設置の決定は以下によるものとします。
 - ① 水防本部の設置は、「【資料1】災害対策（水防）本部設置基準表」（以下、「本部設置基準」に定める基準に至ったとき、統括本部長（防災対策部長）が統括本部会議（総務部長、財務部長、市民協働部長、健康福祉部長、こども未来部長、環境部長、商工観光部長、農林水産部長及び都市建設部長）を招集し、その協議を経て決定します。
 - ② 統括本部長（防災対策部長）は、本部設置基準に定める基準に至ったとき、統括本部会議を招集するいとまが無いと判断したときは、水防本部設置を専決します。なお、決定した事項は、市長に報告するものとします。
 - ③ 前記①、②の手続は、「準備配備体制第1及び第2（連絡体制）」に係る手続については適用しないものとします。
 - ④ 水防本部設置の決定に当たっては、同時に動員配備体制についても決定するものとします。

- 災害対策本部設置の決定は以下によるものとします。
 - ① 台風等の来襲や、特殊災害等の発生により、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあると予想され、災害対策本部による応急対策活動の実施が必要と認める場合は、災害対策本部長（以下「本部長」といいます。）が本部員会議を招集し、その協議を経て決定します。
 - ② 統括本部長（防災対策部長）は、既に水防本部を設置し応急対策活動を実施していたが、水防本部では対応が不十分であると判断した場合又は市域で相当な被害が発生した場合は、統括本部会議を招集し、災害対策本部への移行（設置）を決定し、決定した事項を本部員会議に報告するものとします。ただし、統括本部長（防災対策部長）は、統括本部会議を招集するいとまがないと判断した場合、統括本部長（防災対策部長）と総合対策部長正（防災対策部副部長）との協議をもってこれに代えるものとします。
 - ③ 災害対策本部設置の決定に当たっては、同時に動員配備体制についても決定するものとします。
- 本部長（市長）は、災害対策（水防）本部を設置した場合は、配備人員等を随時県に報告します。
- 本部長（市長）は、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと認めた場合は、災害対策（水防）本部を解散します。
- 本部長（市長）は、災害対策（水防）本部を設置（解散）した場合は、県知事、防災関係機関、報道機関、市民等に通知及び公表します。
- 災害対策（水防）本部は、総合あんしんセンター5階災害対策本部室に設置します。

（実施主体）防災対策部、各部局

（2）災害対策（水防）本部の組織及び運営

- 災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が不在の場合は副市長（副本部長）が代行します。
- 市長、副市長共に不在の場合は、防災対策部長が代行し、以上の職の者が全て不在の場合は、「高知市事務分掌条例」に定める順に各部局長が代行します。
- 災害対策本部の組織は、本部長、副本部長、本部員会議並びにそのもとに設置される統括本部及び各部局で構成され、必要に応じて遺体対応本部、救援対策本部、保健医療調整本部、廃棄物対策本部、物資対策本部、支部運営本部、上下水道対策本部、消防対策本部等を設置します。

- 本部長（市長）は、災害対策を推進するために本部員会議を開催し、重要かつ緊急の防災対策に関する協議を行い、災害対策本部の活動に係る基本方針を決定します。ただし、緊急を要し本部員会議を開催するいとまがない場合は、統括本部長（防災対策部長）との協議をもってこれに代えるものとします。
- 本部員会議は、本部長（市長）及び副本部長（副市長）並びに本部員（総務部長、防災対策部長、財務部長、市民協働部長、健康福祉部長、こども未来部長、環境部長、商工観光部長、農林水産部長、都市建設部長、上下水道事業管理者、消防局長及び教育長）を以て構成します。
- 災害対策本部の組織及び動員配備は「災害対策本部設置基準表」及び「災害対策本部組織図」を基本としますが、本部長（市長）が特に必要と認めた場合は、状況に応じた適切な体制の下、応急対策を実施します。
- 災害対策本部は、必要に応じ各本部間の応援及び補充のほか被害状況に応じた関係機関との協定等に基づく応援要請等を速やかに実施し、応急活動体制を確保します。

(実施主体) 防災対策部, 各部局

(3) 人員体制の確保

- 災害対策が長期化する場合は、交替職員を配置するなど職員の健康管理に留意します。
- 人員が不足する場合は、高知市受援計画を準用した他自治体への応援職員の派遣要請や会計年度任用職員の緊急雇用を行うことなどによって補います。
- メンタルや公務災害補償に関する相談に応じるなど災害対策従事職員のフォローを行います。

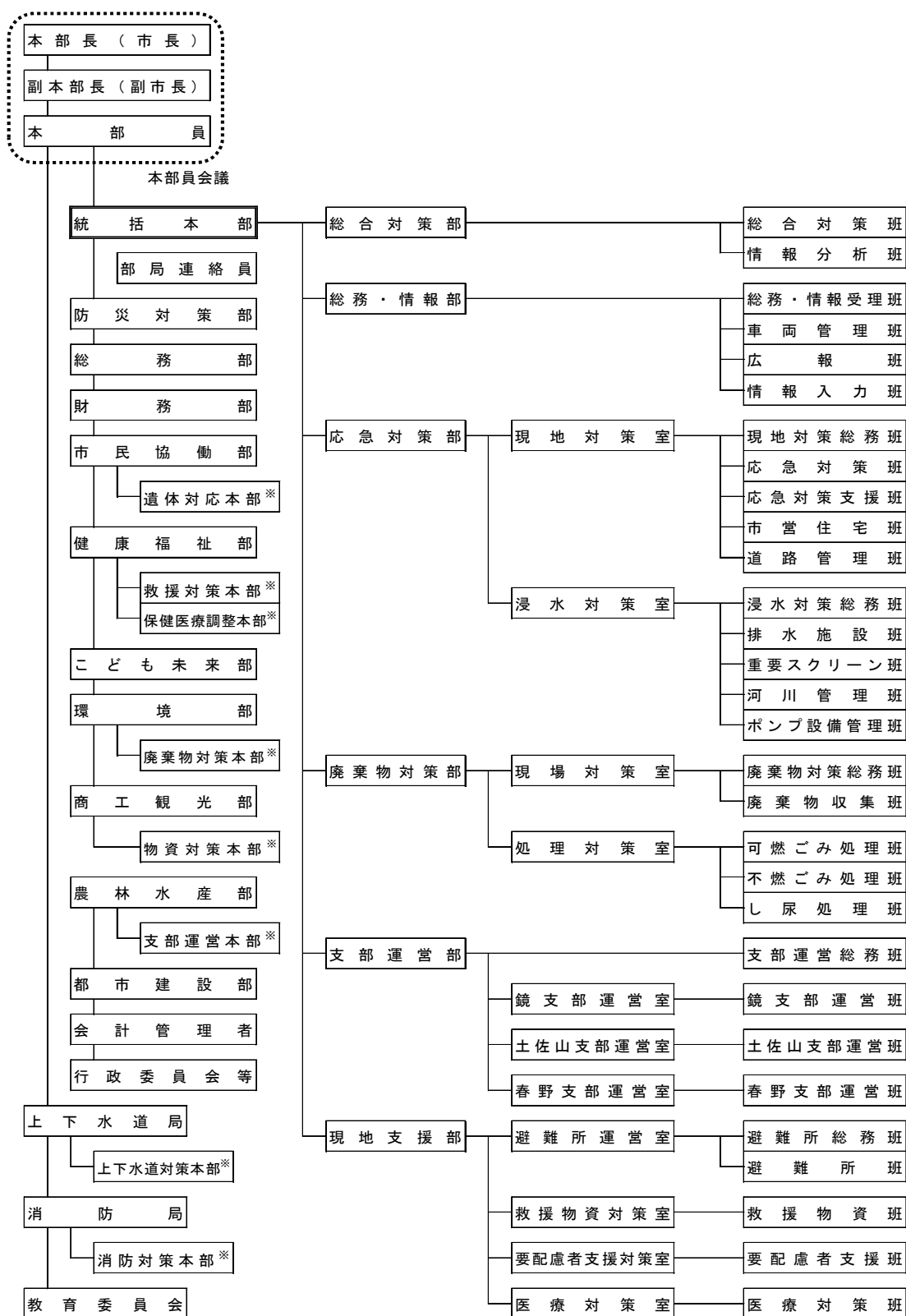
(実施主体) 防災対策部, 総務部, 各部局

【資料1】災害対策（水防）本部設置基準表

区 分		配 備 基 準	動 員 内 容	編 成 人 員 等
水	準備 配備 体制	<input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 連絡体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局
		<input type="checkbox"/> 大雨注意報（洪水に関するもの）・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制	<input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> （必要に応じて）重要スクリーン班
		<input type="checkbox"/> 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが、準備配備第3（注意体制）に至らないと判断される場合 <input type="checkbox"/> 暴風・波浪警報が発表され、配備が必要と判断される場合	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集、分析及び伝達体制 <input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制 <input type="checkbox"/> （必要に応じて）危険箇所警戒体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 重要スクリーン班 <input type="checkbox"/> （必要に応じて）応急対策班
		<input type="checkbox"/> 大雨その他の注意報、又は警報が発表され災害の発生が予想されるも事態の発生まで時間的余裕のある場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たり、状況により第1次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会
本 部	災害 対策 本部	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 大雨その他の警報が発表されるとともに、災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合 <input type="checkbox"/> 市内の一部で災害が発生しつつある場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒体制 <input type="checkbox"/> 小規模災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会
		<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合	<input type="checkbox"/> 第1次配備要員のほか、さらに必要と認める人員を確保し、いつでも第3次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会
		<input type="checkbox"/> 市全域に大災害が発生し、又は発生のおそれのある場合 <input type="checkbox"/> 局地的であっても被害が特に甚大である場合	<input type="checkbox"/> 全職員をもって直ちに全活動を行うことができる体制	<input type="checkbox"/> 全職員

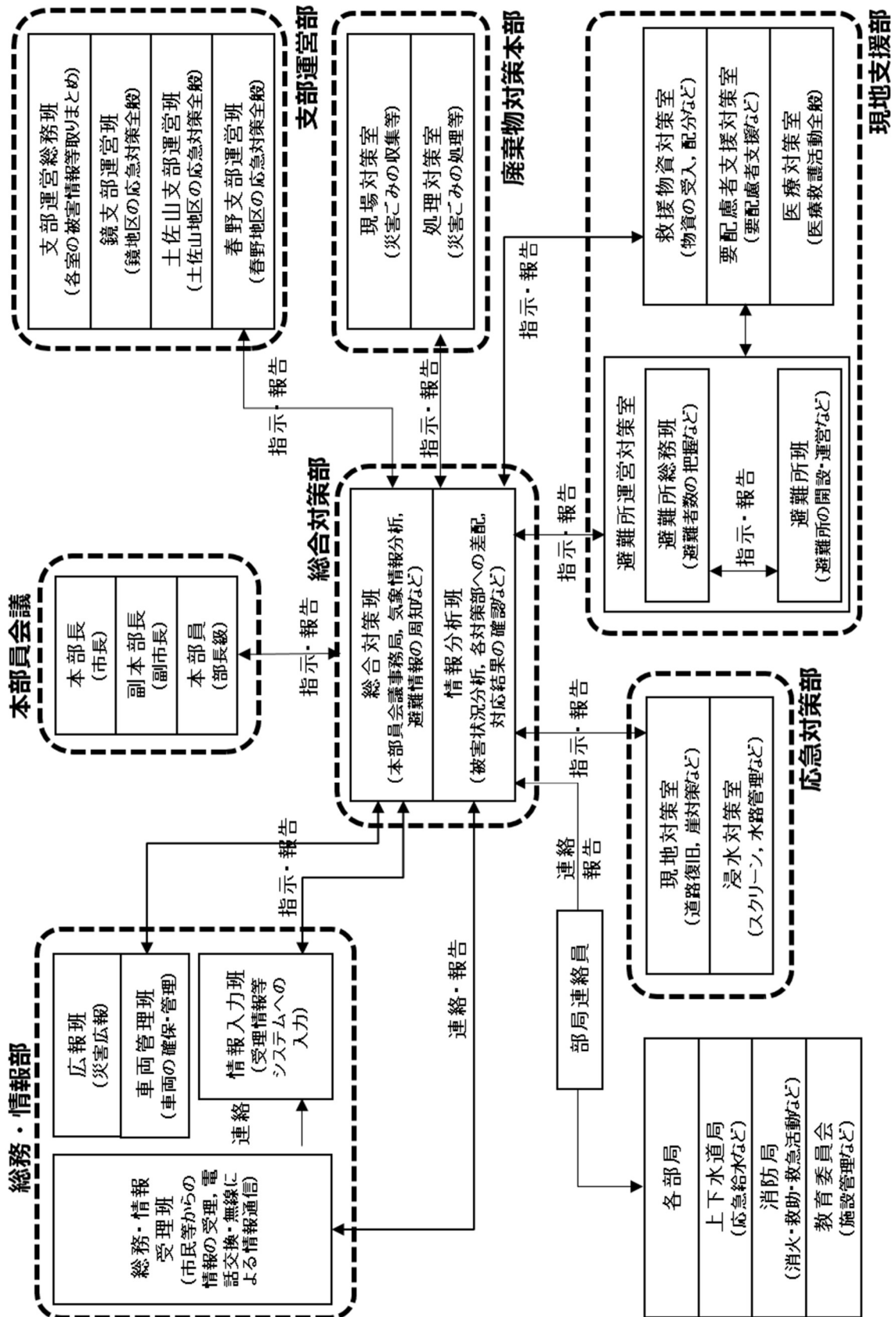
○ 県水防計画における県水防警報が発令された場合は、内容及び水位の状況を鑑み、適切な体制をとるものとする。

【資料2】災害対策（水防）本部組織図



※各本部は、必要に応じて設置

【資料3】災害対策（水防）本部指揮系統図



【資料4】班別応急対策業務分担表

本部等	担当業務内容
本部員会議	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関する事 ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関する事 ▶ 避難情報に関する事 ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関する事 ▶ その他重要な事項の決定に関する事
統括本部	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置，解散及び配備体制の決定に関する事 ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関する事 ▶ 避難情報に関する事 ▶ 自衛隊派遣の要請に関する事 ▶ その他重要な事項の決定に関する事
部局連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各部局との連絡及び本部情報の伝達に関する事 ▶ 各部局における災害応急対策の実施情報の把握及び調整に関する事
総合対策部	
総合対策班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本部員会議の事務に関する事 ▶ 気象及び災害情報の収集及び整理に関する事 ▶ 災害情報の発信，防災関連システムの運用等に関する事 ▶ 自衛隊や地方公共団体等への応援要請に関する事 ▶ その他災害対策（水防）本部の運営及び事務に関する事
情報分析班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民からの通報情報等の整理，分析及び対応状況の確認に関する事 ▶ 総合状況図の作成，維持管理に関する事
総務・情報部	
総務・情報受理班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電話による各種情報の受理に関する事 ▶ 受理情報のデータ入力に関する事 ▶ 総務・情報部各班の活動支援に関する事 ▶ 防災行政無線の通信に関する事 ▶ 電話交換の操作に関する事
車両管理班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応急活動用車両の確保，管理等の配車に関する事
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害広報全般に関する事 ▶ 報道機関との連絡調整に関する事
情報入力班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害情報等のデータ入力等に関する事
応急対策部	
現地対策室	
現地対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事
応急対策班・ 応急対策支援班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 危険箇所の巡視警戒に関する事 ▶ 予防，応急措置等の活動に関する事 ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関する事 ▶ 倒木に対する緊急措置に関する事
市営住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市営住宅の管理等に関する事
道路管理班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市道の管理等に関する事
浸水対策室	
浸水対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有，連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事
排水施設班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 排水施設等の管理，運営等，排水措置の実施に関する事

本 部 等		担当業務内容
		▶ スクリーンのじんかい処理に関する事
	重要スクリーン班	▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関する事
	河川管理班	▶ 河川及び水路の管理全般に関する事
	ポンプ設備管理班	▶ ポンプ設備等の管理に関する事
廃棄物対策部		
現場対策室		
	廃棄物対策総務班	▶ 各班との連絡調整及び活動支援に関する事 ▶ 電話による各種の情報の受理に関する事 ▶ 有害物質の発生源探求に関する事 ▶ 水質汚濁及びその他公害に係る調査及び防止対策に関する事 ▶ し尿の収集に関する事
	廃棄物収集班	▶ 災害廃棄物の収集に関する事
処理対策室		
	可燃ごみ処理班	▶ 清掃工場の管理に関する事 ▶ 災害可燃ごみの非常処理に関する事
	不燃ごみ処理班	▶ 三里最終処分場の管理に関する事 ▶ 災害不燃ごみの非常処理に関する事
	し尿処理班	▶ 東部環境センターの管理に関する事 ▶ し尿の非常処理に関する事
支部運営部		
	支部運営総務班	▶ 各室との連絡及び調整に関する事 ▶ 各室の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ 支部運営部各室の支援に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事
	鏡支部運営室・土佐山支部運営室・春野支部運営室	▶ 各支部の開設及び閉鎖に関する事 ▶ 管内の応急活動全般に関する事 ▶ 管内の情報収集、整理及び記録に関する事 ▶ 管内における避難情報の周知、避難所開設運営等に関する事 ▶ その他管内の災害一般事務に関する事
現地支援部		
	避難所運営室・避難所総務班	▶ 各避難所班の災害対応等の統括に関する事
	避難所運営室・避難所班	▶ 避難所の開設及び管理運営に関する事 ▶ 避難所の閉鎖に関する事
	要配慮者支援対策室	▶ 要配慮者の支援に関する事
	救援物資対策室	▶ 食料及び生活必需物資の確保及び供給に関する事
	医療対策室	▶ 医療救護活動に関する事 ▶ 保健医療調整本部の運営管理全般に関する事 ▶ 救護病院等の医療機関で必要な医薬品、衛生材料等の調整に関する事

【資料5】部局別応急対策業務分担表

総務部

- ・本部長（市長）の秘書及び災害見舞視察者に関すること
- ・電話交換の操作に関すること
- ・情報処理システム等関連機器の復旧に関すること
- ・災害に関する各種情報の広報活動に関すること
- ・報道機関との連絡調整に関すること
- ・外国人の支援に関すること
- ・職員の給食体制に関すること
- ・他の公共団体職員の応援要請に関すること
- ・人員体制の確保に関すること
- ・職員の健康管理に関すること
- ・災害相談に関すること
- ・所管施設及び設備の保全及び応急対策に関すること
- ・市有文化財の応急対策に関すること
- ・文化財の被害状況調査に関すること

防災対策部

- ・本部長（市長）の命令及び指示に関すること
- ・本部員会議に関すること
- ・統括本部の運営管理全般に関すること
- ・救助救出に関すること
- ・各部局との総合調整に関すること
- ・職員の動員及び配備に関すること
- ・各種情報の収集及び整理に関すること
- ・電話による各種情報の受理に関すること
- ・無線通信に関すること
- ・広域避難に関すること
- ・災害情報等のデータ入力等に関すること
- ・被害報告の総括記録及び災害統計に関すること
- ・防災協定締結都市との連絡に関すること

財務部

- ・応急活動用車両の確保、管理等の配車に関すること
- ・市有財産（普通財産）の被害状況の情報収集に関すること
- ・市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること
- ・家屋等被害状況調査に関すること
- ・災害に伴う税の減免等に関すること

- ・ 災害に伴う税の納期延長に関すること
- ・ 被災者台帳作成に関すること
- ・ 災害に伴う予算編成及び財政計画に関すること

市民協働部

- ・ 遺体対応本部の運営管理全般に関すること
- ・ 避難所の開設及び管理運営に関すること
- ・ 非常炊き出し及び救援物資等の配分に関すること
- ・ 罹災による遺体の収容及び火葬に関すること
- ・ 罹災者の安否の情報提供に関すること
- ・ 市民活動及びボランティアに関すること
- ・ 代替交通手段の確保に関すること
- ・ 災害による消費生活関連相談及び物価監視に関すること

健康福祉部

- ・ 救援対策本部の運営管理全般に関すること
- ・ 避難所の開設及び運営管理に関すること
- ・ 非常炊き出し及び救援物資等の配分に関すること
- ・ 社会福祉施設等の被害調査及び支援に関すること
- ・ 医療情報等の提供に関すること
- ・ 罹災者の相談援護に関すること
- ・ 被災者台帳作成及び罹災証明等に関すること
- ・ 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付に関すること
- ・ 保健医療調整本部の運営管理全般に関すること
- ・ 保健医療対策関係機関との連絡に関すること
- ・ 患者情報の収集及び管理に関すること
- ・ 災害時の防疫及び公衆衛生等保健衛生活動に関すること
- ・ 感染症患者の対応に関すること
- ・ 保健医療活動チームに関すること
- ・ 被災動物に関すること
- ・ 衛生検査に関すること
- ・ 衛生害虫の駆除に関すること
- ・ 要配慮者対策に関すること

こども未来部

- ・ 救援対策本部に関すること
- ・ 園児及び児童の避難及び安否確認に関すること
- ・ 社会福祉施設等の被害調査及び支援に関すること

- ・ 臨時保育園の開設に関する事
- ・ 災害時の防疫及び公衆衛生等保健衛生活動に関する事

環境部

- ・ 廃棄物対策本部の運営管理全般に関する事
- ・ ごみの非常処理に関する事
- ・ し尿の非常処理に関する事
- ・ 仮埋葬地の確保に関する事
- ・ 災害事故時の応急防止措置の指導に関する事
- ・ 有害物質の発生源探求に関する事
- ・ 水質汚濁及びその他公害に係る調査並びに防止対策に関する事
- ・ 清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関する事

商工観光部

- ・ 物資対策本部の運営管理全般に関する事
- ・ 救援物資等の供給に関する事
- ・ 商工業施設及び生産品に対する被害調査に関する事
- ・ 罹災商工業者等に係る罹災証明に関する事
- ・ 罹災商工業者に対する応急金融に関する事
- ・ 観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事
- ・ 競輪来場者の避難に関する事

農林水産部

- ・ 支部運営本部の運営管理全般に関する事
- ・ 農業、林業及び漁業関連施設及び設備の復旧に関する事
- ・ 農林水産物の被害状況調査に関する事
- ・ 農地及び農業用施設の被害状況調査に関する事
- ・ 家畜及び家きんの被害調査及び処理に関する事
- ・ 罹災農林水産業者等に係る罹災証明に関する事
- ・ 罹災農林水産業者に対する応急金融に関する事
- ・ 卸売市場の従業員及び来場者並びに周辺地区住民の避難対応に関する事
- ・ 卸売市場の保全及び応急復旧に関する事
- ・ 災害救助用米穀の調達に関する事

都市建設部

- ・ 交通規制に関する事
- ・ 障害物の除去対象者の把握に関する事
- ・ 緊急輸送道路の啓開に関する事

- ・ 道路, 橋りょう, トンネル等に関する事
- ・ 仮設道路の建設に関する事
- ・ 道路復旧計画に関する事
- ・ 山崩れ, がけ崩れ等の応急対策に関する事
- ・ 都市の復興に向けた法手続き等に関する事
- ・ 土地(被災宅地)及び建築物(被災建築物)の応急危険度判定に関する事
- ・ 建築物の対応に関する事
- ・ 市有施設の応急危険度判定及び修繕に関する事
- ・ 市有施設の電気及び機械設備の維持修繕に関する事
- ・ 市営住宅の応急修理に関する事
- ・ 応急仮設住宅等への入居に関する事
- ・ 災害救助法に基づく住宅応急修理に関する事
- ・ 河川, 水路その他の保全及び応急対策に関する事
- ・ 所管水門, 樋門及び排水機の保全及び応急復旧に関する事
- ・ 市街地の排水対策に関する事
- ・ 公園施設の被害調査及び緊急措置に関する事
- ・ 動物舎の被災確認及び補修並びに協定に基づく他園への応援要請に関する事

会計管理者

- ・ 災害関係経費の収支に関する事
- ・ 義援金の受領に関する事
- ・ 義援金配分委員会に関する事

議会事務局

- ・ 議員活動の報告に関する事
- ・ 救援対策本部に関する事
- ・ 高知市議会災害対策会議に関する事

上下水道局

- ・ 上下水道対策本部の運営管理全般に関する事
- ・ 水道施設の保全及び応急復旧に関する事
- ・ 応急給水に関する事
- ・ 下水道施設の保全及び応急復旧に関する事
- ・ 下水道施設の復旧計画の策定に関する事

消防局

- ・ 消防対策本部の運営管理全般に関する事
- ・ 緊急消防援助隊の受援に関する事

- ・ 消火，救助及び救急活動全般に関すること

教育委員会

- ・ 児童，生徒及び教職員の避難及び安否確認に関すること
- ・ 所管施設及び設備の保全及び応急対策に関すること
- ・ 学校施設及び設備の被害状況調査に関すること
- ・ 臨時校舎の開設に関すること
- ・ 避難所の開設及び管理運営に関すること
- ・ 非常炊き出しに関すること
- ・ 災害時における教材器具の調達に関すること
- ・ 災害対策のための教員確保に関すること
- ・ P T A 等教育関係及び関係団体への協力要請及び連絡調整に関すること
- ・ 児童生徒の心のケアに関すること
- ・ 被災者への本による心のケアに関すること
- ・ 学校給食の再開に関すること

監査委員事務局

- ・ 統括本部に関すること

選挙管理委員会事務局

- ・ 統括本部に関すること

農業委員会事務局

- ・ 応急対策本部に関すること

第2節 動員配備

第1 基本方針

市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備します。

第2 方策

1 公助

(1) 動員配備の時期及び決定

- 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための必要な人員を動員配備します。この場合、災害の種別や規模を勘案し、本部開設前には市長の、開設後には本部長の命によって行うものとします。
- 動員配備基準は、第1節「災害対策（水防）本部の設置及び運営」
【資料1】災害対策（水防）本部設置基準表のとおり。

(実施主体) 防災対策部, 各部局

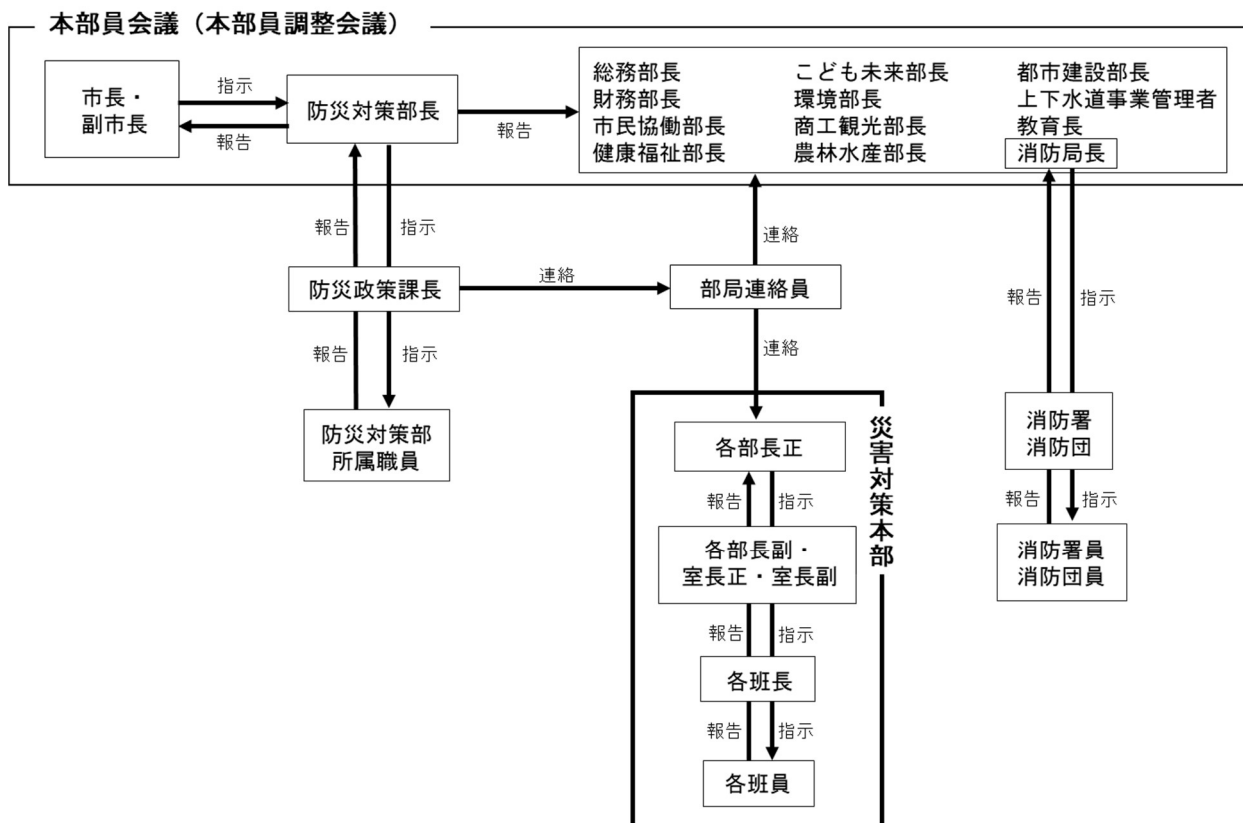
(2) 動員配備の伝達

○ 平常執務時の伝達

気象情報の通知を受け災害発生が予想されるときは、その大小により本部員会議（本部員調整会議）の開催又は本部員との協議により配備区分に従い配備体制をとり諸般の配備を行うものとします。

伝達系統は次図によります。

【平常執務時の伝達系統図】



○ 休日又は退庁後の伝達

① 退庁後における各班員の連絡方法

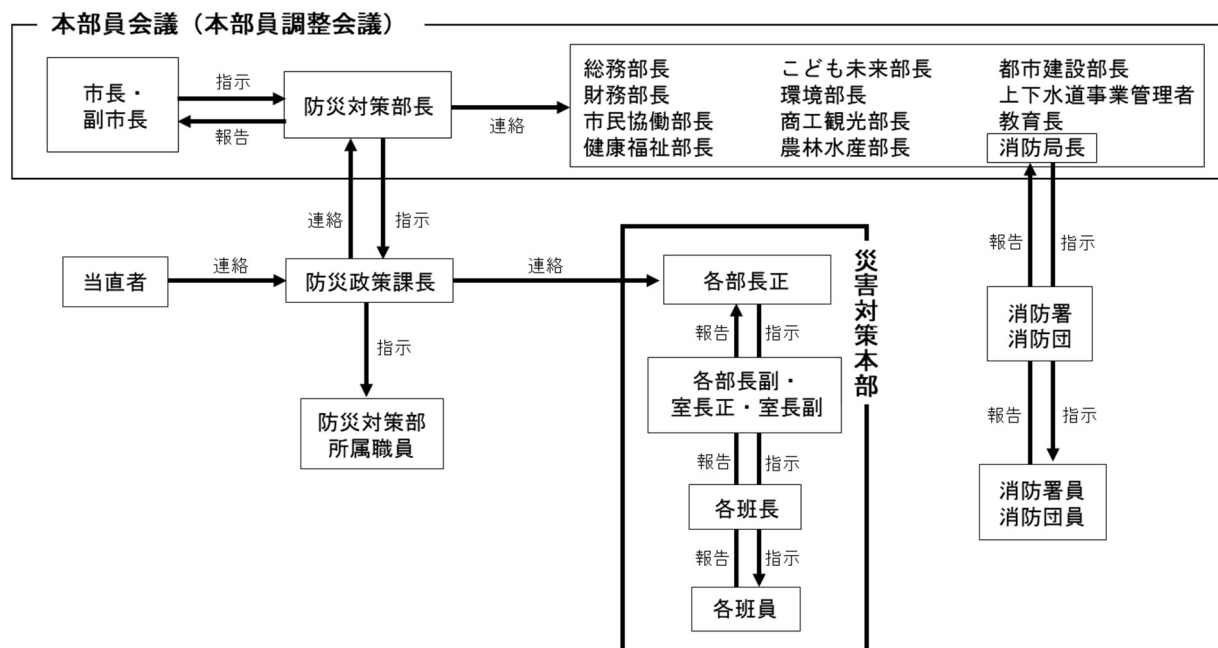
災害対策（水防）本部各部長は部所属班員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できる措置をとるものとします。

② 当直者による非常伝達

当直者は、災害が発生し、若しくは発生のおそれのある情報を防災関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら覚知し緊急措置を実施する必要があると認められるときは、あらかじめ決められた担当者に連絡するものとします。

伝達系統は次図によります。

【休日又は退庁後の伝達系統図】



- 各部長及び課長（班長）による職員の招集及び指揮
 - ① 各部長及び課長（班長）による職員の招集

各部長及び課長（班長）は、配備命令を受けたとき、又は配備体制をとる必要があると認めるときは、直ちに防災体制の配備区分及び編成に従い、それぞれの班員を召集し、防災活動に支障を来さないようにします。
 - ② 各部長及び課長（班長）による職員の指揮

本部長（市長）からの出動の命を受けた各部長は、あらかじめ状況に応じて定めた体制により、班員を指揮して防災業務を遂行します。
- 応援職員の要請
 - ① 各部長は、自部の各班がその所掌事務を処理するに当たり、職員が不足し自部内他班の職員を動員してもなお不足するときは、下記様式により統括本部長（防災対策部長）に要請します。ただし、緊急を要する場合は事後提出します。
 - ② 統括本部長（防災対策部長）は、前記の応援要請を受けたときは、次の職員を動員します。
 - ・ 他の部の職員
 - ・ 市の職員をもって不足するときは、県又は他の市町村からの派遣職員

(実施主体) 防災対策部, 各部局

【資料6】応援職員要請書（様式）

<p style="margin: 0;">応 援 職 員 要 請 書</p>															
	<p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">時 分</p>														
<p style="margin: 0;">統括本部部長（防災対策部長）あて</p>	<p style="margin: 0;">〇〇部長 印</p>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">期 間</td> <td>年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>勤務（従事）場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務（従事）内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必 要 人 員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>携 行 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集合日時及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> </table>	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	勤務（従事）場所		勤務（従事）内容		必 要 人 員		携 行 品		集合日時及び場所		その他参考事項		
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日														
勤務（従事）場所															
勤務（従事）内容															
必 要 人 員															
携 行 品															
集合日時及び場所															
その他参考事項															

第3節 水防活動の実施

第1 基本方針

水防法第3条の6の規定による知事からの水防警報の通知，又は水防法第10条第1項の規定による高知地方気象台からの洪水若しくは高潮の予警報の発表により，水害のおそれがあると認めるときは，災害対策（水防）本部を設置し水防活動を実施します。ただし，状況により上記本部を設置するに至らない場合は，災害対策（水防）本部に準じた体制を整え水防活動を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 排水機場，水門，スクリーン等の操作

- 排水機場，水門，スクリーン等の管理責任者は，気象状況により水害が予想されるときから危険が解消するまで，水位の低下を図る等適切な措置をとります。
- 各課所管の排水ポンプ場については，関係所属長は降雨の状態及び気象状況を判断し，職員あるいは担当責任者を適宜配備の上，万全を期します。排水上重要なスクリーンについては，①勤務時間内においては，直営あるいは業者委託によって②勤務時間外においては，雨季（6月～10月）の間，責任者を配置して集じんを行い浸水の防止に努めます。
- じんかい（ちり及びあくた）は，一定箇所集積し，委託業者が運搬処理します。

(実施主体) 農林水産部，都市建設部，上下水道局

(2) 河川等の巡視，警戒（水防法第9条）

- 水防管理者（市長），水防団長又は消防機関の長は，河川，海岸，堤防等につき随時巡視，警戒するとともに，特に次の状態に注意し，水防上危険であると認められる箇所があるときは，直ちに高知土木事務所及び警察署長に連絡して必要な措置を要求します。また，必要な水防作業を実施します。
 - ① 越水及び溢水状況
 - ② 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
 - ③ 天端の亀裂又は沈下
 - ④ 裏法漏水及び湧水による亀裂又は崩壊
 - ⑤ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
 - ⑥ 橋りょうその他の建造物と堤防との取付け部分の異常

(実施主体) 防災対策部，農林水産部，都市建設部，上下水道局，消防局

(3) 水位，潮位，雨量等の観測

- 知事からの水防指令の通知及び気象台からの気象通報，又は巡視警戒中危険が予想される時は，水位，潮位，雨量等の観測監視に十分注意し，状況を逐次本部に報告します。
- 情報担当員は常に県水防本部と緊密な連絡を保ち，情報の収集及び記録に当たります。
- 各ポンプ場監視局は，雨量情報のうち，累加，強度（短時間雨量を時間雨量に換算）及び時間雨量を最短5分間隔で24時間常時観測して海老ノ丸ポンプ場監視局に無線テレメーターにて送信するとともに，災害対策（水防）本部に報告します。

(実施主体) 防災対策部，農林水産部，都市建設部，上下水道局，消防局

(4) 水防団の出動

- 次に示す基準により，水防団の準備又は出動の命令を出し水防団の水防活動を適切に行います。

① 出動準備

次の場合，管下の水防団に出動準備をさせるものとします。

- ・ 河川の水位が水防団待機水位に達し，なお，上昇のおそれがあり，かつ，出動の必要が予想される時
- ・ 豪雨，地震等により，破堤，漏水，がけ崩れ等のおそれがあり，出動の必要が予想される時
- ・ 気象予報，洪水予報及び水防警報により，洪水，高潮，津波等の危険が予想される時

② 出動

次の場合，管下の水防団を出動させるものとします。

- ・ 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき
- ・ 潮位が異常を示し，高潮のおそれがあるとき
- ・ 台風が本県又はその近くを通過するおそれがあるとき
- ・ その他気象予報，洪水予報及び水防警報により，水防団の出動を要すると認められたとき

③ 水防作業の開始

※【資料編】「水防工法一覧表」を参照。

(実施主体) 防災対策部，消防局

(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

- 水防法第14条において指定されている物部川，仁淀川，国分川及び鏡川においては，浸水想定区域ごとに，次に掲げる事項について定めま

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を公表します。
- 上記に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めます。
- 上記の地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければなりません。

(実施主体) 防災対策部, 健康福祉部, こども未来部, 教育委員会, 国, 県

(6) 警戒区域の指定 (水防法第21条)

- 水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長及び水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができます。
- 水防団長及び水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長及び水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができます。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(7) 警察官の援助の要求 (水防法第22条)

- 水防のために必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができます。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(8) 居住者等の水防義務 (水防法第24条)

- 水防管理者(市長)及び水防団長又は消防機関の長は、水防のためにやむを得ない必要があるときは、市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができます。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(9) 堤防等の決壊の通報（水防法第25条）

- 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市長）、水防団長及び消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、施設管理者と連絡を密にとり、直ちにこれを関係者に通報します。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(10) 堤防等の決壊後の処置（水防法第26条）

- 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者（市長）、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、施設管理者と連絡を密にとり、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めます。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(11) 避難のための立退きの指示（水防法第29条）

- 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示します。その場合は、所管の警察署長にその旨を通知します。
- 避難の要領等については、第12節「避難の指示及び避難誘導」に基づき実施します。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(12) 水防用資材及び器具の整備

- 資材の確保のためには、水防区域の近在の資材業者を登録し手持量を調査しておくなど緊急時のための補給に留意します。また、資材及び器具が使用あるいは損耗等により不足を生じた場合は直ちに補充します。
- 水防倉庫には水防用資材及び器具備蓄基準表を参考として資材及び器具を備蓄します。

資材及び器具 名称	適 合
(1)大型土のう	
(2)土嚢	
(3)縄及びロープ類	
(4)むしろ	
(5)ビニールシート	
(6)杉丸太	小口 10 c m 5 m
(7)杉丸太	小口 10 c m 4 m
(8)杉丸太	小口 10 c m 2 m
(9)杉丸太	小口 6 c m
(10)鉄杭 鉄筋	

資材及び器具 名称	適合
(11) 番線 (12) 板類 (13) 大型照明灯 (14) 懐中電灯 (15) はしご (16) バケツ (17) スコップ (18) 鍬(くわ) (19) 鶴嘴(つるはし) (20) 鋤簾(じょれん) (21) 鎌(かま) (22) 鋸(のこ) (23) 柄鎌及び鉞 (24) 斧(おの) (25) 鳶口(とびぐち) (26) 掛矢(かけや)及びハンマー類 (27) 胴突き たこ槌 (28) しょうれん 梃子棒 (29) ペンチ 番線カッター (30) 荷車及び一輪車 (31) にない棒 (32) 救命胴衣 (33) 発動発電機 (34) チェーンソー	# 8 ~ #12

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(13) 水防工法の実施

- 日頃から河川の状況を良く把握しておくほか、資器材及び労力の確保を図るとともに、水防演習を行い、工法を習熟しておきます。
- 洪水等による河川の氾濫又は氾濫が予想されるときは、水防工法を活用した対応を実施します。
- 法面の崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずるときが多い(水位が最大洪水の3/4位に減少した時が最も危険)ため、洪水最盛期を過ぎても完全に流過までは警戒を解かないように心がけます。

※【資料編】「水防工法一覧表」を参照

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(14) 水防解除

- 本部長（市長）は、水位が水防団待機水位以下に減じかつ危険がなくなったとき又は高潮のおそれなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知するとともに、県水防本部長（知事）に対して、その旨を報告します。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(15) 水防報告と水防記録

- 水防が終結したときは、各部長は活動状況、諸被害状況等を記録し、写真を添え市長へ報告します。災害対策（水防）本部においては、各報告を取りまとめの上、水防記録を作成するとともに、活動状況については、県土木部長に報告します。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

【資料7】水防活動実施報告書

水防活動実施報告書										
令和 年 月 日										
作成責任者										
出水の概況	川			警戒水位	m					
				雨量	mm					
水防実施箇所	川			左岸	地先			m		
				右岸						
日時	自 月 日 時			至 月 日 時						
出動人員	水防団員			消防団員			その他			合計
	人			人			人			人
水防作業の概況及び工法	箇所									m
	工法									
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	人	
使用資器材	かます、俵					居住者の				
	万年、土俵					出動状況				
	なわ					水防関係者の				
	丸太					死傷				
	その他					雨量水位の				
					状況					
水防活動に関する自己評価備考										
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。										

(16) 河川管理者の協力

- 河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する物部川水系、仁淀川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行います。
 - ① 河川に関する情報の提供
 - ② 重要水防箇所の合同点検の実施
 - ③ 市が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
 - ④ 市の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供

- ⑤ 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、市と四国地方整備局間で災害情報の共有を行うための市への職員の派遣（リエゾン派遣）
 - ⑥ 水防活動状況の写真等の記録及び広報
- 河川管理者県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行います。
- ① 河川に関する情報の提供
 - ② 重要水防箇所の手合点検の実施
 - ③ 市が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
 - ④ 市及び水防協力団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
 - ⑤ 災害発生時の状況により、河川管理者が行う応急対策及び支援の円滑な実施に資するために必要と認めた場合において、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
 - ⑥ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

(実施主体) 国, 県

第4節 災害派遣要請

第1 基本方針

本部長（市長）は、被害情報などに基づき市民の生命又は財産の保護のために自衛隊の災害派遣が必要であると判断したときは、県知事に対して要請を求めるものとします。

前述の要請ができないときは、本部長（市長）は、災害派遣を直接自衛隊に要請するものとし、その後、速やかにその旨を県知事に通知するものとします。

第2 方策

1 公助

(1) 災害派遣要請の内容

- 自衛隊の災害派遣要請の内容は、次のうち緊急措置の応援を必要とするものとします。

- ・ 人命救助や緊急物資等の輸送
- ・ 主要道路、堤防及び護岸の応急復旧
- ・ 緊急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援

- 本部長（市長）は、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断するときは、速やかに本部員会議に諮り必要事項を決定して、直ちに災害派遣要請要求書を県知事に提出するものとします。県へ要求ができないときは、災害の状況を自衛隊に通知し、速やかにその旨を県知事に通知します。

（必要事項）

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望とする期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となる事項

(実施主体) 防災対策部

(2) 災害派遣部隊の受入れ（自主派遣の場合も同様）

- 知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊施設（場所）及び車両資機材等の保管場所の確保並びにその他受入れに必要な措置を行います。
- 派遣部隊及び県との連絡のための連絡責任者を指名します。
- 派遣部隊に対する協力体制、所要人員、資機材の確保等について計画し、部隊の到着と同時に作業ができるよう準備を行います。
- 派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議調整し、必要な措置をとります。

- 派遣部隊の装備及び携行品（食料，燃料，衛生材料，消耗品等）以外に必要な物品の経費は，市において負担します。
- その他細部の経費の負担等については，あらかじめ協議するものとします。

(実施主体) 防災対策部

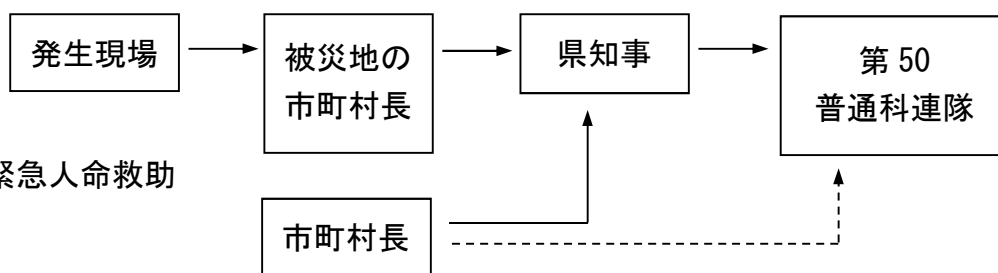
(3) 災害派遣部隊の撤収

- 本部長（市長）は災害派遣の目的が達成され，その必要がなくなったときは，県知事に対して速やかに撤収要請を行います。
- 撤収要請を行うときは，災害派遣撤収依頼書によるものとします。

(実施主体) 防災対策部

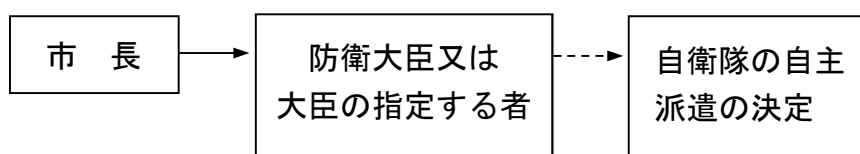
【災害派遣に伴う事務手続要領】

・ 通常の場合



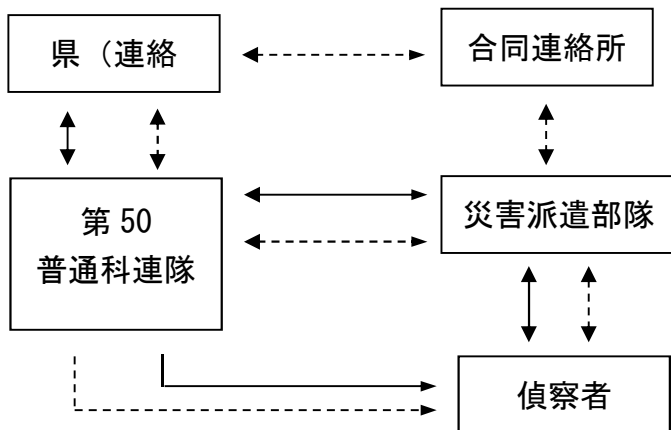
・ 緊急人命救助

・ 知事に対して災害派遣要請ができない場合



(注) 実線は災害が予想される場合，点線は発生後

・災害派遣時における自衛隊の通信組織



(注) 実線は災害が予想される場合，点線は発生後

第5節 応援要請等

第1 基本方針

市単独では災害応急対策又は災害復旧活動が十分実施できない場合には、国・県・他市町村に応援要請をするとともに、内閣総理大臣又は県知事に対し、職員派遣についてあつせんを求めるものとします。

合わせて、協定等に基づいた民間事業者等に対しても、応援要請します。

第2 方策

1 公助

(1) 応援要請

- 国・県・他市町村等の応援要請については、「高知市受援計画」に定めた基本方針、体制及び手順を準用し実施します。
 - ① 発災後、全部局は、職員の安否確認を行い、見込みを含めた職員参集状況を把握し、BCPに基づいた非常時優先業務を実施する。
 - ② 発災後3日目までに、全部局は、非常時優先業務の見直しや部局内の人員調整を実施し、非常時優先業務実施に必要な体制確保に努める。
 - ③ 人員不足が明らかな部局は、受援業務を選定し、受援調整班に応援要請するとともに、なお引き続き、②のとおり、体制確保に努める。
 - ④ 受援調整班は、各部局からの要請があった場合、庁内で人員調整を実施するとともに、人員配分に係る優先基準に基づき、県等に対して、応援要請を行う。
 - ⑤ 受援調整班は、県等から職員派遣決定の連絡があった場合において、なお人員が不足する場合には、人員配分に係る優先基準に基づき、各部局に人員を配分する。
 - ⑥ 市は、応援職員に対し、執務環境の整備や飲食物の提供、宿泊場所のあつせん、日々の労務管理など、受入れに当たって、最大限の配慮をする。

(実施主体) 防災対策部, 総務部, 各部局

(2) 従事協力命令

- 災害応急対策の実施のために人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、災対法第65条の規定に基づき、市民等に労務の提供を求めます。

(実施主体) 防災対策部, 各部局

(3) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア，奉仕団等の協力

- 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア，奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申入れがあったときには，効率的な労務の提供が受けられるように調整に努めます。

(実施主体) 市民協働部，健康福祉部

第6節 災害情報等の収集伝達

第1 基本方針

災害応急対策を確実かつ迅速に実施するために必要な災害情報及び被害情報の収集及び伝達を円滑に行います。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 災害情報及び被害状況の収集伝達

- 市などが固定系防災行政無線、広報車、緊急速報メール等から発信する災害情報や避難情報を自ら収集し、可能な範囲で近隣住民等への伝達に努めます。
- 自宅周辺などで災害が発生した場合は、直ちに市に被害状況などを報告するよう努めます。

(実施主体) 市民, 地域団体等

2 公助

(1) 災害情報の収集手順

- 災害情報は、状況に応じて次のとおり段階的に収集します。

行動順位	活動内容	収集する情報の内容
情報収集行動 第1	気象等に関する予報警報等の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別警報・警報・注意報 ・ 気象情報 ・ 洪水予報（仁淀川，物部川） ・ 水防警報（仁淀川，物部川，鏡川，国分川，高知海岸） ※連絡系統は【資料編】を参照
情報収集行動 第2	被害規模早期把握のための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概括的被害情報 ・ ライフラインの被害情報 ・ 医療機関の状況
情報収集行動 第3	人的，物的被害等，被害規模に関する情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害（安否情報含む） ・ 住家被害 ・ 公共施設等の被害 ・ 救急・救助活動の状況 ・ 医療活動の状況 ・ 応急給水の状況 ・ 避難所の状況
情報収集行動 第4	一般被害情報等の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法に基づく，確定に向けた被害情報

(実施主体) 防災対策部, 各部局

(2) 災害情報の収集及び分析

- 気象台及びその他防災関係機関が発表する予警報、気象情報等については、災害対策（水防）本部が設置されているときは本部が、その他の場合は防災対策部及び消防局が受領し、内容に応じた適切な措置をとるものとします。
- 予警報等のうち特別警報を受領した場合又は発表を知り得た場合は、直ちに市民等への周知を図ります。
- 予測困難で局地的な豪雨及び土砂災害に対処するために気象台や県等からの情報を収集及び分析します。
- 各出先の長は異常気象や大規模な事故等の推移により、災害の発生のおそれがあるとき、又は発生したときは速やかに、体制前にあつては防災対策部に、体制中は災害対策（水防）本部へ通報します。
- 県警察、高知海上保安部等関係機関との連携や危険度判定結果等により、二次災害の危険情報を収集します。

(実施主体) 防災対策部, 各部局

(3) 災害情報の伝達

- 固定系防災行政無線、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）等を利用し、自主的な避難行動を促すよう市民等に対して情報伝達します。
- 多くの観光客が訪れる桂浜公園では、固定系防災行政無線、緊急速報メール等と併せ指定管理者等との連携の下、来園者に情報を速やかに伝達します。
- 必要に応じて庁内放送や行政事務支援システムなどを用い、関係部署及び出先機関へ伝達します。

(実施主体) 総務部, 防災対策部, 商工観光部

(4) 被害情報の収集及び分析

- 被害情報については、統括本部や支部運営部等で収集を行うとともに、通信ネットワークや自主防災組織等のネットワーク、アマチュア無線の活用などによる民間協力体制等様々なルートを活用し収集します。
- 被害情報を収集する上で、ヘリコプター等による情報収集が必要な場合は、県等に対し出動を要請します。
- 被害調査は、各マニュアル等に基づき状況に応じて順次実施します。
- 収集した被害情報等は、円滑な応急対策活動を実施するために市総合防災情報システムなどを活用し分析及び整理を行います。

(実施主体) 防災対策部, 市民協働部, 各部局

(5) 被害情報の伝達

- 収集した被害情報等は，県に随時伝達するとともに，報道機関や様々なルートを通じ迅速に市域全体に伝達します。

(実施主体) 総務部, 防災対策部, 市民協働部, 各部局

(6) 安否情報の回答

- 被災者の安否情報について照合があった時は，消防庁所管の安否情報システム等を活用し，被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しながら回答するものとします。

(実施主体) 防災対策部

(7) 通信設備の確保

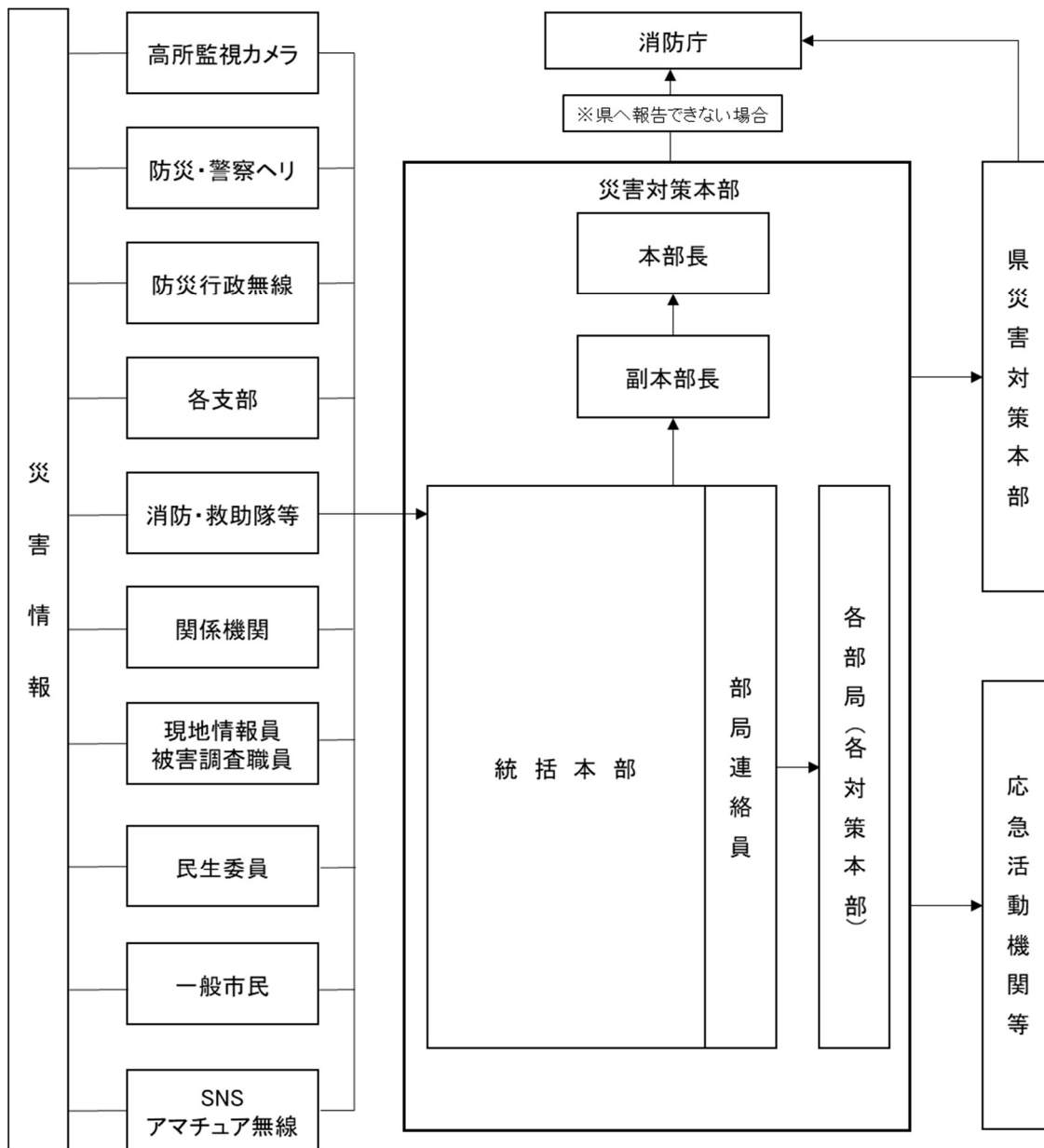
- 災害時における通信連絡は，専用有線電話及び一般加入電話，又は公用携帯電話等を使用します。
- 有線電話等が途絶した場合は，防災行政無線やMCA無線，衛星携帯電話等を活用します。

※【資料編】「移動系・固定系防災行政無線一覧表」を参照

- 有線通信が不通又は自己の無線が使用不能なときは，県非常通信協議会の協力を得て非常通信を確保します。

(実施主体) 防災対策部, 総務部, 各部局

【資料8】情報の収集及び伝達系統



第7節 土砂災害対策活動

第1 基本方針

土砂災害による被害を軽減するために過去の災害履歴や地理的・社会的条件に基づき、土砂災害警戒区域等において対策を講じます。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、迅速かつ的確に地域住民等の避難について対応を図るものとします。

第2 方策

1 公助

(1) 危険箇所、警戒区域等における広報

- 土砂災害の発生するおそれがあるときは、必要に応じて土砂災害警戒区域等に居住する市民等に対し、固定系防災行政無線、広報車、ホームページ、マスコミなどを通じて警戒を呼びかけるものとします。

(実施主体) 総務部, 防災対策部, 県

(2) 二次災害の防止

- 土砂災害等が発生したとき、二次災害を防ぐために一般社団法人高知県建設業協会等との連携により、迅速かつ的確に避難誘導、道路の封鎖等の対応を図ります。
- 宅地擁壁等の倒壊による二次災害防止のため、必要に応じて被災宅地危険度判定を行います。

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部, 都市建設部, 県

(3) 土砂災害警戒情報の発表等に伴う避難情報の伝達

- 土砂災害警戒情報が発表されたときや、がけ崩れ、土石流及び地すべりにより著しい危険が切迫しているときにおいては、当該地域住民等へ避難情報の伝達や避難誘導を実施するものとします。
- 土砂災害警戒情報等の災害情報の収集手順については、前節を参照。
- 避難の指示及び避難誘導については、第12節を参照。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

第8節 農林水産業対策

第1 基本方針

災害による農地，農業用施設，農作物，家畜，家きん，林産物及び水産業に対する被害を軽減するために必要な応急措置を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 農業用施設及び農作物に対する応急措置

- 土地改良区等農業団体の協力を得て，冠水した農地の排水作業，排水機場等排水施設の保全，用排水路の取水樋門の操作等の応急措置を行います。
- 迅速な復旧に向けて，移動用ポンプや応急対策用資機材の確保等に努めます。
- 農業団体の協力を得て速やかに被害状況を把握し，実態に即した作物別の技術対策をたて，広報活動等を行います。
- 種苗及び資材のあっせん，融資等の処置を検討します。

(実施主体) 農林水産部

(2) 家畜，家きん等に対する応急措置

- 農業及び畜産関係諸団体の協力の下，被災地の家畜及び家きんの処置及び飼養管理について現地指導を行います。
- 防疫及び飼料対策本部を設置し，飼料の確保，患畜被害調査，防疫指導，汚染地域の消毒等を行います。
- 緊急を要する飼料等については，状況により県に対して放出又はあっせんでんを依頼します。

(実施主体) 農林水産部

(3) 林業に対する措置

- 関係機関と連携して，森林所有者及び苗木生産者に対し風倒木及び被災苗木の処理並びに病害虫の防除に関する技術指導や資金援助を行うとともに，山林種苗の供給等について県に協力を要請します。
- 県と共に林道，治山施設等の安全管理，防災措置及び被害箇所の早期復旧を行います。

(実施主体) 農林水産部

(4) 凍霜害対策

- 気象台から発表される霜に関する注意報及び情報を受領したときは、各農業団体及び関係者に通報し、農家の注意を喚起し、事前に必要な措置を講じさせるものとします。

(実施主体) 農林水産部

(5) 水産対策

- 関係機関と連携して、水産施設の被災状況の把握に努めます。
- 春野漁港施設や防潮堤が被災した場合は、迅速な復旧に向けた対策を検討し、対応します。

(実施主体) 農林水産部

第9節 中山間地域における孤立対策

第1 基本方針

アクセス道路等の寸断により地域が孤立した場合、速やかにその状況等を把握し、的確な応急対策活動を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 災害対策支部の設置及び運営

- 局地的な災害が発生した場合は、直ちに現地対策本部を支部等に設置し応急対策活動を実施するとともに、総合対策部に被害状況等を報告し応急対策活動を円滑に実施します。
- アクセス道路の寸断により孤立地域が発生した場合、その地域の代表者等に連絡をとり、地域内における負傷者の有無や被災状況等を把握します。

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部, 都市建設部

(2) 負傷者等の救助・救出の要請

- 緊急に搬送すべき負傷者や重病者がいる場合は、災害対策本部を通じて県などに対しヘリコプター等による救助を要請します。

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部

(3) アクセス道路の確保

- 国や県をはじめ一般社団法人高知県建設業協会等との連携により、アクセス道路の復旧を図ります。

(実施主体) 防災対策部, 都市建設部

(4) 孤立地域への生活物資等の搬送

- 孤立が長期化する場合は、ヘリコプター等を活用した孤立地域への生活必需物資等の搬送を県などに要請します

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部

第10節 災害広報

第1 基本方針

報道機関等との連携により、市民等への災害情報、生活関連情報などの確な広報活動を実施します。

第2 方策

1 共助

(1) 災害及び被害状況の情報提供

- 避難所等において、災害対策本部等から提供される情報を避難者に的確に提供できるようそれらを整理するとともに、速やかに掲示するよう努めます。
- 要配慮者への情報伝達については、誰もが分かりやすい言葉や表現をもって伝達するとともに、障害の状況に応じて必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意します。

(実施主体) 市民, 地域団体等

2 公助

(1) 報道機関への情報提供

- 災害関連情報を取りまとめ、適宜報道機関に提供します。特に、市民等への周知徹底の必要な情報については、速やかな報道を依頼します。

(提供情報)

- ・ 災害対策本部の設置及び解散
- ・ 避難情報の発令状況
- ・ 気象情報
- ・ 二次災害の危険性
- ・ 被害状況
- ・ 交通情報
- ・ ライフライン情報
- ・ 医療情報
- ・ 避難所情報
- ・ 廃棄物情報
- ・ 救援物資情報
- ・ その他必要情報

- Lアラート（災害情報共有システム）等を活用して、情報配信の簡素化及び一括化に努めます。
- 記者会見については、必要に応じて随時実施します。
- 緊急を要する情報については「災害時における放送要請に関する協定」に基づき各報道機関に報道を要請します。

(実施主体) 防災対策部, 総務部

(2) 市民等への広報活動

- 災害発生前については、予想される災害の規模や動向などを検討し、被害の防止に必要な注意事項などを広く発信します。
- 災害発生後については、「(1) 報道機関への提供情報」の内容に準ずるものとします。
- 広報活動は、報道機関、地域団体等の協力のほか、ホームページ、広報紙、コミュニティFM、SNSなど様々な手段によって行います。

(実施主体) 防災対策部, 総務部

(3) 避難者への広報活動

- 避難所等へ災害情報及び生活関連情報を常に伝達できるよう、状況に合わせた体制や設備の整備を図りながら広報活動を行います。
- 要配慮者、在宅での避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者のほか広域避難者にも配慮した情報伝達を行います。
- 複数の手段で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

(実施主体) 防災対策部, 総務部, 市民協働部, 健康福祉部, こども未来部

(4) 災害記録の作成

- 報道機関等の協力を得ながら、被害状況をはじめ応急対策の実施状況、市民生活などの映像記録等を収集し、災害記録を作成します。

(実施主体) 防災対策部, 総務部

第11節 自主防災組織等の活動

第1 基本方針

災害発生直後の初動期において、自主防災組織等は、応急対策活動や災害情報等の収集及び伝達、避難所運営等について互いに連携及び協力して対応に当たります。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 災害情報等の収集及び伝達

- 災害発生直後の死傷者や建物、道路等の被害状況等の情報を収集し、市などへの伝達に努めます。

(実施主体) 民間事業者, 地域団体等

(2) 災害応急活動の連携

- 災害発生初動期において、防災及び医療関係機関の派遣する救助隊等と連携して初期消火、地域住民等の避難誘導、負傷者の救助・救護等に努めます。

(実施主体) 民間事業者, 地域団体等

(3) 避難所運営

- 避難所において、自主防災組織を中心に運営組織を設置し、市職員、教職員、施設管理者等と連携して避難者がお互いに秩序ある避難生活が営まれるよう避難所を運営します。

(実施主体) 地域団体等

(4) 給食、給水、救援物資等の配分

- 避難所生活を円滑に行うために市が実施する給食、給水、救援物資等の配分活動に協力します。

(実施主体) 民間事業者, 地域団体等

(5) 事業所の自主防災活動

- 災害発生初動期において、従業員等の安全確保及び地域住民等に対する支援を行うよう努めます。
- 周辺地域において、がけ崩れや家屋の倒壊等により負傷者が発生したときは、自主防災組織等と協力して救出活動に努めます。

- 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う事業者は、施設の点検及び応急措置を行い、爆発等の危険がある場合は、速やかに防災関係機関に連絡をするとともに、近隣住民に周知します。

(実施主体) 民間事業者

第12節 避難の指示及び避難誘導

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、生命又は身体を災害から守り、被害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、高齢者等避難、避難指示（以下、「避難情報」といいます。）を発令するとともに、地域住民等を安全な緊急避難場所に誘導します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 適切な避難

- 避難情報が発令された場合は速やかに避難するとともに、発令前であっても自ら判断して避難できるよう情報収集に努めます。
- 地域においては、自主防災組織を中心として状況に応じた避難誘導を実施します。
- 避難支援等関係者は、自らの安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援や安否確認を行います。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 避難情報の発令及び解除

- 災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、生命又は身体を災害から守り、その他被害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、本部長（市長）は災対法第60条に基づき、地域の居住者及び滞在者その他の者に対して、避難情報の発令を行います。
- 避難の指示は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができます。

実施者	災害の種類	根拠法
市長 知事	災害全般	災対法第60条
警察官	災害全般	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	災対法第61条
知事及び知事の命 を受けた職員	洪水, 高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者 (市長)	洪水, 高潮	水防法第29条
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条

- 本部長（市長）は、避難情報の発令を行った場合は、速やかにその旨を知事に報告します。
- 災害発生危険が去ったと判断し、避難情報の発令を解除した場合も同様に、速やかにその旨を知事に報告します。
- 水防法第29条及び地すべり等防止法第25条に基づく立退きの指示をしたときは、警察署長にその旨を通知しなければなりません。
- 避難情報の発令は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を基に、今後の気象予測や現地状況、過去のデータ等を含めて災害対策本部で総合的に判断します。
- 災害が発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって市民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができます。
- 屋内での待避等の安全確保措置を指示した場合においても、速やかにその旨を知事に報告します。
- 必要に応じて、指定行政機関の長や指定地方行政機関の長及び県知事に対し、避難情報発令の判断に関する事項について助言を求めることができます。

(実施主体) 防災対策部

(2) 警戒区域の設定

- 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、災対法63条の規定により警戒区域を設定します。
- 水防法第21条の規定により必要がある場合は、水防団長及び水防団員は警戒区域を設定し、その区域への立ち入り禁止及び制限並びにその区域からの退去を命じることができます。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(3) 避難情報の伝達

- 避難情報の伝達事項は、次の内容を明示します。ただし、避難情報の内容を明示するいとまがないときは、この限りではありません。
 - ・ 避難情報発令の理由
 - ・ 発令対象地区
 - ・ 緊急避難場所
 - ・ 避難における注意事項
 - ・ 警戒レベル

- 要配慮者については、早い段階での避難開始が必要なため、事前避難の判断ができるよう災害情報や災害対応状況及び緊急避難場所の開設状況を伝達します。
- 要配慮者に直接情報を伝達することが困難な場合、関係機関に協力を求めます。
- 市民等の積極的な避難行動につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫します。

(実施主体) 防災対策部, 健康福祉部, こども未来部, 消防局, 教育委員会

(4) 避難誘導

- 必要に応じて警察官の応援を求めるなど関係機関の協力の下、避難誘導を実施します。
- 災害対策(水防)本部を設置する総合あんしんセンターにおいて十分な状況把握が行えない場合は、避難情報発令を行うための判断を被災地付近の支部等において行うなど適時適切な避難誘導に努めます。
- 市職員や施設管理者は、施設利用者や近隣住民に対し避難誘導マニュアル等あらかじめ定めた行動マニュアルに沿って、安全かつ的確に避難誘導を行います。
- 避難行動要支援者の避難支援については、「災害時における要配慮者支援対応マニュアル」に基づき実施します。
- 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要な場合に限り、本人の同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供します。
- 陸上交通及び海上交通機関における避難については、防災関係機関等と連携し避難誘導を実施します。

(実施主体) 各部局

第13節 要配慮者への支援

第1 基本方針

要配慮者（高齢者，障害者，外国人，乳幼児等）は，災害発生時に自ら迅速かつ的確な行動がとりにくいため，地域住民や自主防災組織，社会福祉施設等の協力を得ながら支援を実施します。

第2 方策

1 共助

（1）要配慮者への支援

- 避難支援等関係者は，避難情報が発令された場合，行政と連携しながら避難行動要支援者の避難を支援するよう努めます。
- 要配慮者の居場所や安否確認に努め，把握した情報を市に提供します。

（実施主体）民間事業者，地域団体等

2 公助

（1）情報の提供

- 災対法第56条第2項の規定に基づき，要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮に関しては，「高齢者等避難」等を活用し，避難支援等関係者その他の者と連携しながら要配慮者に対して早い段階での避難開始を促します。
- 避難情報を発令する場合は，固定系防災行政無線や広報車，携帯端末の緊急速報メール等を活用し広く周知します。
- 情報については，誰もが分かりやすい言葉や表現をもって伝達するとともに，障害の状況に応じて必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意します。
- 報道機関等に対して，次の事項を要請するものとします。
 - ・視覚に障害のある人のためにラジオでの情報提供
 - ・聴覚に障害のある人のために文字放送や字幕付き放送による情報提供
 - ・日本語を理解していない外国人に対する外国語による情報提供

（実施主体）防災対策部，総務部，健康福祉部

（2）避難支援

- 避難行動要支援者の避難支援等については，「高知市災害時要援護者支援対応マニュアル」に基づき実施します。
- 避難支援等関係者等の協力を得ながら避難行動要支援者の避難支援等を行います。
- 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要な

場合に限り、本人の同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供します。

- 災対法第49条の12及び第49条の16の規定に基づき、名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際して情報漏えいを防止し、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置に関して、平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に緊急に個別避難計画情報を提供する場合は、当該個別避難計画情報の活用後における廃棄・返却等を求めます。
- 災対法第50条第2項の規定に基づき、避難支援等関係者等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、地域の実情や災害の状況に応じて、事前に策定された安全確保ルールや計画などに従うよう求めるなど、避難支援等関係者が避難支援等を行う際に安全を確保できるよう十分に配慮します。

(実施主体) 防災対策部, 健康福祉部, 消防局

(3) 避難所生活等における対策

- 避難生活支援については、「災害時における要援護者支援対応マニュアル」に基づき、自主防災組織や社会福祉施設、ボランティアセンター等の協力を得て適切な福祉サービスの提供に努めます。
- 外国人に対しては、語学ボランティア等の協力を得て情報提供を行うとともに、各国大使館等への情報の取り次ぎを行います。
- 社会福祉施設等が被害を受け機能を失った場合は、代替施設等を使用しその機能の確保に努めます。
- 避難所での生活環境に当たっては要配慮者に十分配慮するとともに、健康状態を把握し、福祉施設職員や高知県が養成している福祉専門職員の災害派遣福祉チーム(DWAT)等の受援体制の整備に努めます。
- 応急仮設住宅等への入居に当たっては、高齢者や障害者を優先しますが、仮設住宅生活が長期化することも想定し、高齢者や障害者が同じコミュニティに集中しないよう配慮します。
- 在宅での生活が可能と判断された要配慮者に対しては、その生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等を適宜提供します。

(実施主体) 総務部, 防災対策部, 健康福祉部, こども未来部, 都市建設部

第14節 教育関係対策

第1 基本方針

災害発生時には、的確な判断により、園児、児童、生徒及び教職員（以下「生徒等」といいます。）の安全を確保するとともに、学校、保育所及び文化施設（以下「学校施設等」といいます。）の応急対策や応急教育の実施等必要な対策を行います。

第2 方策

1 公助

(1) 生徒等の措置

- 災害時対応マニュアル等に基づき生徒等を安全かつ迅速に避難させた後に、安否確認と保護者等への連絡及び引渡しを実施します。
- 休日、夜間等の場合についても、災害時対応マニュアルに基づき生徒等の安否確認を実施します。
- スクールカウンセラーを中心に、被災後の生徒等の心のケアを行います。

(実施主体) こども未来部, 教育委員会, 各学校

(2) 学校施設等の応急対策

- 学校施設等の危険度判定調査を速やかに実施するとともに、被害状況調査及び応急修理を実施し、避難者や生徒等の安全を確保します。

(実施主体) 総務部, こども未来部, 都市建設部, 教育委員会

(3) 教育及び保育対策

- 学校施設等が被災した場合は、速やかに代替施設の確保を行います。
- 学校施設等の被害の程度により、二部授業及び余剰教室や最寄りの公共施設を利用するなどの方法によって授業や保育を実施します。
- 臨時休校の措置をとった場合は、振替授業等により授業時間を確保します。
- 学校教育の早期再開のために指定避難所の閉鎖や統合を避難者や地域団体等と協議の上、実施します。
- 被災した生徒等が教科書その他学用品等を喪失及び毀損した場合、教科書、学用品等を確保し、災害救助法の基準に基づき給与します。
- 県教育委員会等と連携し、他校の教職員の臨時配置及び臨時雇用により人員の確保を行います。

(実施主体) こども未来部, 教育委員会, 防災対策部

(4) 生徒等への給食の確保対策

- 給食施設及び設備の被害状況に応じ、速やかに応急修理等を実施するとともに、学校給食会等関係機関と調整し生徒等への給食の再開に努めます。
- 指定避難所の開設等により被災者用の炊き出しを実施している場合は、学校給食と被災者用給食との調整を行います。

(実施主体) こども未来部, 教育委員会

(5) 文化財対策

- 文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、速やかに市に被災状況を報告し適切な措置を行います。
- 市は国・県指定の文化財が滅失及び毀損した場合は、毀損状況を把握し、文化庁及び県に連絡します。

(実施主体) 総務部

第15節 緊急輸送活動

第1 基本方針

緊急輸送活動の実施に当たっては、次の活動に必要な人員、資機材等の輸送を優先するために防災関係機関等と連携し、速やかに緊急輸送体制を確保します。

(第一段階)

- ・ 救助救急活動
- ・ 消防水防活動
- ・ 国及び地方公共団体の応急活動
- ・ ライフライン事業者の応急復旧活動
- ・ 緊急輸送施設の応急復旧及び交通規制活動

(第二段階)

- ・ 第一段階の継続
- ・ 給食給水活動
- ・ 負傷者等の被災地外への輸送活動
- ・ 輸送施設の応急復旧活動

(第三段階)

- ・ 第二段階の継続
- ・ 復旧活動
- ・ 救援物資等の輸送活動

第2 方策

1 公助

(1) 緊急輸送ルートの確保

- 高速自動車道の被害状況を西日本高速道路株式会社や関係機関から入手し、被害調査に基づく優先順位の下、国や県、一般社団法人高知県建設業協会等との連携により緊急輸送ルートを確保します。
- 緊急輸送に際しては、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターの出動要請とともに、使用可能な臨時ヘリポートを速やかに確保します。
- 海上輸送については、国土交通省四国地方整備局、四国運輸局高知運輸支局、高知海上保安部及び港湾管理者への要請等を通じ、港湾施設及び船舶を確保します。
- 四国地方整備局及び港湾管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとします。

- 高知海上保安部は、必要に応じ次の措置を講ずるものとします。
 - ・ 船舶交通の輻輳（ふくそう）が予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとします。
 - ・ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を制限又は禁止するものとします。
 - ・ 海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な処置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去及びその他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告するものとします。

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部, 都市建設部, 国, 県

(2) 交通規制の実施

- 交通渋滞等により円滑な緊急輸送を阻害している状況にあるときは、緊急の度合いに応じて車両別通行規制を行います。
- 規制により通行を制限された車両に対しては、迂回路線の設定又は時間的解除等による通行を検討します。

(実施主体) 農林水産部, 都市建設部

(3) 放置車両対策の実施

- 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6に基づく道路区間指定を行い、運転者等に対し、車両等の移動を命令します。
- 道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、報道機関等を通じて速やかに指定区域内に周知します。
- 運転者等がない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行います。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他人の土地を一時使用及び障害物を除去することができるものとします。
- 道路管理者は、車両等の移動に際し、車両等の破損、他人の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、損失の補償を行います。

(実施主体) 都市建設部

(4) 緊急輸送車両の確保

- 公用車の効率的な運用や運送事業所等との連携及び県への要請により緊急輸送車両を確保します。
- 協定に基づき、県石油業協同組合に対し防災関連施設や災害復旧に従事する車両等への燃料供給を要請します。

- 緊急輸送車両の使用のために県及び公安委員会に申し出て確認標章及び証明書の交付を受けます。

(実施主体) 財務部

(5) 応急資機材等の確保

- 応援協定等に基づき、県内外から広く応急用資機材等を調達します。
- 輸送拠点に調達された応急用資機材等は、緊急輸送車両により市内の被災地に輸送します。

(実施主体) 財務部, 都市建設部

第16節 交通確保対策

第1 基本方針

災害時において、道路の損壊及び陥没並びにその他の事由により交通上危険であると認め、又は復旧工事のためにやむを得ないときは、道路管理者は交通規制を行うものとします。

第2 方策

1 公助

(1) 被災地付近の交通規制

- 道路管理者は、被災地及びその付近の現地状況を調査するとともに、警察署長に連絡し交通制限、迂回等の応急対策を講じます。
- 災害対策本部と県警察本部は、協議の上、交通規制を確定します。

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部, 都市建設部, 国, 県, 県警察

(2) 緊急輸送路確保のための交通規制

- 交通渋滞等により円滑な緊急輸送を阻害している状況にあるときは、緊急の度合いに応じて車両別通行規制を行います。
- 規制により通行を制限したときは、迂回路線の設定又は時間的解除等による通行を検討します。

(実施主体) 農林水産部, 都市建設部, 国, 県, 県警察

(3) 交通規制の周知

- 規制により通行を制限するときは、適当な分岐点及び迂回路線に指導標識板を設置するとともに、広報車による広報や報道機関を通じて速やかに市民等に周知徹底を図ります。

(実施主体) 農林水産部, 都市建設部

(4) 代替交通手段の確保

- 鉄道・軌道の公共交通機関が通常運行できなくなった場合は、公共交通事業者との協定に基づき代替交通手段を確保します。
- 市内で避難所が不足する場合は、公共交通事業者と協同し被災者の市外・県外への広域避難を支援します。

(実施主体) 防災対策部, 市民協働部

(5) 道路占用工作物の保全措置

- 道路占用工作物等（電力、通信、ガス、水道、下水道その他）に被害があった旨の情報を受けたときは、関係機関又は所有者にその安全措置を命じ道路の保全を図るものとします。

(実施主体) 農林水産部, 都市建設部

第17節 市所管施設等の応急対策

第1 基本方針

市民生活に多大な影響を及ぼす市所管施設等については、緊急点検、巡視等を行い迅速な応急対策を実施し、早期の機能復元及び確保を図ります。

また、道路や河川等において障害物が発生し、その機能を阻害したときは、障害物の除去に向けて必要な措置を講じます。

第2 方策

1 公助

(1) 市所管施設の応急対策

- 指定避難所となっている施設を中心に、市所管施設及び設備の被害状況調査を行います。
- 被災状況や影響度、重要性等を勘案した優先順位の下、関係機関との応援協定や連携体制などにより、順次応急工事等対策を実施します。
- 本庁舎等業務機能が集中する施設が被災した場合は、代替施設を早期に確保するよう努めます。

(実施主体) 各部局

(2) 情報処理システムの確保

- 早期に必要な情報処理システムから順次点検及び応急対策を実施し、速やかな復旧に努めます。

(実施主体) 総務部, 各部局

(3) 道路、河川等にある障害物の除去

- 道路交通を緊急に確保するためにその道路管理者は、早期に障害物の除去を行います。
- 河川の流水を確保するためにその河川管理者は、防災関係機関等と連携を図りながら障害物の除去に努めます。
- その他の施設の障害物の除去は、その施設の所有者又は管理者が行うものとします。

(実施主体) 農林水産部, 都市建設部, 国, 県

(4) 道路施設被害の応急復旧

- 救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するために、あらかじめ指定している緊急輸送ルート of 被害状況を把握し、応急復旧方針を決定します。
- 効率的な防災活動を実施するために第1次緊急輸送道路を最も早期に復旧し、第1次緊急輸送道路が早期復旧困難な場合は第2次緊急輸送道路を復旧することによって輸送ルートを確保します。
- 一般社団法人高知県建設業協会等との応援協定に基づき必要な人員、資機材等の確保に努めます。道路管理者及び関係機関は、被害のあった道路施設について下記のような対策を講じ、その道路機能の確保に努めます。
 - ① 道路、橋りょう等構造物の危険度調査の実施
道路管理者は、管理する道路や橋りょう等の構造物についての危険度調査を行います。
 - ② 道路、橋りょう等の応急工事
道路・トンネルの崩壊及び橋りょうの損壊等の被害のうち、わずかな被害で応急対策により早急に交通の確保が得られるときは、補強等必要な措置を講じ早期復旧を目指します。
 - ③ 迂回道路等の確保
応急対策が比較的長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に迂回用道路等の確保に努めます。
 - ④ 関係機関との連携
幹線道路等交通量の集中が見込まれる道路については、道路管理者は県警察本部等各関係機関との協力による広域的な道路規制を行います。
- 県警察等関係機関と連携し、不通箇所、迂回路、復旧見込み等道路交通情報を広報するとともに、市民等からの問合せに対応します。

(実施主体) 農林水産部, 都市建設部, 国, 県

(5) 在港船舶対策

- 災害発生予想日の数日前及び前日には以下の措置を講じます。
 - ① 在港船舶及び入港予定船舶の動静の把握及び出入港の管制
 - ② 木材荷役船舶に対する措置
 - ③ 危険物荷役船舶に対する措置
 - ④ 運転不自由船舶に対する措置
 - ⑤ 高知港台風・津波等災害対策委員会の招集
 - ⑥ 台風等災害に関する情報の収集及び伝達
- 災害発生予想日の前日及び当日には以下の措置を講じます。
 - ① 災害発生に関する情報の収集及び伝達
 - ② 在港船舶に対する避難勧告
- 災害発生後には以下の措置を講じます。
 - ① 被害の調査
 - ② 災害復旧応急対策の指導
 - ③ 事故船に対する救難措置
 - ④ 流出木材に対する措置の指導

(実施主体) 高知海上保安部

第18節 避難所の開設及び運営

第1 基本方針

災害によって自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、被災者が一定期間生活を送る場所として指定避難所を開設します。

第2 方策

1 共助

(1) 避難所運営

- 地域団体等は各自の役割を十分理解し、主体的に避難所運営を行うとともに、運営を行うための体制整備に努めます。
- 避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき適切に実施します。

(実施主体) 地域団体等

2 公助

(1) 避難所の開設

- 災害規模、被災状況等を勘案し、「避難所運営マニュアル」に基づき指定避難所を適宜開設するとともに、様々な媒体の活用により市民等に対して開設を周知するものとします。
- 福祉避難所についても、被災状況等に応じて適宜開設します。

(実施主体) 市民協働部, 健康福祉部, 農林水産部, 教育委員会, 各部局

(2) 避難所の運営管理

- 指定避難所の運営は、地域団体、施設管理者、教職員等との協力体制の下、「避難所運営マニュアル」に基づき適切に実施します。
- 防災行政無線の活用など情報収集伝達体制を整え、災害対策本部等との連携体制を確保します。
- 必要に応じて、被災者に対し炊き出しや食料の供給を行います。
- 被災者の健康管理のために保健師等による保健活動を実施します。
- 避難生活環境を良好な状態に保つために避難所の衛生状態の確保やプライバシーの保護、必要物資の確保等に努めます。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。
- 女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置や、生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

- 飼い主による家庭動物との同行避難ができるよう家庭動物のためのスペースや隔離用のテント及び飼育用のケージの確保に努めます。
- 集団的な避難生活に適応できない要配慮者のために避難所内に要配慮者スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整します。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難を要する期間等を考慮し、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等への移動を避難者に促します。

**(実施主体) 防災対策部, 市民協働部, 健康福祉部, こども未来部,
農林水産部, 教育委員会, 各部局**

(3) 福祉避難所の運営管理

- 要配慮者など避難所での生活が困難な市民等については、その状況に応じ福祉避難所、社会福祉施設等に適宜移送します。
- 各福祉避難所運営マニュアルに基づき、施設管理者や支援者、自主防災組織等と協働で運営を行います。

(実施主体) 健康福祉部

第19節 救援物資等の供給

第1 基本方針

食料や生活必需物資（以下「救援物資等」といいます。）を確保できない被災者に対して、民間事業者や地域団体等の協力を得ながら救援物資等の供給を速やかに実施するとともに、物価の安定に努めます。

第2 方策

1 共助

(1) 配分等への協力

- 救援物資の配分や炊き出しの実施等に当たっては多くの人手を要することから、市職員をはじめ民間事業者や地域団体等が連携し円滑に実施できるよう努めます。
- 災害発生直後は水が不足するため、洗たく、トイレ排水などの生活用水については災害用協力井戸等の水を活用します。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 物資対策本部の運営

- 物資対策本部長は、救援物資等の必要品目及び必要量の把握、防災関係機関との総合調整、活動方針の決定等「高知市物資配送計画」に基づき物資対策本部の運営を実施します。

(実施主体) 商工観光部

(2) 救援物資等の確保

- 物資が事前備蓄で不足するときは、流通業界や県等へ支援要請を行い、必要品目及び必要量の確保に努めます。
- 被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資確保に努めます。
- 救援物資等を確保する際は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。

(実施主体) 商工観光部

(3) 災害救助用米穀の確保

- 災害救助法が適用された場合において、炊き出し等を実施する際の米穀を関係機関から調達します。

(実施主体) 農林水産部

(4) 救援物資等の受入れ及び配送

- 国, 県, 他市町村, 協定先の民間事業者等から供給される救援物資等は, 物資配送拠点で受け入れて, 物流事業者等の協力を得て指定避難所へ速やかに配送します。
- 物資配送拠点から供給する救援物資等は, 配送先の指定避難所において円滑に受け入れて, 避難者等へ配分します。

(実施主体) 市民協働部, 健康福祉部, 農林水産部, 商工観光部

(5) 救援物資等の配分

- 救援物資等の供給は指定避難所で行うことを原則とし, 様々な媒体を活用し広く市民等に周知します。
- 災害状況によっては, 「高知市物資配送計画」に基づき, 救援物資等の配送先となる指定避難所を絞り込みます。その場合は, あらかじめ様々な媒体を活用し広く市民等に周知します。
- 救援物資等の配分に当たっては, 多くの人手を要することから, 民間事業者や地域団体等との連携の下, 円滑に実施します。
- 配分する際は, 要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。
- 学校の給食施設については, 関係機関や関係業者との連携体制の下, 応急措置を講じ, 早期炊き出しを実施します。

**(実施主体) 防災対策部, 市民協働部, 健康福祉部, こども未来部,
教育委員会**

(6) 災害による消費生活関連相談及び物価の監視

- 便乗値上げ等が行われないよう物価の監視を行い, 適正価格の維持に努めます。
- 災害の混乱に乗じた悪質商法等の発生による契約トラブル等についての相談に対応します。

(実施主体) 市民協働部

第20節 災害救助法等の適用

第1 基本方針

災害救助法（昭和22年法律第118号）による応急救助やその他の関連法令による生活再建支援等を迅速かつ的確に行うために日頃から研修を受けるなど習熟を図るとともに、自然災害の発生により、一定規模以上の被害が生じ、被災者が現に応急救助を必要とするときは、被災者の保護と社会秩序の維持を図るために災害救助法の適用申請を行います。

第2 方策

1 公助

(1) 災害救助法の適用申請

- 被災状況が災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握し、知事に対し災害救助法の適用申請を行います。

(実施主体) 防災対策部

(2) 災害救助法に基づく救助の実施

- 災害救助法が適用されたときは、知事からの委任又は補助事務として同法の規定に基づき次の救助を実施します。
 - ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ④ 医療及び助産
 - ⑤ 被災者の救出
 - ⑥ 被災した住宅の応急修理
 - ⑦ 生業に必要な資金、器具及び資料の給与又は貸与
 - ⑧ 学用品の給与
 - ⑨ 埋葬
 - ⑩ 遺体の捜索及び処理
 - ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 救助の実施に当たっては、救助完了までの間、実施状況を日ごとに記録するとともに、県に報告します。

(実施主体) 各部局

第21節 救急・救助活動

第1 基本方針

災害から市民等の生命を守るために迅速な救急・救助活動を実施します。

第2 方策

1 共助

(1) 救急・救助活動の実施

- 自らの安全を確保した上で、近隣住民等と協力し、救急・救助活動等を実施するように努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 消防対策本部の運営

- 消防対策本部を設置したとき、消防対策本部長は、災害対策本部等との連携の下、被害状況の把握、防災関係機関との総合調整、活動方針の決定等「高知市消防対策本部運営要綱」に基づき消防対策本部の運営を実施します。

(実施主体) 消防局

(2) 初動活動

- 「高知市消防局及び消防団員動員配備要綱」に基づく段階的な参集方法により活動体制を確保します。
- 陸上移動局を開局し、情報伝達体制を確保します。
- 消防署所をはじめ車両、資機材等の被害状況に応じた応急措置を実施し、活動手段を確保します。

(実施主体) 消防局

(3) 応援要請

- 被害状況等により市長が必要と判断したときは、緊急消防援助隊等の応援要請を行うとともに、「高知市緊急消防援助隊受援計画」に基づき受入れ体制を整えます。

(実施主体) 消防局

(4) 応急活動

- 「高知市消防局大規模自然災害対策基本計画（風水害編）」に基づき、家屋倒壊や浸水、危険物施設等における流出被害拡大防止など状況に応じた救助活動等をはじめ、保健医療調整本部等と連携した救護活動及び消防団あるいは自主防災組織などと連携した救急・救助活動等応急活動を実施します。
- 応急活動を実施する市民等に簡易救助資機材の貸出しを行うなど、地域での救急・救助活動を支援します。

(実施主体) 消防局

(5) 行方不明者等の捜索

- 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行います。
- 捜索活動は、地域団体等のほか防災関係機関等の協力の下、実施します。

(実施主体) 防災対策部, 消防局

(6) 職員の応急措置

- 市所管施設の利用者等が被災した場合、職員及び施設管理者は、自らの安全を確保した上で、人命の安全確保を基本に救急・救助活動を行うとともに、必要な応急措置を実施します。

(実施主体) 各部局

第22節 保健医療調整本部の設置及び運営

第1 基本方針

災害の発生により多数の傷病者が発生した場合、一人でも多くの人を救命するために医療機関及び医療関係団体と連携し医療救護活動を実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 医療救護活動の実施

- 災害時の医療救護活動は、自らの安全を確保した上で、地域住民等と協力し実施するように努めます。
- 重傷者を発見した場合は可能な範囲で応急処置を行い、近くの救護病院等へ搬送するよう努めます。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 保健医療調整本部の設置及び運営

- 「高知市災害時医療救護計画」に基づき保健医療調整本部を設置します。
- 保健医療調整本部は市保健所に設置し、保健医療調整本部長は保健所長とします。
- 保健医療調整本部の組織は、保健医療調整本部長、保健医療調整副本部長、対策統括責任者のもとに、総務部と計画情報部を置き、各分野のコーディネーターと連携をとって活動を展開します。
 - ① 高知市の災害拠点病院及び救護病院の医療救護活動
高知市の災害拠点病院及び救護病院は、保健医療調整本部長からの本部設置報告、あるいは病院の管理者の指示により、医療救護活動を開始します。
 - ② 情報の収集及び提供
医療救護活動を円滑に行うために各班の役割に基づき、災害拠点病院、救護病院、医療関係団体、避難所等と必要な情報の収集及び提供を行います。
 - ③ 受援体制の整備
市内全域の医療救護活動の情報を収集し、県内外からの医療救護チーム等の要請及び受入れ調整を行い、配置計画を策定します。

- ④ 避難所における医療ニーズ調査
避難所の環境調査を行うとともに、避難者の傷病や健康状態について把握します。
- ⑤ その他の医療機関の医療救護活動
県や市の指定した医療救護施設以外の医療機関についても、可能な限り医療救護体制をとります。

(実施主体) 健康福祉部, こども未来部

(2) 医薬品及び医療用資機材の供給

- 救護病院等の医療機関で行う医療救護活動に必要な医薬品及び医療用資機材を供給するために県薬剤師会高知市支部、薬局、医薬品販売業者等と連携を図り、速やかな供給体制の確保に努めることとします。
- 救護病院等の医療機関で不足する医薬品及び医療用資機材については、県保健医療調整本部に調達及びあっせんを要請します。

(実施主体) 健康福祉部

【資料9】保健医療調整本部担当別役割

保健医療調整本部	本部長	・本部全般	
	副部長	・広報，マスコミ等の窓口担当 ・安全確保及び確認	
	対策統括責任者	・計画情報部が企画・立案した対策をもとに，災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定 ・本部長の意思決定が必要なときは，意見を具申 ・外部支援チームへのオリエンテーション ・対策会議の運営	
	総務部		・本部のロジスティックス機能全般 (必要な資機材調達・労務管理等)
		総務班	・職員の労務管理 ・庁舎設備の維持管理 ・活動に必要な人員，物資の確保 ・交通手段の確保及び提供 ・経費等の管理 ・外部支援チーム受入れ業務
	計画情報部		・収集，分析された情報をもとに対策を立案
		情報収集班	・情報通信手段の確保と維持 ・EMIS管理，クロノロジー作成 ・庁内外からの情報の収集によるニーズとリソースの把握
		情報分析班	・情報収集班が収集した情報を分析・評価し見える化 ・外部支援チームの活動の見える化
		対策企画班	・情報分析班の分析結果等をもとに対策を企画・立案 ・県保健医療調整本部，市災害対策本部，医療関係団体等に情報を伝達し必要な支援を要請 ・外部支援チームの活用の検討 ・対策会議の運営
	災害医療コーディネーター	・県保健医療調整本部の災害医療コーディネーターと協議しながら各種医療チームの受入れと派遣先を総合調整	
災害薬事コーディネーター	・県保健医療調整本部の災害薬事コーディネーターと連携し，医薬品等の確保と供給，薬剤師の受入れを調整		

第23節 災害時公衆衛生活動

第1 基本方針

感染症等の発生防止をはじめ被災者の健康管理，衛生の確保，愛護動物及び家畜対策，有害物質対策など市民の健康維持と安全確保を図るために保健衛生対策・生活環境衛生対策を実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 予防対策の実施

- 感染症予防のためにうがいや手洗い，マスクの着用等に努めます。
- 炊き出しなど食品の調理や配膳を行う際は，手指消毒や十分な加熱調理により，感染症の予防に努めます。

(実施主体) 市民，地域団体等

2 公助

(1) 保健衛生対策

① 感染症予防活動

- 消毒剤等による対応や感染予防のための知識の普及啓発を実施します。
- 被災地域の衛生状態を把握し，消毒活動の実施計画を作成するとともに，協定に基づき資機材，薬品等を調達し消毒を実施します。
- 感染症発生の状況把握を行うとともに，必要に応じ医療機関と連携し予防接種や指導等予防措置を実施します。
- 感染症が発生したときは，医療機関との連携の下，入院措置や自宅治療等の適切な措置を実施します。

② 保健衛生活動

指定避難所を中心に，被災者の健康管理，栄養・食生活支援，歯科保健対策，心のケア対策等の保健衛生活動を実施します。

③ 食品衛生活動

被災地区での食中毒等を防止するために食品衛生の監視及び衛生指導を実施します。

(実施主体) 健康福祉部，子ども未来部

(2) 生活環境衛生対策

① 愛護動物、家畜等対策の実施

- 獣医師会への応援要請及び民間団体等に協力依頼し、愛護動物等負傷動物の治療、保護等を実施します。
- 家庭動物と同行した市民が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援します。
- 被災動物及び被災者が飼えなくなった動物を（仮称）被災動物救護所で保護及び管理します。
- 県や関係機関と連携し、死亡家畜や家きんの処理対策及び防疫対策を実施します。
- わんぱーくこうちアニマルランドの動物舎が損壊等により飼育不能となった場合は、協定に基づき他施設に一時預かりを依頼します。

② 有害物質対策の実施

関係機関等との連携により、有害物質に関する情報を把握し危険度判定等監視及び防除活動を行うとともに、市民等への広報を実施します。

**(実施主体) 総務部, 健康福祉部, 農林水産部, 都市建設部, 環境部,
消防局**

第24節 遺体の処理等

第1 基本方針

災害により死者が多数発生した場合は、関係機関と連携した遺体の収容、安置所の開設等必要な応急対策を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 遺体の処理

- 死亡原因が不明な遺体の検視（検案）及び死体検案書作成に協力します。
- 遺体の処理については、「遺体安置所等運用管理マニュアル」に基づき実施します。
- 遺体の身元識別及び遺族等による確認ができないときは、遺体に関する洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行い、納棺後遺体安置所に一時保管します。

(実施主体) 市民協働部, 県警察

(2) 遺体安置所の運用管理

- 多数の死者が発生し遺体の収容及び安置が必要なときは、事前に定めた遺体安置所を開設し運用管理します。
- ひつぎ、ドライアイスなど一時保管に必要な資材等が不足した場合は、応援協定等により調達します。

(実施主体) 市民協働部, 県警察

(3) 遺体の搬送

- 火葬に付すべき遺体安置所の遺体数を斎場に報告し、火葬の処理状況を勘案し、遺体搬送計画を策定します。
- 遺体安置所から斎場までの搬送は、協定等に基づき民間事業者に依頼します。
- 遺体の搬送は、引取者が判明している遺体を優先し、身元、親族等が不明などで引取者が判明していない遺体は、可能な限り遺体安置所で安置します。

(実施主体) 市民協働部

(4) 遺体の火葬

- 遺体の火葬は、「火葬業務体制マニュアル」に基づき実施します。
- 遺体は、原則として埋火葬許可証に基づき火葬します。
- 許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書、遺体検案書等により火葬します。
- 斎場の使用が困難な場合又は火葬能力を越える場合には、応援協定等に基づき県内外での火葬を実施します。
- 身元不明者等引取者の判明しない遺骨、遺留品等は、事前に定めた一時保管場所で保管します。

(実施主体) 市民協働部

第25節 被災者保護対策

第1 基本方針

被災者の動揺や不安を和らげ、生活環境を早期に改善するために関係機関と協力し、相談業務や応急対策を実施します。

また、災害による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るために被災者台帳の整備や罹災証明書の交付を行います。

第2 方策

1 公助

(1) 災害市民相談所の設置及び運営

- 総合的な相談窓口の開設場所や期間などを決定し、被災者等に周知します。
- 相談窓口は、関係部局をはじめ建築士会や弁護士会などの団体との幅広い連携体制により運営します。

(実施主体) 総務部, 各部局

(2) 障害物の除去及び処理

- 災害救助法の適用となる災害等によって土砂、流木等の障害物が住居又はその周辺に運ばれ、日常生活に障害を及ぼしているものの応急的な除去は、おおむね次に掲げるとおりとします。なお、障害物の除去については、日常生活を営み得る必要最小限度の範囲内とします。
 - ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあること
 - ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれているためこれを除去する以外に居住の方法が無いこと
 - ③ 自らの資力では障害物を除去することができないこと
 - ④ 住居が半壊又は床上浸水したものであること
- 除去した障害物の仮置場は、搬入、搬出及び収集運搬ルート確保の容易性並びに生活環境の保全を考慮した場所に選定します。
- 災害の規模が甚大である場合の障害物の仮置場は、公有地だけでなく、民有地の利用についても検討します。
- 除去した障害物については、可能なかぎり再利用及び再資源化し、再利用できない廃棄物は焼却等中間処理を行い最終処分します。
- 必要に応じて応援協定等を締結している関係機関の協力を得て行います。

(実施主体) 環境部, 都市建設部

(3) 被災者支援体制の整備

- 個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を「被災者支援システム」等により作成し、関係各課においてその情報を共有及び活用します。
- 被災者と行政双方の負担軽減を図り、迅速かつ効率的な被災者支援を実施するため、マイナポータルを活用した各種被災者支援の手続のオンライン化を進めます。
- 被災者から申請があった時は、「高知市住家及び非住家被害認定マニュアル」に基づき、遅滞なく住家の被害その他市が定める種類の被害の状況を調査し、被害の程度を証明する罹災証明書を交付します。
- 商工業者及び農業者の事業用資産の被害調査を行い、事業者が融資を受けるために必要な罹災証明書を発行します。

(実施主体) 防災対策部, 財務部, 健康福祉部, 商工観光部, 農林水産部

第26節 住宅等応急対策

第1 基本方針

災害により住宅に居住できなくなった被災者に対し、速やかに応急仮設住宅等を供給することにより、居住の安定を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 住宅被災者への対応

- 災害により住宅に居住できなくなり、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に対し、応急仮設住宅等の供給を実施します。
- 公益社団法人高知県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会高知県本部と連携し、安価な手数料等での民間住宅のあっせんを行います。

(実施主体) 都市建設部, 県

(2) 応急仮設住宅の確保

- 関係機関との協定に基づき、応急仮設住宅建設に必要な人員や資機材等を確保します。
- 資機材が不足するときは、市営住宅等公営住宅の活用と併せ、県にあっせん又は調達を要請します。
- あらかじめ把握しておいた公有地や民有地の中から、被災状況により設置場所を選定し、応急仮設住宅を建設します。

(実施主体) 都市建設部, 県

(3) 入居者の募集及び選定

- 応急仮設住宅の入居者の募集及び選定については、事前に定めた募集方法、選定基準及び選定体制により速やかに実施します。
- 入居者の選定に当たっては、高齢者や障害者などの要配慮者に十分配慮します。

(実施主体) 健康福祉部, 都市建設部

(4) 応急仮設住宅の運営管理

- 建設した応急仮設住宅については、適切な維持管理を行います。
- 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア並びに入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。
- 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮します。

(実施主体) 健康福祉部, こども未来部, 都市建設部, 県

(5) 住宅の応急修理

- 応急修理の対象は、災害により住宅が損壊し、当面の日常生活を営むことができない状態にあり、かつ自らの資力で応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するに必要な部分について行うものとします。
- 修理費用は、一戸当たり別に定める価額以内とします。
- 住宅の応急修理の実施責任者は市となりますが、災害救助法が適用されたときは、県及びその権限を委任された市となります。

(実施主体) 都市建設部

(6) 建築物の対応

- 住宅等建築物の再建に係る相談に応じます。

(実施主体) 都市建設部

第27節 水道施設の応急対策

第1 基本方針

飲料水等が確保できない市民等に対し、迅速な応急体制の確立の下、応急給水を実施し飲料水等を確保します。

第2 方策

1 公助

(1) 上下水道対策本部の運営

- 上下水道対策本部長は「高知市上下水道局災害時活動マニュアル」に基づき防災関係機関との総合調整、活動方針の決定等上下水道対策本部の運営を実施します。

(実施主体) 上下水道局

(2) 応急体制の確立

- 水道施設をはじめライフライン施設などの被害調査や各種データ等に基づき、的確な応急計画を策定します。
- 迅速な応急活動を実施するために被害状況等に応じ、県内外の関係機関、団体等との応援協定などに基づき、資機材や人員の確保等応急体制を補強します。
- 応援協定等に基づく資機材等の確保に際しては、ストックヤードや活動拠点への誘導等受入れ体制を整えます。

(実施主体) 上下水道局

(3) 応急給水の実施

- 事前備蓄や応援協定による資機材等により、優先的な水道施設及び設備の応急対策工事等を実施するとともに、給水活動体制を確保します。
- 応急給水の実施に当たっては
 - ・ 応急給水拠点をはじめ耐震性非常用貯水槽及び配水池による拠点給水
 - ・ 給水車による搬送給水
 - ・ 応急給水栓による臨時給水を基本とし、事業所、町内会及び自主防災組織との連携の下、病院施設等生命維持に必要な応急給水を優先確保するとともに、飲料水を確保できない市民等に適宜給水します。
- 給水場所、給水時間等については、報道機関や広報車等様々な媒体を活用し、周知徹底を図ります。

(実施主体) 総務部, 上下水道局

第28節 下水道施設の応急対策

第1 基本方針

下水道施設の迅速な応急対策を実施し、雨水や汚水処理機能の回復に努めます。

第2 方策

1 公助

(1) 被災状況調査

- 災害対策本部体制による被災状況調査を行います。
- 民間事業者との事前の連携体制や、関係各課の連携体制により被災施設の状況調査を行います。

(実施主体) 上下水道局

(2) 下水道施設の応急対策

- 被災した下水道施設について、施設の重要度や被災状況調査結果を加味して順位付けをし、応急対策を実施します。
- 民間事業者との事前の連携体制により、被災施設の応急対策工事を実施します。
- 工事の際は輸送関係機関及びライフライン関係機関との事前協議を行います。

(実施主体) 上下水道局

(3) 下水道施設の復旧計画

- 関係各課で協議を行い、施設の重要度や被災状況調査結果に基づき復旧計画を策定します。

(実施主体) 上下水道局

(4) 災害復旧用資機材の搬送

- 災害復旧用資機材については、事前に選定した資機材置場に被災状況を加味して搬送します。

(実施主体) 上下水道局

第29節 災害廃棄物等収集処理

第1 基本方針

被災地域の生活基盤の早期回復と生活環境の保全を図るために災害廃棄物等（がれき、生活系ごみ、避難所ごみ、し尿及び汚泥）の収集運搬、処分等必要な対策を実施します。

第2 方策

1 共助

(1) 災害廃棄物の不法投棄等の防止

- 災害廃棄物等については不適正排出や不法投棄を防止し、指定した場所に分別して排出するなど計画に基づく処理活動に協力します。

(実施主体) 市民, 民間事業者

2 公助

(1) 廃棄物対策本部の運営

- 廃棄物対策本部長は環境部長が当たり、環境部長が不在の場合は環境部副部長が代行します。
- 廃棄物対策本部長は、災害廃棄物等に関する状況把握、防災関係機関との総合調整、活動方針の決定等「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策本部の運営を実施します。

(実施主体) 環境部

(2) 災害廃棄物処理活動

- 倒壊家屋等被災状況の情報を収集把握し、災害廃棄物の発生量を推計し、事前に策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき実行計画を策定します。
- 処理は、市のごみ処理施設にて処理することを基本としますが、処理能力を上回る場合、又は分別が困難な場合は仮置場を設置し一旦集積、分別後順次再資源化、焼却等適正に処理します。
- 発生量、収集体制、処理施設の確保状況等を基に、必要に応じ応援協定等に基づき関係機関に協力を要請します。
- 倒壊家屋等の災害廃棄物は、危険物や道路通行上の支障をきたすもの等を優先的に収集します。

(実施主体) 環境部

(3) ごみ処理活動

- 収集運搬ルート、ごみ処理施設等の被災状況及び指定避難所などの開設状況を把握し、速やかに災害時ごみ収集計画を策定します。
- ごみ処理施設については、「震災時特別点検表」に基づき、施設の被害状況を調査し、速やかに受入れに必要な準備を整えるとともに、運転再開に必要な資機材等を応援協定等などにより調達し早期の運転再開を図ります。
- ごみの収集及び運搬は、直営及び委託並びに許可業者により行うものとし、平時の収集体制を基本に被害状況に応じた体制づくりを図ります。
- 収集体制の人員、車両、資機材等が不足する場合は、応援協定等に基づき関係機関に要請します。
- 被災後の道路交通の遮断等により通常の収集運搬ルートの確保が困難となった場合には、必要に応じて臨時のごみステーションを設置します。この場合、衛生確保のために生活ごみの収集を優先する必要があることから、市民に排出方法について広報し周知徹底を図ります。

(実施主体) 総務部, 環境部

(4) し尿処理活動

- 収集運搬ルート、し尿処理施設等の被災状況を把握し、速やかに災害時し尿収集計画を策定します。
- し尿処理施設については、「震災時特別点検表」に基づき、施設の被害状況を調査し、速やかに受入れに必要な準備を整えるとともに、運転再開に必要な資機材等を応援協定などにより調達し早期の運転再開を図ります。
- し尿の収集及び運搬は、高知市環境事業公社等許可業者により行うものとし、通常の収集方法を基本に体制づくりを図ります。
- 収集体制の人員、車両、資機材等が不足する場合は、応援協定等に基づき関係機関に要請します。
- 指定避難所におけるし尿の処理については、収容人員、被災状況等を把握し、水洗トイレが使用不能な場合にあっては備蓄する携帯トイレ等にて処理します。
- 指定避難所など被災状況により仮設トイレの必要が生じたときは、応援協定等に基づき関係機関に仮設トイレの設置を要請します。
- 水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図ります。

(実施主体) 環境部

(5) 団地下水道の処理活動

- 民間事業者との事前の連携体制や関係各課の連携体制により、被災施設の状況調査を行います。
- 関係各課で協議を行い、復旧方法を決定します。
- 運転再開に必要な資機材等を応援協定などにより調達し、早期運転再開を図ります。

(実施主体) 環境部

第30節 災害警備

第1 基本方針

県警察は、高知県警察警備実施規程に基づく、高知県警察大規模災害等警備実施要綱により、地域防災計画との関係を十分検討しながら災害警備を推進します。

第2 方策

1 公助

(1) 任務と活動

- 災害発生後、早期に警備体制を確立し、防災関係機関等との緊密な連携の下、下記の活動を実施します。
 - ① 災害情報の収集及び伝達
 - ② 避難誘導及び二次災害の防止措置
 - ③ 負傷者等の救助・救出及び行方不明者の捜索
 - ④ 緊急交通路の確保等交通上の措置
 - ⑤ 死者の検視及び身元不明遺体の身元調査
 - ⑥ 被災地域における社会秩序の維持
 - ⑦ 市民等の安全確保と不安解消のための広報
 - ⑧ 防災関係機関等の行う災害復旧及び復興対策への協力
 - ⑨ その他必要な警察措置

(実施主体) 県警察

(2) 災害警備本部の設置基準及び種別

- 次の設置基準により、災害警備本部等を設置するものとします。

(実施主体) 県警察

設置基準	種別
1 県内において大規模災害が発生したとき 2 大規模災害発生の危険が著しく切迫しているとき	非常災害警備本部
1 非常災害警備本部を設置するに至らない程度の災害が発生したとき 2 県内に暴風、大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、前後の気象状況等から判断して災害が発生するおそれがあるとき	災害警備本部
1 県内に暴風、大雨、洪水、高潮等の警報が発表されたとき 2 県内に暴風、大雨、洪水、高潮等の警報の発表が予想されるとき	災害警備連絡室

※【資料編】「署災害警備本部体制」を参照

(3) 社会秩序の維持活動

- 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化並びに避難所等の定期的な巡回を行います。
- 悪徳商法、窃盗等被災地で発生しがちな犯罪の取締りを重点的に行います。

(実施主体) 県警察

第31節 電力施設の応急対策

第1 基本方針

災害が発生した場合、関係機関と協力し、公共保安の確保に必要なものから電気供給設備の早期復旧に努めます。

第2 方策

1 公助

(1) 災害対策組織の設置

- 災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、災害対策活動を円滑かつ適切に遂行するために災害対策組織を設置します。

(実施主体) 四国電力株式会社, 四国電力送配電株式会社

(2) 要員及び資機材対策

- 電気供給設備の被災状況等に応じ要員及び資機材を効果的に投入し、早期復旧に努めます。
- 要員及び資機材が不足する場合は、関係事業者等に応援要請を行います。

(実施主体) 四国電力株式会社, 四国電力送配電株式会社

(3) 保安対策

- 送電を継続することが危険と認められる場合、又は防災関係機関から要請があった場合には、当該地域の保安停電を行います。
- 保安停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小及び時間の短縮に努めます。

(実施主体) 四国電力株式会社, 四国電力送配電株式会社

(4) 広報の実施

- 防災関係機関、報道機関、インターネット等を通じて、電気供給設備の被災概況、停電状況等について、適切迅速な情報提供を行います。

(実施主体) 四国電力株式会社, 四国電力送配電株式会社

第32節 ガス施設の応急対策

第1 基本方針

風水害による災害の発生あるいは災害の発生が予想されるときは、四国ガス株式会社は「非常災害対策規程」に基づき、また、一般社団法人高知県LPガス協会は「協会災害対策マニュアル」に基づき、ガスの製造、供給、保安体制等について実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 災害対策本部の設置

○ 四国ガス株式会社

- ・高知支店の供給エリア内で風水害による災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、高知支店内に災害対策本部を設置します。
- ・四国ガスの供給エリア内で災害が発生したときは、その規模により本社に広域本部を設置します。

※【資料編】「四国ガス株式会社 非常災害対策体制」を参照

○ 一般社団法人高知県LPガス協会

- ・「協会災害対策マニュアル」に基づき、高知市を統括する高知ブロック災害対策委員（以下「災害対策委員」といいます。）は、高知ブロック（以下「ブロック」といいます。）内に現地災害対策本部を設置します。

※【資料編】「一般社団法人高知県LPガス協会高知ブロック 防災体制」を参照

(実施主体) 四国ガス株式会社, 一般社団法人高知県LPガス協会

(2) 応急対策要員の確保

○ 四国ガス株式会社

- ・「非常災害対策規程」に基づき要員の確保に努め、不足する場合は、本店、他支店等へ応援を要請します。

○ 一般社団法人高知県LPガス協会

- ・「協会災害対策マニュアル」に基づき要員の確保に努め、不足する場合は、協会災害対策本部に応援を要請します。

(実施主体) 四国ガス株式会社, 一般社団法人高知県LPガス協会

(3) 情報の収集及び伝達

- 四国ガス株式会社
 - ・風水害の発生あるいは災害の発生が予想される場合は、気象情報の収集に努めます。
 - ・災害対策本部は、ガス施設及び需要家施設の被害状況を調査するとともに、その状況と応急対策実施状況等を専用無線等により防災関係機関に対して伝達します。
 - ・必要に応じて、高知支店より連絡要員を防災関係機関へ派遣します。
- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・「協会災害対策マニュアル」に基づき、災害対策委員は各地区長に現地対策本部の設置を通報します。
 - ・地区長は災害対策委員に地区内の被害状況を報告し、災害対策委員は協会災害対策本部長に報告します。
 - ・関係機関との連絡調整は、協会災害対策本部が行います。

(実施主体) 四国ガス株式会社, 一般社団法人高知県LPガス協会

(4) 復旧資機材の確保

- 四国ガス株式会社
 - ・保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は本店等から緊急転用措置を要請します。
- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・「協会災害対策マニュアル」に基づき資機材を確保します。

(実施主体) 四国ガス株式会社, 一般社団法人高知県LPガス協会

(5) 災害広報

- 四国ガス株式会社
 - ・災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるために必要に応じて需要家に対しテレビ、ラジオ等の報道機関及び広報車により、ガス施設の災害及び安全装置に関する各種の情報を広報します。
- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・災害対策委員は、二次災害の発生防止について協会災害対策本部の行う消費者への広報に協力するとともに、関係機関の行う広報活動に協力します。

(実施主体) 四国ガス株式会社, 一般社団法人高知県LPガス協会

(6) 危険防止対策

- 四国ガス株式会社
 - ・二次災害のおそれがある場合には、工場、供給所及び事前に確立されているブロック等により、ガスの供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じます。
- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・危険箇所からの容器回収や、避難所、防災拠点、病院等の応急点検を優先して行います。

(実施主体) 四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会

(7) 救済対策

- 災害対策委員は、現地対策本部を設置し被災地の救済活動を行います。
- 被害が甚大で、対応が困難な場合は、協会対策本部に支援要請を行います。
- 関係機関の要請に基づき避難所等への充てん容器、コンロなどの支援物資の供給を行います。
- 避難所での炊き出し及び給湯の支援を行います。

(実施主体) 一般社団法人高知県LPガス協会

(8) 復旧対策

- 四国ガス株式会社
 - ・災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、原則として病院、避難所、拠点となる公共施設等を優先するなど災害状況並びに各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから行います。
 - ・社員及び協力会社による全社的な動員体制の他に、四国ガス単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき他のガス事業者から協力を得ます。
 - ・復旧を促進するために防災関係機関、道路管理者、交通管理者及び地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制の下、災害対策を推進します。
- 一般社団法人高知県LPガス協会
 - ・災害対策委員は、現地対策本部を設置し復旧活動を行います。
 - ・被害が甚大でブロック内の要員又は資機材での復旧が困難な場合には、協会対策本部に支援要請を行います。
 - ・復旧を促進するために防災関係機関、道路管理者、交通管理者及び地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制の下、災害対策を推進します。

(実施主体) 四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会

第33節 通信施設の応急対策

第1 基本方針

災害時における通信網の早期復旧のために施設の被害状況を把握し、復旧計画を作成するとともに、関係機関の協力を得て応急措置を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 災害対策本部の設置

- 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策及び災害復旧を推進するために高知県域災害対策本部を西日本電信電話株式会社高知支店に設置します。

※【資料編】「NTT西日本高知県域災害対策本部体制」を参照

(実施主体) 西日本電信電話株式会社等通信事業者

(2) 通信の疎通(そつう)に対する応急措置

- 通信の途絶の解消、輻輳(ふくそう)の緩和及び重要通信の確保を図ります。また、著しく通信の輻輳(ふくそう)が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供します。

(実施主体) 西日本電信電話株式会社等通信事業者

(3) 設備の復旧

- 被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧・順位に従い、原則として西日本電信電話株式会社の標準的復旧方法により行うものとします。

(実施主体) 西日本電信電話株式会社等通信事業者

(4) 復旧に関する広報

- 復旧状況は、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて迅速な広報を行います。

(実施主体) 西日本電信電話株式会社等通信事業者

第34節 自発的支援の受入れ

第1 基本方針

災害ボランティアの円滑で効率的な活動支援や、県内外から寄せられた義援金や救援物資等の適切な配分を実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 一般ボランティアの受入れ

- 各関係団体と連携した支援体制の下、ボランティア団体等を迅速に受け入れるとともに、活動拠点や必要情報の提供など被災地での救援活動が円滑に実施されるよう支援します。

(実施主体) 市民協働部

(2) 医療ボランティアの受入れ

- 医療分野のボランティアについては、日本赤十字社高知県支部と連携しながら適切な配置に努めます。

(実施主体) 健康福祉部

(3) 義援金、救援物資等の受入れ

- 報道機関との連携により、義援金や救援物資等の受入れを周知します。
- 必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て発信していきます。
- 県内外から寄せられた救援物資は、あらかじめ定めた物資配送拠点へ集め、順次避難所等へ配送します。
- 義援金については義援金配分委員会の協議により、被災者等に適切に配分します。

(実施主体) 総務部, 商工観光部, 会計管理者

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 事前の取組

第1 基本方針

大規模な災害が発生したことを想定し、被害の最小化につながるまちづくりを推進するとともに、発災後迅速に復旧・復興を進めるために手順の明確化や復旧・復興に関する基礎データの収集及び確認を災害発生前から実施します。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 事前の取組

- 市民一人一人が、被災後、生活再建のためにすべきことを事前に理解しておくよう努めます。
- 災害に対して、それぞれの地域が抱える課題や脆弱性を見つけ、行政と協働でそれらの改善方法を検討します。
- 被災後の復興計画策定に向けて、事前に地域の将来像などを検討します。

(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等

2 公助

(1) 防災まちづくりの推進

- 市民と協働して地域ごとの課題を検討し、それらの検討結果をまちづくりに反映していきます。
- 災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するために地籍調査を推進します。
- 災害時の延焼における被害の拡大が懸念される密集市街地については、土地区画整理事業を実施します。
- 避難路や緊急輸送路確保のために橋りょうの耐震化や崩土の防止等必要な施設の整備を実施します。

(実施主体) 防災対策部, 市民協働部, 都市建設部, 国, 県

(2) 生活再建支援

- 義援金, 生活再建支援金等の支給や災害援護資金の貸付など, 被災者の生活再建支援のために必要な対策を事前に検討します。
- 生活環境の変化に対応することが困難な要配慮者に対して必要な支援を事前に検討します。

(実施主体) 健康福祉部, 会計管理者

(3) 罹災事業者支援

- 罹災した事業者（商工業者，農業者等）に対して可能な支援策等を事前に調査及び検討します。

(実施主体) 商工観光部, 農林水産部

(4) 手順の明確化及び基礎データの収集

- 「高知市事前復興まちづくり計画」の復興手順をもとに，復旧・復興の事業実施のために必要な手順を明確にしておきます。
- 応急仮設住宅及び災害公営住宅建設等の対策実施のために必要な用地など基礎データを収集し，必要に応じて調整します。
- 災害廃棄物処理を迅速かつ適正かつ効率的に行うために高知市災害廃棄物処理計画に基づく事前対策を推進します。
- 復旧・復興に関する各事業を実施する際に職員の不足が想定される部署については，必要な応援職員数や配置方法等についても事前に検討します。

(実施主体) 各部局

第2節 復興の基本方向及び復興計画

第1 基本方針

被災者の生活及び社会経済活動を迅速に再建・復興するために市民、民間事業者、地域団体等と連携し、復興の基本方向を定め、必要に応じて復興計画の策定を行います。

第2 方策

1 自助・共助

(1) 発災後における取組

- 発災後、市と協働して復興の基本方向の決定や復興計画の策定に取り組みます。
- 災害をバネに地域社会の活力を更に高めるために行政と一体となり地域資源を活かした新たな取組を積極的に進めます。

(実施主体) 市民、民間事業者、地域団体等

2 公助

(1) 基本方向の決定

- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を策定します。
- 復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行います。

(実施主体) 防災対策部、各部局、国、県

(2) 復興計画の策定

- 復興計画は、市総合計画等との調整を図りながら市の将来像を見据えるとともに、災害からの単なる復旧にとどまらず、市民の安全・安心、環境等にも配慮したものとします。
- 目指すべき将来像の下、寸断された都市基盤や経済基盤及び生活基盤の復興が相互に連携する復興計画を策定します。

① 都市の復興

ライフライン施設をはじめ交通ネットワーク、公共施設等被災施設の復興を目指し、様々な復興制度等を活用するとともに、市街地の整備に向け土地区画整理事業やその他の都市計画事業等を導入し、都市の復興を図ります。

② 経済の復興

各産業に対する金融等の支援のために国・県・市の連携を図るとともに、市の経済を支える中小企業への災害対策特別金融制度の創設等その支援を充実することにより、市民の雇用の場を確保するなど、経済の復興を図ります。

③ 生活の復興

被災した市民等に対し、被災者生活再建支援金、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金、生活福祉資金等の貸付けを行うなど自立生活への支援とともに、災害復興住宅資金融資や公営住宅入居のための支援を行うことなどにより、安定した市民生活の復興を図ります。

(実施主体) 防災対策部, 各部局, 国, 県

(3) 女性及び要配慮者の参画促進

- 復旧・復興計画策定に関する組織等において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者についても参画を促進するよう努めます。

(実施主体) 各部局

(4) 地域コミュニティの維持及び再構築

- 復興計画策定、応急仮設住宅及び災害公営住宅の入居決定などの際には、従前のコミュニティの維持及び回復や再構築について配慮します。

(実施主体) 市民協働部, 都市建設部

(5) 協力要請

- 災害復旧・復興対策の推進のために必要に応じ国・県等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとします。

(実施主体) 防災対策部, 総務部, 各部局

第3節 公共施設の災害復旧

第1 基本方針

災害により被災した公共施設の復旧は、応急措置を講じた後、必要な施設の新設及び改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、民生の安定や経済活動及び社会活動の早急な回復を図るため、迅速に実施するよう努めます。

第2 方策

1 公助

(1) 災害査定の実施

- 災害が発生した場合は、迅速に各所管施設の被害状況を調査し、国による災害査定が速やかに実施されるように必要な措置を講じます。

(実施主体) 都市建設部, 各部局, 県

(2) 緊急融資の確保

- 災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担する財源を確保するために必要な措置を講じ、復旧事業の早期実施が図られるよう努めます。
- 災害復旧資金の緊急需要が生じた場合において、災害つなぎ資金の確保に努めます。

(実施主体) 財務部, 県

(3) 災害復旧活動

- 被災施設の復旧に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつも、可能な限り改良復旧を行います。

(実施主体) 各部局

(4) 災害復旧事業計画の策定

- 公共施設の復旧に当たっては、迅速な復旧を目標とした災害復旧事業計画を策定し、民生の安定並びに経済的及び社会的活動の早急な回復を図ります。
- 被災施設の重要度や被災状況を勘案し、緊急度の高い事業を定めて計画的な復旧を図ります。
- 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とします。

(実施主体) 各部局

事業計画	詳細
公共土木施設災害復旧事業計画	1 河川 2 海岸 3 道路 4 砂防設備 5 林地荒廃防止施設 6 地すべり防止施設 7 急傾斜地崩壊防止施設 8 その他土木施設
農林水産業施設災害復旧事業計画	1 農道 2 ため池 3 耕作地 4 その他農林業施設 5 漁港、荷揚げ施設
上・下水道災害復旧事業計画	1 上水道施設 2 下水道施設
社会福祉施設等災害復旧事業計画	1 社会福祉施設等 2 保育所
公立学校等施設災害復旧事業計画	1 幼稚園 2 小学校 3 中学校 4 その他学校施設
公営住宅災害復旧事業計画	1 市営住宅等
公立医療施設災害復旧事業計画	1 病院
その他の災害復旧事業計画	上記災害復旧以外

第4節 都市の復興

第1 基本方針

ライフライン施設をはじめ交通ネットワーク、公共施設等被災施設の早期復旧を実施するとともに、市街地の再整備に向け土地区画整理事業やその他の都市計画事業等を導入し、都市の復興を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) ライフライン施設、交通ネットワーク等の早期復旧

- ライフライン施設や交通ネットワークについては、都市機能や地域経済及び市民生活に与える影響の重要性に鑑み、関係機関が総力を挙げて早期機能回復に取り組みます。
- ライフライン関係機関及び公共交通事業者は復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示します。
- がれきや漂流物の除去、長期浸水の解消等については、物資や資機材、人材提供などの応援協定等を活用するとともに、関係機関の役割分担を明確にし、迅速な復旧活動を実施します。
- 災害廃棄物の処理については、迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討するとともに、可能な限りリサイクルに努めます。

(実施主体) 環境部, 都市建設部, 上下水道局, 国, 県, 関係機関

(2) 市街地の再整備

- 単なる復旧にとどまらず、市民の命を守る災害に強いまちづくりを目指します。
- 土地区画整理事業やその他の都市計画事業等を活用した住宅や要配慮者利用施設等の高台配置などの推進により、その後の災害における被害を最小限に抑えます。
- 災害時における緊急輸送及び搬送、平常時における流通などを支える交通網を再構築します。

(実施主体) 健康福祉部, こども未来部, 都市建設部, 国, 県

第5節 経済及び生活の復興

第1 基本方針

各産業に対する金融等の支援のために国・県・市の連携を図るとともに、市の経済を支える中小企業への災害対策特別金融制度の創設等その支援を充実することにより、市民の雇用の場を確保するなど経済の復興を図ります。

また、被災した市民等に対し、相談窓口の設置、義援金等の支給、職業の紹介、租税の猶予など必要な措置を講ずることにより安定した市民生活の復興を図ります。

第2 方策

1 公助

(1) 相談窓口の設置

- 総合的な相談窓口の開設場所や期間などを決定し、被災者等に周知します。
- 相談窓口は、関係部局をはじめ建築士会や弁護士会などの団体との幅広い連携体制により運営します。
- 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県や市町村及び避難先の県や市町村と協力することにより、必要な情報や支援及びサービスを提供します。

(実施主体) 総務部, 各部局

(2) 義援金等の支給及び資金融資

- 被災した市民等に対し、義援金、被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の支給や災害援護資金、生活福祉資金等の貸付など自立生活への支援等を実施することにより、安定した市民生活の復興を図ります。
- 生活再建に関する支援制度を周知するために制度に関する情報をまとめた冊子等の作成に努めます。

(実施主体) 健康福祉部, 会計管理者

(3) 事業者への資金融資

- 農林漁業復興資金や中小企業復興資金等を活用し、被災した民間施設の早期復旧を図るために必要な復旧資金、資材等についてあっせん指導を行うとともに、生業資金の融資あっせん等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めます。
- 中小企業への災害対策特別資金貸付等の実施についても検討します。

(実施主体) 商工観光部, 農林水産部

(4) 雇用の促進

- 災害による離職者の発生状況並びに求人及び求職の動向等の状況を把握するとともに、求人の確保や職業紹介を行い、雇用を促進します。

(実施主体) 商工観光部, 公共職業安定所

(5) 災害公営住宅の建設及び賃貸

- 災害により住宅に居住できなくなり、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に対し災害公営住宅を建設し賃貸します。

(実施主体) 都市建設部, 県

(6) 租税の期限延長, 徴収猶予, 減免等の特別措置

- 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）及び市税条例に基づき、期限の延長, 徴収猶予, 減免等それぞれの実情に応じた適切な措置を講じます。

(実施主体) 財務部, 国, 県

第6節 激甚災害の指定

第1 基本方針

市域に著しく激甚である災害が発生した場合における災害復旧事業は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」による援助、助成等を受け迅速に実施します。

第2 方策

1 公助

(1) 激甚災害の指定促進

- 大規模な災害が発生した場合は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮の上、速やかに被害状況等を調査し県に報告するとともに、県と連携を図りながら指定の促進に努めます。

(実施主体) 防災対策部

(2) 激甚災害に係る特別財政援助

- 激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する各部署は速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に提出します。

(実施主体) 防災対策部

第3編 特殊災害対策計画

第1章 道路災害対策

(実施主体) 防災対策部, 農林水産部, 都市建設部, 消防局

この章では、道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について記述します。

第1節 災害予防計画

1 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 道路管理者は、気象庁による気象、地象及び水象に関する情報を有効にするために気象情報を活用できる体制の整備を図るものとします。
- (2) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図ります。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとします。

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとします。
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するために必要な施設の整備を図るものとします。
- (3) 道路管理者は、道路施設の安全を確保するために必要な体制等の整備に努めるものとします。
- (4) 道路管理者は、道路防災対策事業を通じ、安全性及び信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとします。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧への備え

(1) 情報の収集及び連絡

① 情報の収集及び連絡体制の整備

ア 道路管理者は、国、公共機関、地方公共団体等の関連機関相互間において情報の収集及び連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努めるものとします。また、夜間及び休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとします。

イ 道路管理者は、機動的な情報収集活動を行うために車両などによる情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、必要に応じてヘリコプターや高所監視カメラによる情報収集が行えるよう、関係機関等との連絡体制の整備を進めます。

- ウ 迅速かつ的確な災害情報の収集及び連絡が重要であり、発災現場等において情報の収集及び連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進します。
 - エ 道路管理者は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとします。
- ② 情報の分析整理
- ア 道路管理者は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとします。
 - イ 収集した情報を的確に分析整理するために人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努めるものとします。
 - ウ 道路管理者は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集及び蓄積に努めるものとします。
- ③ 通信手段の確保
- ア 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの運用、応急対策等災害時の通信の確保に関する対策を図るものとします。また、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとします。
- (2) 災害応急体制の整備
- ① 職員の体制
- ア 道路管理者は、職員を非常招集するための方策を検討し、職員に周知徹底しておくものとします。
 - イ 道路管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとします。
- ② 防災関係機関相互の連携体制
- ア 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとします。
 - イ 消防局は、「高知県内広域消防相互応援協定」等に基づく消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の充実及び強化に努めるものとします。
- (3) 救助、救急、医療、消火及び緊急輸送活動
- 発災時の救助、救急、医療、消火及び緊急輸送活動については、第2編風水害対策計画 第2章災害応急対策計画の関係各節を準用し実施することとなるので、活動が行えるよう体制を整備しておくものとします。
- (4) 危険物等の流出時における防除活動
- 道路管理者は、危険物の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとします。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動

道路管理者は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理し、この情報を常に伝達できるようその体制等の整備を図るものとします。また、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制についてもあらかじめ計画するものとします。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

① 防災訓練の実施

市及び道路管理者は、国の機関、消防機関、県警察、県等との相互に連携した防災訓練の実施を通じ災害時の対応等について職員等に周知徹底を図るものとします。

② 実践的な訓練の実施と事後評価

防災訓練の実施に当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとします。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行います。

(7) 施設及び設備の応急復旧活動

道路管理者は、施設及び設備の被害情報の把握並びに応急復旧を行うためにあらかじめ体制及び資機材を整備するものとします。

(8) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するために複製を別途保存するよう努めるものとします。

4 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとします。

5 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとします。

第2節 災害応急対策計画

道路管理者（災害対策本部が設置されているときは災害対策本部とします）は、災害応急対策の実施については、第2編風水害対策計画 第2章災害応急対策計画 関係各節を準用し、以下の事項について迅速かつ的確な対応を行うものとします。

1 発災直後の情報の収集及び連絡並びに通信の確保

第2編風水害対策計画第2章災害応急対策計画に基づく「災害情報等の収集伝達等」を準用します。

(1) 災害情報の収集及び連絡

① 事故情報等の連絡

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに県に連絡するものとします。

② 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集及び連絡

ア 被害状況を県に連絡します。

イ 市道以外で道路災害が発生した場合においても被害状況に関する情報収集を行い、必要な対応をとるものとします。

ウ 人的被害の情報を収集するとともに、被害規模に関する画像情報も含めた概括的情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとします。

③ 一般被害情報の収集及び連絡

ア 被害状況を県に連絡します。

イ 被害の情報を収集し、これを必要に応じ関係機関に連絡します。

④ 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡します。

(2) 通信手段の確保

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとします。

2 活動体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

道路災害が発生し、市長が必要と認めたときは高知市災害対策本部を設置します。また、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、道路管理者は、速やかに情報収集を行い災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとします。

(2) 広域的な応援体制

被害の規模に応じて、県内各市町村へ応援を求めるほか、「中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定」に基づき、協定締結市への応援を求めます。

(3) 自衛隊の派遣要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとします。

3 救助，救急，医療及び消火活動

道路管理者（災害対策本部設置後は災害対策本部）は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動を行うものとします。また、各関連部局（災害対策本部設置後は各関連部班）は、第2編風水害対策計画 第2章災害応急対策計画に基づく「災害対策本部の設置及び運営」、「救急・救助活動」並びに「応急医療活動」に準じた活動を行うものとします。

4 緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動

(1) 交通の確保及び緊急輸送活動の基本方針

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、交通規制、応急復旧及び輸送活動を行うものとします。

(2) 交通の確保

交通規制に当たって、警察機関、道路管理者等関係機関は、相互に緊密な連絡をとるものとします。

5 危険物の流出に対する応急対策

危険物の流出が認められたときには、第4編その他災害対策計画 第1章その他災害対策計画 第1節危険物等災害対策に準じた活動を行うものとします。

6 道路施設及び交通安全施設の応急復旧活動

(1) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとします。

(2) 道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとします。

7 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災情報の伝達活動

- ① 道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとします。
- ② 関係機関は、情報の公表及び広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとします。
- ③ 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとします。また、安否情報、交通情報、各種問合せ等を随時入手したいというニーズに応えるためにホームページにおいても的確な情報を提供できるよう努めるものとします。

(2) 関係者等からの問合せに対する対応

必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問合せに対応する窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図ります。

第3節 災害復旧

- (1) あらかじめ定めた物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、被災した道路施設の迅速かつ円滑な復旧を行うものとします。
- (2) 復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとします。

第2章 鉄道災害対策

(実施主体) 防災対策部, 消防局, 四国旅客鉄道株式会社,
とさでん交通株式会社

この章では、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について記述します。

第1節 災害予防計画

1 鉄軌道交通に係る事故等の防止

(1) 広報

四国旅客鉄道株式会社及びとさでん交通株式会社(以下「鉄軌道事業者」といいます。)は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、列車事故防止に関する知識を広く一般に普及させることに努めるものとします。

(2) 安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際し、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、必要な整備を図るとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努め、乗務員及び保安要員に対する教育訓練を行う等、安全な運行を図るものとします。

また、植物等が鉄道施設に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めます。

(3) 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとします。また、鉄軌道車両の故障データ、検査データ等を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとします。

2 情報の収集及び連絡体制

市及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集及び連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努めるものとします。

なお、市は第2編風水害対策計画第1章災害予防計画に基づく「災害情報等の収集伝達体制の整備」に準じた活動を行うものとします。

3 災害応急体制の整備

市及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとし、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順及び使用する資機材や装備の使用方法等の習熟並びに他の職員、機関等との連携について徹底を図るものとし、災害発生時に備え、平常時より連携を強化しておくものとし、

なお、市は第2編風水害対策計画第1章災害予防計画に基づく「災害対策本部体制の整備」、「受援体制の整備」及び「救急・救助体制の整備」に準じた活動を行うものとし、

第2節 災害応急対策計画

市（災害対策本部が設置されているときは災害対策本部とする。）は、災害応急対策の実施については、第2編風水害対策計画第2章災害応急対策計画に基づく「災害対策本部の設置及び運営」並びに「救急・救助活動」、「医療救護活動」、「災害情報等の収集伝達等」、「緊急輸送活動」に準じた活動を行うものとし、

鉄軌道事業者については、各業務計画等により活動を行うものとし、

第3節 災害復旧

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画、人材の応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとし、復旧予定時期については、可能な限り明示するものとし、

第3章 流出油災害応急対策

(実施主体) 防災対策部, 環境部, 農林水産部, 都市建設部, 上下水道局,
消防局, 県, 県警察, 高知海上保安部

第1節 陸上施設事故対策計画

流出油事故に対する措置は、個々の状況（場所、流出量、油の種類、風向、風速、周囲の状況等）に応じ適切な方法等によるべきであるが、一般的には次により処理するものとします。

1 関係機関等の措置

(1) 原因者の措置

- ① 流出量を最小限に止める措置
- ② 関係機関（特に所管責任機関）への通報
- ③ 人命救助及び財産の保護
- ④ 拡散防止
- ⑤ 流出油の回収除去
- ⑥ 近隣施設等への応援要請
- ⑦ その他必要な措置

(2) 市の措置

- ① 原因者、その他関係機関等との連絡調整及び指導
- ② 災害の拡大防止のための消防活動
- ③ 死傷者等の救出収容
- ④ 警戒区域の設定
- ⑤ 広報活動及び避難の指示
- ⑥ 他市町村への応援要請
- ⑦ その他必要な措置

(3) 県の措置

- ① 原因者、その他関係機関等との連絡調整及び指導
- ② 市町村長に対し応急措置に係る必要な措置の指示
- ③ 市町村長に対する応援の指示及び調整
- ④ 他府県への応援要請
- ⑤ 自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑥ その他必要な措置

(4) 県警察の措置

- ① 災害の拡大防止及び犯罪防止等の警戒警備
- ② 死傷者の身元確認と救出協力
- ③ 避難誘導及び警戒区域の設定
- ④ 交通規制及び交通整理
- ⑤ 災害の波及防止及び災害応急措置等の援助協力
- ⑥ その他必要な措置

(5) 高知海上保安部の措置

- ① 海上への流出防止対策について原因者に対する指導
- ② 海上への流出や出火に対する海上における警戒
- ③ その他必要な措置
- ④ 船舶交通の規制

2 応急対策

油流出事故等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があるときは、第4編消防対策計画第1章その他災害対策計画第1節危険物等災害対策における災害応急対策を実施し、関係機関及び原因者と緊密な連携の下、速やかに事態の処理に当たるものとします。

(1) 沿岸警戒

流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、関係防災機関は、必要に応じ当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施します。

- ① 市
火気の使用の制限、禁止等諸般にわたる自衛措置の指示勧告
- ② 県警察
交通制限及び禁止

(2) 流出油の処理等

防災関係機関は、相互に協力して次の作業を実施します。

- ① 人命の救助及び救護作業
- ② 消火作業
- ③ 流出油の処理作業
 - ア 土のう積み作業
 - イ 油処理剤散布作業
 - ウ 吸引回収作業
 - エ 焼却作業

(3) 必要資材、器材等の緊急調達

関係防災機関は保有資材のみで迅速かつ効果的な防災活動が実施できないときは、関係機関が協議して総合的応急対策の実施計画を策定し、緊急調

達を行います。

- (4) 陸上施設からの流出油が海上に達したとき、又は達するおそれがあるときは、「第2節海上における事故対策計画」に準じて措置するものとします。

第2節 海上における事故対策計画

タンカーその他船舶の事故等により大量の積載油の流出や油火災が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その海域における船舶の安全確保並びに周辺港湾及び沿岸地域の人命及び財産の保護を図るために各防災関係機関が緊密な連携の下、被害の拡大防止及び被害の軽減に努めるものとします。

1 情報の収集及び伝達

- (1) 高知海上保安部及び関係機関は流出油情報を受けた場合は、あらかじめ指定された情報伝達系統に従って情報伝達するものとします。
- (2) 船舶に対する周知は次のとおりとします。

機関名	周知手段	対象船舶
高知海上保安部	無線通信, 電話, 拡声器等	湾内外の船舶
放送局	ラジオ, テレビ	湾内外の船舶
港湾管理者	拡声器による周知	港内船舶

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶に対して周知します。

- (3) 沿岸住民に対する周知は次のとおりとします。

機関名	周知手段	周知事項
消防局	広報車, 査察車, その他の車両等	1. 事故の状況 2. 防災活動の状況 3. 火気使用及び交通等の制限事項 4. 避難準備などの一般注意事項 5. その他必要事項
県警察	パトカーの拡声器等	
高知海上保安部	船艇の拡声器等	
放送局 (NHK/RKC/KUTV/ KSS/KCB)	テレビ, ラジオ	

2 応急対策

(1) 対策本部の設置

油流出事故等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があるときは高知市災害対策本部に準じた体制をとるものとします。

(2) 警戒

① 海上警戒

危険物が流出したときは原因者が応急措置を行い、付近にある者や船舶に対し注意喚起を行うほか、高知海上保安部はその周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶の進入禁止措置、避難勧告等を実施します。

ア 関係機関は、所属船舶をもって高知海上保安部が行う海上警戒に協力します。

イ 関係機関は、災害規模が広範囲にわたる場合は、航空機による警戒を実施します。

② 沿岸警戒

流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、関係防災機関は、必要に応じ当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施します。

ア 市

火気の使用の制限、禁止等諸般にわたる自衛措置の指示勧告

イ 県警察

交通制限及び禁止

(3) 防除活動

防除活動は、原因者が主体となって行うほか、高知海上保安部、県、市、防災関係機関等が連携し、次の防除作業を実施します。また、高知県排出油等防除協議会へ情報伝達を行うものとします。

会員は、それぞれの立場で防除活動を実施します。

① 人命の救助及び救護作業

② 消火作業

③ 流出油の処理作業

ア オイルフェンス展張作業

イ 油処理剤散布作業

ウ 吸引回収作業

エ 焼却作業

(4) 船舶その他，必要資材，器材等の緊急調達

原因者及び関係防災機関の船舶及び航空機並びにその保有資材のみで迅速かつ効果的な防災活動が実施できないときは，関係機関が協議して総合的応急対策の実施計画を策定し，緊急調達を行います。

第3節 費用

油流出事故対策に要した費用については，原因者に対し，応急対策実施機関が負担を求めるものとします。

第4節 環境監視測定の実施

油流出事故の総合的応急措置が終了した後，油流出により影響を受ける河川及び海域について，以下の環境監視測定を必要な期間行うものとします。

- (1) 影響を受ける河川及び海域における油分測定調査の実施
- (2) 影響を受ける河川及び海域における底生生物及び底質調査の実施（外部への委託）
- (3) 影響を受ける河川及び海域における大気汚染状況調査の実施

また，油流出により影響を受ける河川及び海域の汚染状況により，必要な調査測定体制（期間，人員，測定方法及び必要経費）を検討するものとします。

第4章 突発的重大事故応急対策

**(実施主体) 防災対策部, 市民協働部, 健康福祉部, 消防局, 県, 県警察,
高知海上保安部, 自衛隊**

この章では、突発的な重大事故等により、死傷者が多数発生した場合における対策について記述します。

第1節 対象

この計画の対象とするものは、突発的に発生する航空機事故、船舶事故、爆発物事故等であって、多数の死傷者が発生した場合とします。

第2節 措置体制

この種の事故は突発的で予測することが困難なので、平素から十分体制を検討しておくとともに、関係各機関相互の連絡、協力等によって有機的な連携の下、対処するものとします。

(1) 県

- ① 救急医療についての総合調整
- ② 救助、救急医療及び死傷者収容処理についての現地災害対策本部の設置
- ③ 医療及び遺体の処理に要する資機材の調達
- ④ 公立の医療機関に対する出動要請
- ⑤ 日本赤十字社高知県支部に対する出動要請
- ⑥ 医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
- ⑦ 薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請

(2) 市

- ① 死傷者の捜索、救出及び搬送並びに災害現場の警戒、関係各機関の実施する搬送等の調整
- ② 死傷者の住所、氏名等の確認
- ③ 遺体の処理
- ④ 必要に応じて第2編風水害対策計画 第2章災害応急対策計画に基づく「災害対策本部の設置及び運営」、「救急・救助活動」、「医療救護活動」、「遺体の処理等」に準じた活動を行うものとします。

(3) 県警察

- ① 救出及び救助
- ② 警戒区域の警戒
- ③ 避難誘導
- ④ 交通規制
- ⑤ 死傷者の住所、氏名等の確認

- ⑥ 捜査（検視を含む）
- ⑦ 遺体の引渡し
- (4) 高知海上保安部
 - ① 海上における死傷者の救出及び搬送
 - ② 海運局，漁業協同組合等に対する連絡及び出動要請
 - ③ 死傷者等の住所，氏名等の確認
 - ④ 船舶交通の規制
 - ⑤ 海上犯罪の捜査
- (5) 自衛隊
 - ① 死傷者の救出，搬送等の支援
 - ② 救助物資等の輸送支援
- (6) 事故発生原因機関
 - ① 現地における応急的医療施設の設置及び管理
 - ② 死傷者等の住所，氏名等の確認
 - ③ 死傷者の家族に対する通知
 - ④ 遺族の処遇
- (7) 医療活動について
 - 必要に応じて「高知県災害救急医療活動マニュアル（大規模事故対策編）」に基づく活動を行うものとします。
- (8) その他関係機関
 - 必要に応じて関係機関に協力の要請を行うものとします。

第4編 消防対策計画

第1章 その他災害対策計画

第1節 危険物等災害対策

危険物，高圧ガス，液化石油ガス，火薬，放射性物質等（以下「危険物等」といいます。）の漏洩，流出，火災，爆発などの危険物等災害の応急対策について定める。

- 1 危険物等の貯蔵及び取扱いを行う事業者（以下「事業者」といいます。）並びに消防局は，危険物等による災害の防止及び被害の軽減のため法令上の技術基準の遵守，自衛消防隊の強化等を図る。
また，必要に応じ活動要領等を作成し，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- 2 消防局及び事業者は，危険物等の種類に応じた消火薬剤等の備蓄並びに危険物等災害に対応できる消防車及び化学消火用資機材の整備充実に努める。
- 3 大量の危険物等の集積区域について，警防計画を作成し，発災時における迅速及び的確な警防活動体制を確立しておくものとする。
- 4 事業者，事故起因者等は，事故発生時には，消防局及び関係機関に早期に通報するとともに，即応措置を講じる。
また，消防隊等の現場到着時には，施設，事故等について必要な情報を提供するものとする。
- 5 事業者，事故起因者及び消防局は連携し流出油の拡散防止及び回収の措置を講じる。また，事業者及び消防局はオイルフェンス，油吸着材等必要な資機材の充実に努める。
- 6 流出した油が海上に達した時，又はそのおそれがある場合は，高知海上保安部及び高知県排出油防除協議会と連携した活動を行う。
- 7 消防署長等は，危険物等の漏えい，飛散，流出等の事故が発生し，当該事故により火災が発生するおそれがある場合は，消防法第23条の2による火災警戒区域を設定して，その区域内における火気使用の禁止，出入の禁止等の措置を講じる。

- 8 消火活動は、速やかに火災の状況を把握するとともに、事業者等と連携し迅速に行う。また、高知市消防活動基本規程に基づくほか、消火薬剤等を集中し一挙に鎮圧を図る。
- 9 消防局の消防力で消火困難な場合は、緊急消防援助隊、他の市町村、関係機関等に化学消防車、消火薬剤、化学消火用資機材等を含めた応援を要請する。
- 10 危険物等の災害による住民等の避難活動は、高知市災害対策本部が設置された場合は、第2編風水害対策計画の例による。
また、それ以外の場合は、状況に応じ、防災対策部と連携し実施するものとする。

第2節 林野火災対策

森林資源焼失や人家への被害を防ぐために林野火災予防及び応急対策について定める。

- 1 全国山火事予防運動などの機会をとらえ、ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業員、地域住民、小中学校の児童及び生徒等に次の事項を重点に林野火災予防意識の啓発を図る。
 - (1) 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
 - (2) たき火の場所を離れるときは完全に消火すること
 - (3) 強風時及び乾燥時には、たき火や火入れをしないこと
 - (4) 火入れの許可は必ず受けること
 - (5) たばこの吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
 - (6) 火遊びはしないこと
- 2 河川等の自然水利、林野火災に利用できる耐震性貯水槽などの水利、可搬式消火機材並びに林野火災用工作機材等の施設及び資機材の整備に努める。
- 3 林野火災が発生した場合は、速やかに高知県消防防災航空隊に偵察、空中消火などの緊急運航を要請する。
- 4 消火活動は、署隊、分団及び地元関係者と連絡を密にし、進入路の決定、担当場所の指定、補給体制の確保など統制のとれた活動を実施する。

- 5 火災が拡大し、高知市の消防力では消火が困難なときには、自衛隊及び緊急消防援助隊への応援要請並びに隣接市町村への応援協定に基づいた応援を要請する。
- 6 次の林野火災の場合は、高知県に即報するものとする。
 - (1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
 - (2) 空中消火を要請したもの
 - (3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- 7 林野火災による住民等の避難活動は、高知市災害対策本部が設置された場合は、第2編風水害対策計画の例による。

また、それ以外の場合は、状況に応じ、防災対策部と連携し実施するものとする。

第3節 特殊(CBREN)災害対策

毒・劇物施設の事故、テロ事件等によるCBREN(化学・生物・放射性物質・爆発物)災害に対する応急対策について定める。

- 1 テロ行為又は武力攻撃事態等発生時には、「高知市国民保護計画」に従い対応する。
- 2 特殊災害対応資機材については、調達が困難な資機材も有り、消耗品の補給も含め計画的な充実に努める。
- 3 消防局の活動は、「高知市消防特殊災害対応要綱」を基に高度救助隊を中心にした活動を実施する。
- 4 高知市の消防力で対応できない場合、又はそのおそれが想定される場合は速やかに自衛隊及び緊急消防援助隊の応援を要請する。
- 5 テロ(事前情報等その可能性がある場合も含む。)による災害等が発生した場合には、報告を高知県に行うと同時に消防庁にも直接報告し、併せて関係警察機関へも通報、又は情報提供を迅速に行う。
- 6 特殊災害による住民等の避難活動は、高知市災害対策本部が設置された場合は、第2編風水害対策計画の例による。

また、それ以外の場合は、状況に応じ、防災対策部及び応急救助機関等の関係機関と連携し、実施するものとする。

